第２次東御市一般廃棄物処理基本計画

（令和２年度改訂版）

（計画期間　平成２８年度～令和１２年度）

東　御　市

目　　次

第 1 章　計画の枠組み……1

1.1 計画の目的……1

1.2 計画の位置づけ……2

1.2.1 計画の位置づけ……2

1.2.2 関係法令……3

1.3 計画の対象地域……4

1.4 計画の対象廃棄物……4

1.5 計画の目標年度……4

1.6 広域化の取り組み……4

1.6.1 上田地域広域連合ごみ処理広域化計画について……4

1.6.2 第 4 次ごみ処理広域化計画策定までの経緯……5

第 2 章　市の概況……6

2.1 自然特性……6

2.1.1 位置及び市の概要……6

2.1.2 気象……6

2.2 社会特性……8

2.2.1 人口・世帯数……8

2.2.2 産業動向……10

2.2.3 土地の利用状況……11

2.2.4 交通の状況……13

2.2.5 都市計画基本構想……14

第 3 章　ごみ処理基本計画……17

3.1 ごみ処理の現況……17

3.1.1 ごみ処理・処分の流れ……17

3.1.2 ごみ処理の実績……26

3.1.3 ごみの性状……47

3.1.4 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量……49

3.1.5 ごみ処理に係る経費……50

3.1.6 その他ごみ処理に関する事項……51

3.1.7 国・県・近隣市町村の動向……53

3.2 ごみ処理の課題……55
3.2.1 全国・県・近隣市町村との比較……55
3.2.2 各目標数値の達成状況……57
3.2.3 課題の整理……60

3.3 ごみ処理基本計画……62
3.3.1 基本理念・方針……62
3.3.2 目標値……65
3.3.3 市民・事業者・市の役割……66
3.3.4 基本理念の実現へ向けた施策……67
3.3.5 人口及びごみ発生量の将来予測……73

第 4 章　生活排水処理基本計画……77

4.1 生活排水処理の現況……77
4.1.1 生活排水処理体系……77
4.1.2 生活排水処理形態別人口及び普及率……78
4.1.3 生活排水処理主体……81
4.1.4 し尿等収集運搬の現況……81
4.1.5 し尿等処理の現況……81
4.1.6 処理汚泥等の利用……84
4.1.7 その他生活排水処理に関する事項……84
4.1.8 生活排水処理の課題……84

4.2 生活排水処理基本計画……85
4.2.1 基本理念・方針……85
4.2.2 生活排水処理基本計画……86
4.2.3 生活排水処理施設の整備計画の概要……87
4.2.4 その他生活排水処理に関する事項……90

第 5 章　計画の進行管理……91

（資料）　SDGs とは……92

第1章 計画の枠組み

1.1 計画の目的

今日、人類の社会経済活動が及ぼす地球環境への負荷が増大し、環境問題をはじめ、様々な問題が露呈してきました。良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立する社会を将来世代へ引き継いでいくためにも、私たちはそれら環境負荷を削減していかなければなりません。

そのような中、国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）」の見直しを重ね、適正な処理を推進するとともに個別リサイクル法等の法的基盤の整備を行ってきました。現在は、「循環型社会形成推進基本法（平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）」に基づく、「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）」に沿って、天然資源消費の抑制と環境負荷の低減が実現された「循環型社会」の形成が目指されています。

東御市（以下、「本市」という。）においても、平成 18 年 3 月に第 1 次一般廃棄物処理基本計画を策定し、適正なごみ処理を進めるための基本的事項を示しました。その後、平成 23 年 3 月に後期計画として改定を行い、平成 28 年 3 月には、第 1 次計画の計画期間の満了に伴い現在の計画である第 2 次計画として本市の現状等を再整理し、本市における資源循環型社会形成等を目的として策定を行いました。

第 2 次一般廃棄物処理基本計画は概ね 5 年ごとに改訂をすることになっていることから、今回必要な見直しを行い、令和 2 年度改訂版（以下、「本計画」という。）として策定しました。

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して世界が一丸となって達成すべき国際目標です。

目標には水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系等の地球環境と密接に係わるものが多く含まれており、とりわけ気候変動による影響は我が国にも表れており、IPCC 第 5 次評価報告書によれば地球温暖化には疑う余地がないとされています。

我が国の環境基本計画でも温室効果ガスの迅速な削減を進めるとともに、SDGs を踏まえた持続可能な社会を目指すとしており、本計画においても SDGs の視点を持ちながら各施策を推進すると共に、その達成にも貢献します（SDGs の詳細事項は、P92 以降掲載）。

1.2　計画の位置づけ

1.2.1　計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、長期的・総合的視野に立って、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための基本的な事項を定めるものです。

なお、本計画は、「第二次東御市総合計画」を上位計画とし、廃棄物・リサイクル関連法、「長野県廃棄物処理基本計画」、「東御市環境基本計画」、「東御市廃棄物処理及び清掃に関する条例」等との整合を図り策定しました。

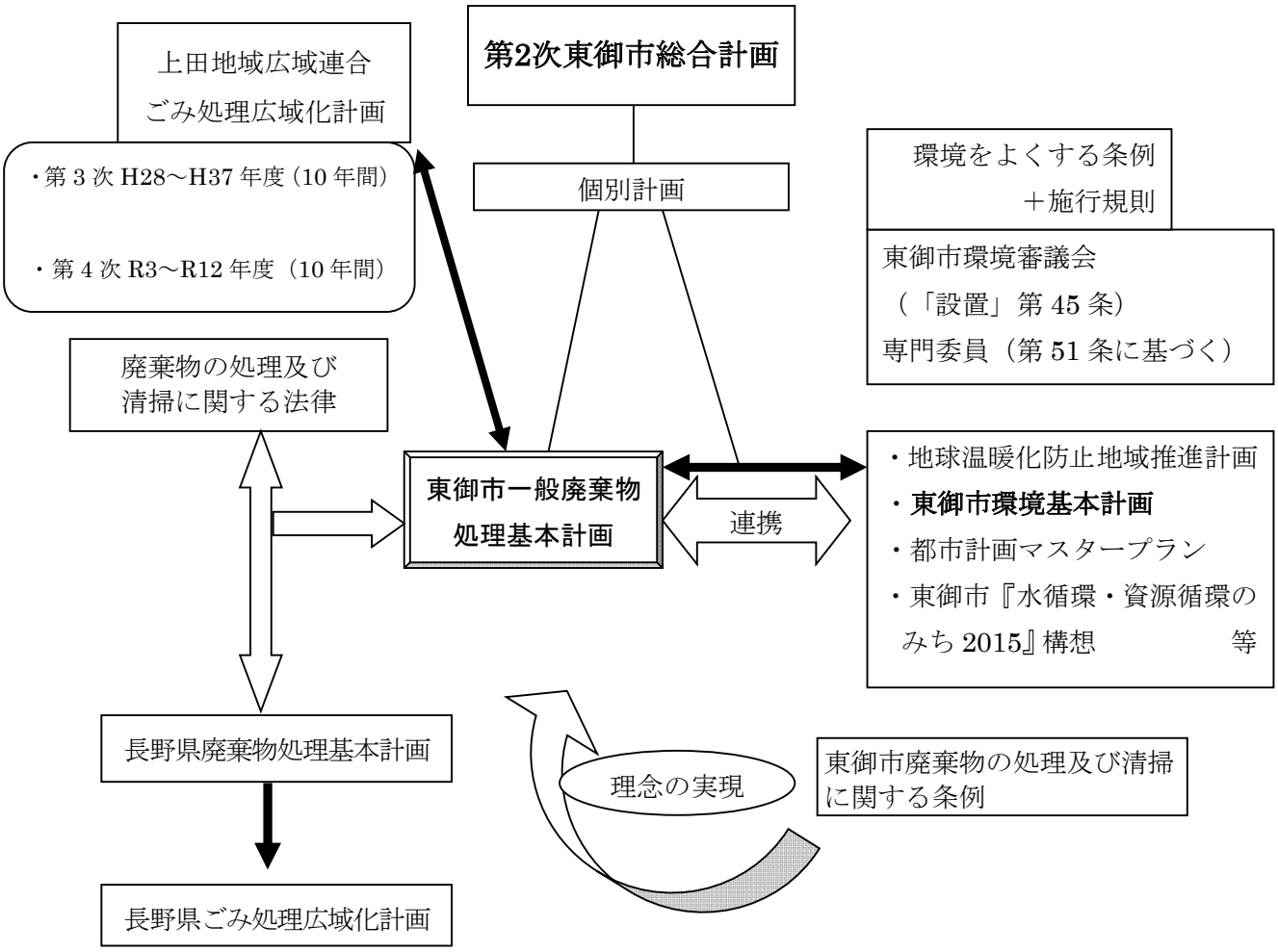

図 1-1　計画の位置づけ

1.2.2　関係法令

環境保全についての基本理念を定めた「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号)」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として循環型社会形成推進基本法が制定されました。その下で、廃棄物の適正処理等に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月法律第 48 号)」及び個別の物品のリサイクルに関する法律が定められ、環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系が形成されています。

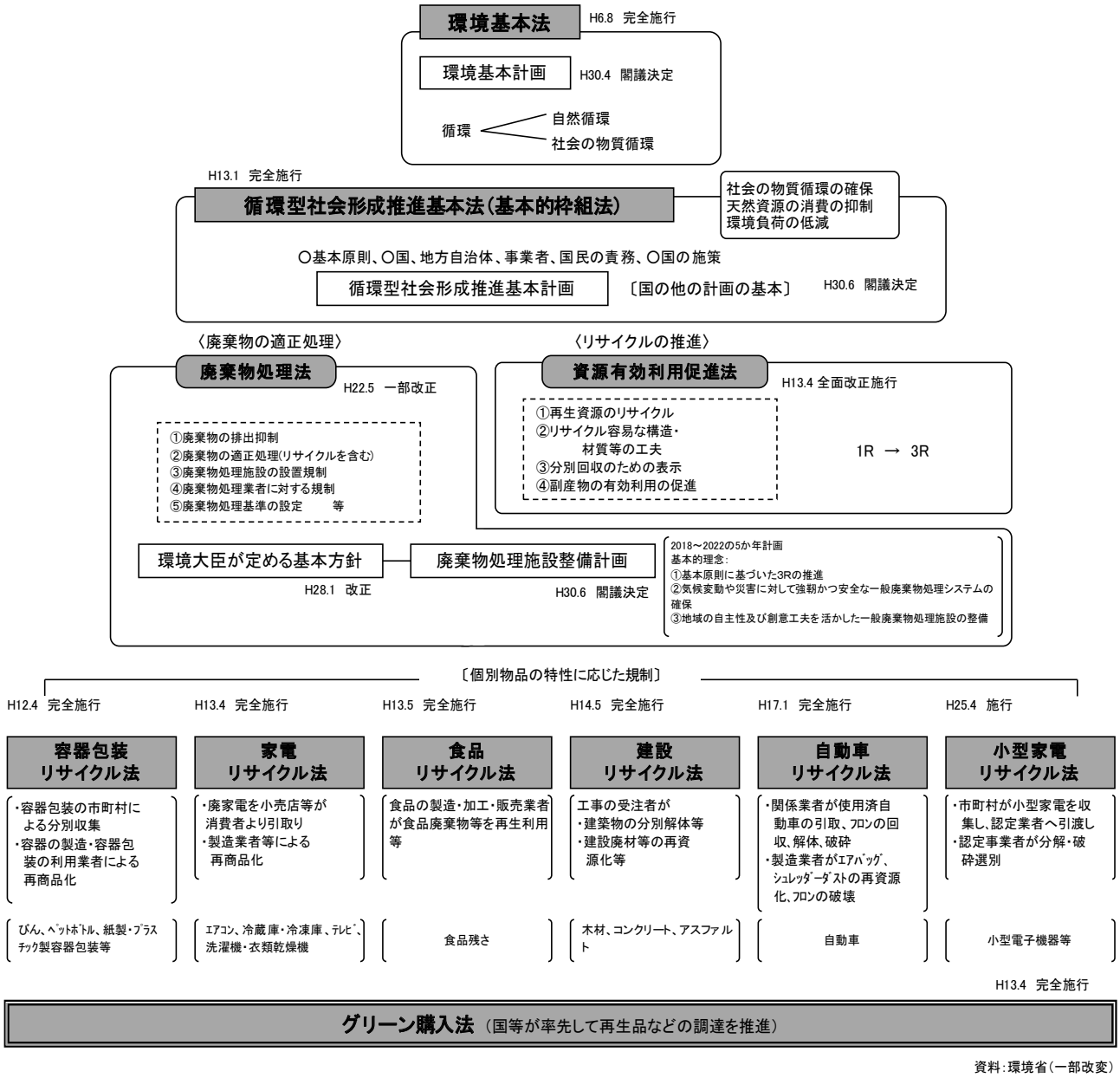

資料:環境省(一部改変)

図 1-2　循環型社会形成推進のための法体系

1.3　計画の対象地域

本計画の対象地域は、東御市全域とします。

1.4　計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、本市内全域から発生する一般廃棄物とします。

1.5　計画の目標年度

本計画の対象期間は、平成 28 年 3 月策定の前期計画の計画期間である平成 28 年度から 15 年間とし、令和 12 年度を計画目標年度に位置付けます。なお、本計画は、概ね 5 年ごとに改訂を行うことにしていることから改訂年度にあたる令和２年度に見直しを行うものです。

以降についても、本計画は概ね 5 年ごとに改訂するほか、諸条件に大きな変動があった場合には適宜見直しを行います。

1.6　広域化の取り組み

1.6.1　上田地域広域連合ごみ処理広域化計画について

旧厚生省（現環境省）は平成 9 年 1 月「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」を策定し、今後遵守すべき基準と対策を示すとともに、恒久的なダイオキシン類対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約する必要性を示しました。方針として、「可能な限り 300(最低でも 100)トン／日以上の全連続炉を設置できるよう市町村を広域ブロック化する。」という方向性が示され、これを受けて、長野県は市町村の意向も取り入れる等して、「長野県ごみ処理広域化計画」をとりまとめました。

この流れを受け、旧東部町は上田地域ブロックに、旧北御牧村は佐久地域ブロックにそれぞれ組み込まれ、旧東部町を含んだ上田地域広域連合（以下、「広域連合」という。）は、ごみ処理事業の広域化を図るために、「第 1 次ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定)」（以下、「広域化計画」という。）を策定しました。広域化計画では、循環型社会の構築を目指し、広域的なごみ処理事業を推進していくための基本的な考え方が示されています。

平成 16 年 4 月以降市町村合併が相次いだことから、以下の市町村で上田地域ブロックを構成することとなりました。

上田地域ブロックの構成市町村（令和3年3月現在）

上田市、東御市、長和町、青木村

その後、平成 21 年度に、「第 2 次ごみ処理広域化計画」を、平成 27 年度には「第 3 次ごみ処理広域化計画」を策定し、令和 2 年度において、計画期間が令和 3 年度から始まる「第 4 次ごみ処理広域化計画（計画期間：令和 3～12 年度)」を策定しました。

1.6.2　第 4 次ごみ処理広域化計画策定までの経緯

広域連合では、今後の広域的なごみ処理へ向けた取り組みとして、資源循環型施設として統合クリーンセンター及び統合リサイクルプラザの建設を計画してきました。

施設の建設については、二度にわたって施設建設候補地を選定する委員会を組織し、選定を行ってきましたが、地元の同意は得られませんでした。その後、「ごみ処理の必要性」と「施設の建設候補地の選定」を地域の方々に考えていただきたい思いから、平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日にかけて建設候補地を募集し、8 地区から応募をいただきました。応募のあった地区の現地調査や評価を実施し、候補地を 3 箇所まで絞り込みましたが、候補地周辺の住民の反対による更なる詳細調査ができないことから、候補地決定に至りませんでした。隣接の既存施設、周辺土地利用を含めた多面的な検討を行い、最終的に、し尿処理施設「清浄園」を廃止した上で、資源循環型施設の候補地とする提案が平成 24 年 6 月 7 日にされました。

第 3 次広域化計画では、資源循環型施設の稼動目標年度を令和 7 年に、また、ごみ減量化目標値達成年度を令和 2 年度と定めていました。第 3 次計画の策定後、建設候補地周辺を対象とした住民説明会が開催され、資源循環型施設建設対策連絡会と更なる話し合いを重ねるとともに、学識経験者、住民代表、行政が参加する資源循環型施設検討委員会で、安全・安心な施設の在り方等について議論が行われ、これらの経緯の中で、協議結果を尊重し、施設整備の基本方針に取り込むとともに、改めてごみ減量化目標等を設定するため「第 4 次ごみ処理広域化計画」が策定されることとなりました。

第 3 次広域化計画では、可燃ごみについて、北御牧地区を含めた東御市全体が対象地域に組み込まれているため、東御市全体で可燃ごみの減量化目標値の達成を目指し、構成市町村で唯一達成をすることができました。「第 4 次ごみ処理広域化計画」においても、更なるごみの減量化、３R の推進を目指していきます。

（第 4 次ごみ処理広域化計画）

対象地域　上田市、東御市、長和町、青木村の 2 市 1 町 1 村

計画期間　令和 3 年度～令和 12 年度（10 年間）

ごみ減量化目標及び減量化施策　令和 7 年度を見据えて設定

第2章 市の概況

2.1 自然特性

2.1.1 位置及び市の概要

本市は平成 16 年 4 月 1 日に旧東部町と旧北御牧村が合併し、長野県下で第 18 番目の新市「東御市」として誕生しました。長野県の東部に位置しており、北は群馬県嬬恋村に、西は上田市に、南は立科町、佐久市に、東は小諸市に接し、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積 112.37km^2 です。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯ノ丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山を眼前に見ることができます。ほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過しています。また、上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジがほぼ中央にあり、国道 18 号と主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）が東西の幹線道路となっています。

出典：東御市 HP

図 2-1 東御市の位置

2.1.2 気象

本市の気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。気温は年間を通じて冷涼で日較差･年較差が大きく、年間降水量は 700～1,000mm 前後、全国でもまれな降水量の少ない地域となっています。

過去 10 年間における月間降水量及び月間平均気温を図 2-2 に、年間降水量及び気温（最高）を図 2-3 に示します。

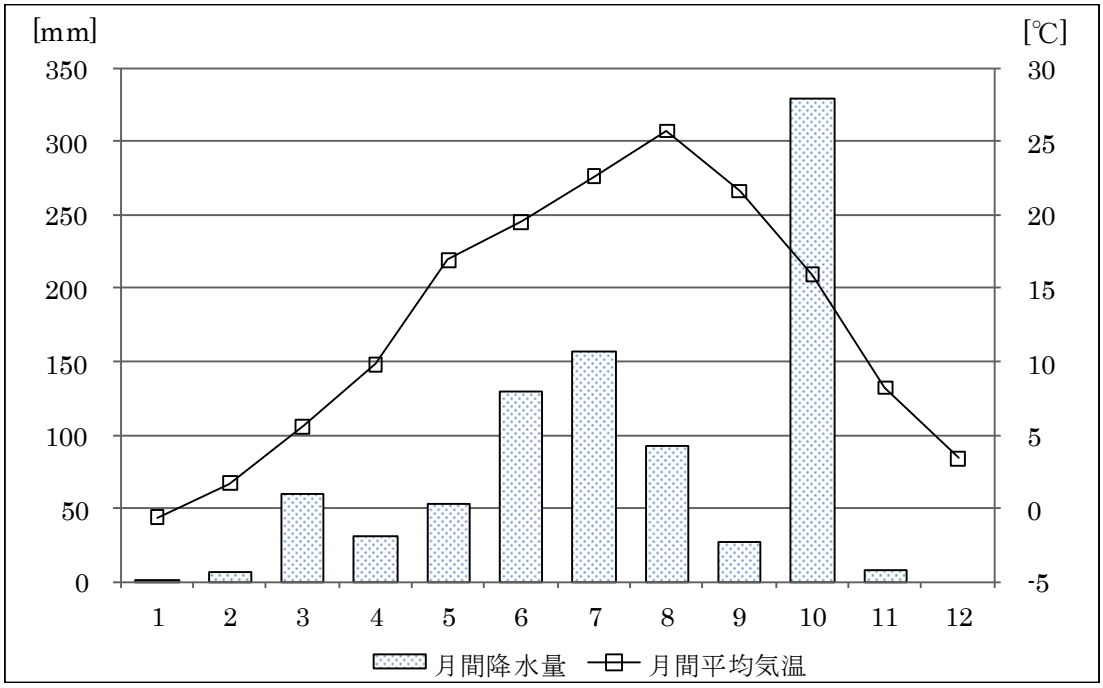

出典：東御市の統計（各種統計グラフ）

図 2-2　月間降水量及び月間平均気温

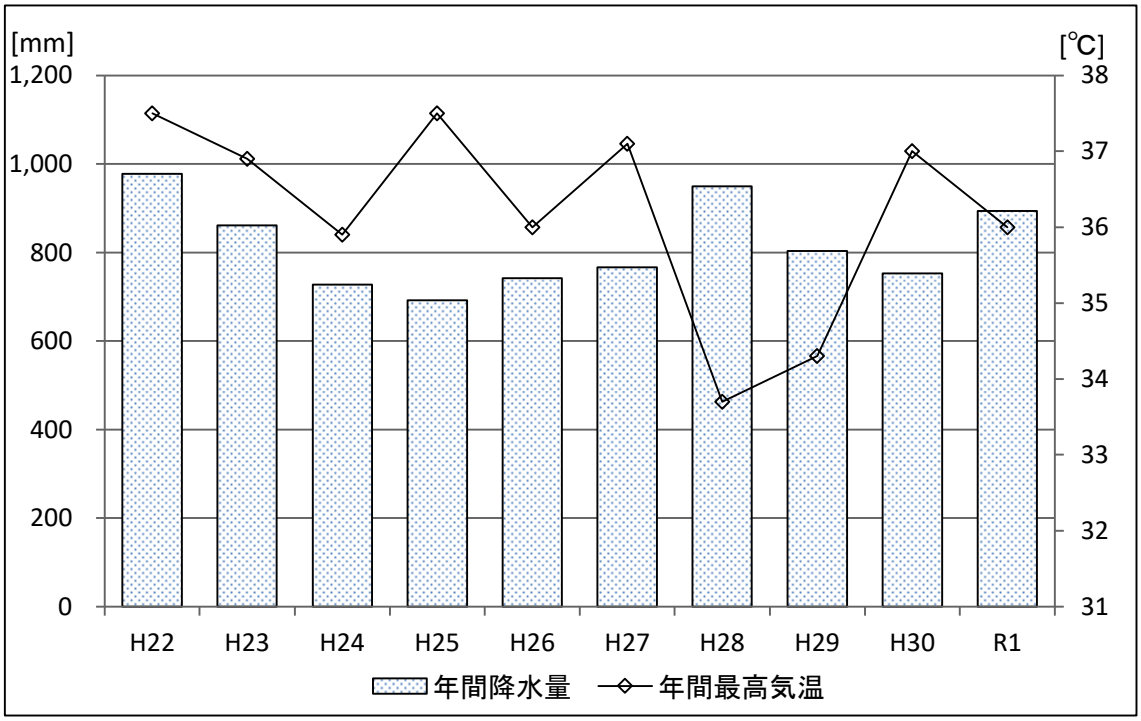

出典：東御市の統計（各種統計グラフ）

図 2-3　年間降水量及び気温（最高）

2.2　社会特性

2.2.1　人口・世帯数

過去 10 年における本市の人口及び世帯数の推移を表 2-1 と図 2-4 に示します。

本市の人口は平成 22 年以降減少傾向で、令和元年の人口を平成 22 年と比較すると、約 4.8%減少しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯人員は減少傾向にあります。

表 2-1　人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日時点）

	単位	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
総人口	人	31,638	31,467	31,277	31,219	30,983	30,805	30,666	30,437	30,261	30,112
総世帯数	世帯	11,508	11,545	11,489	11,727	11,723	11,790	11,843	11,946	12,023	12,122
世帯人員	人/世帯	2.75	2.73	2.72	2.66	2.64	2.61	2.59	2.55	2.52	2.48

出典：東御市 HP の各月の人口

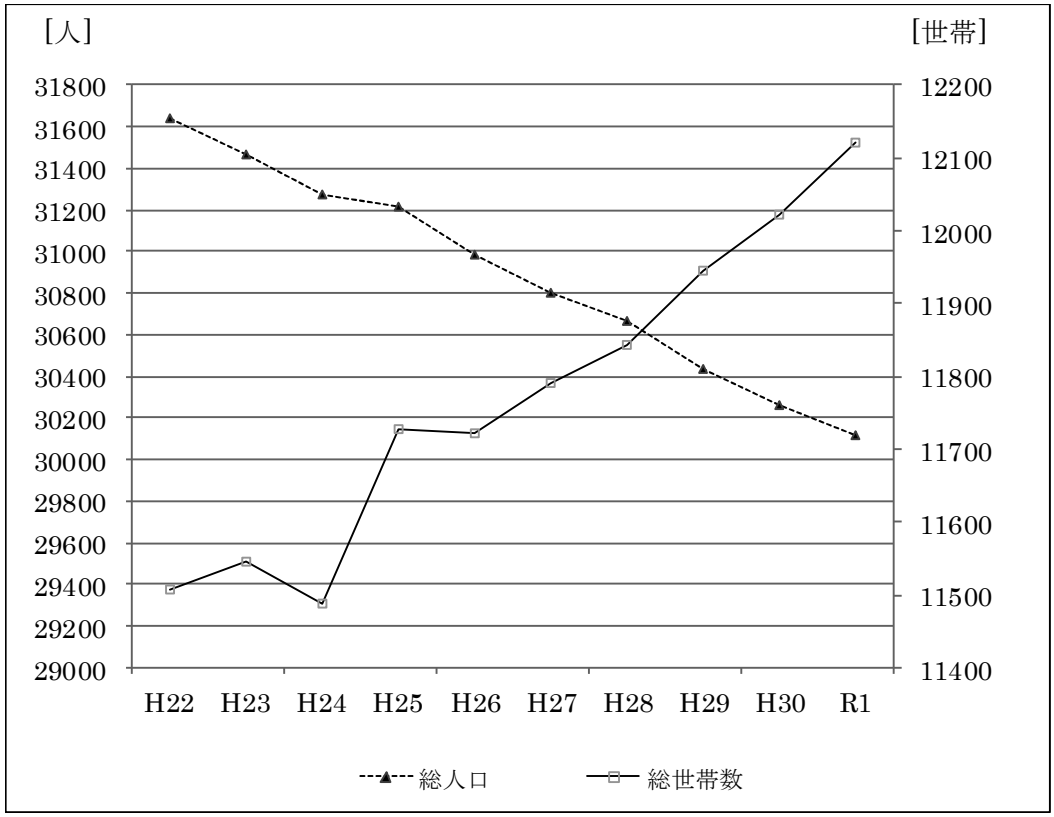

出典：東御市 HP の各月の人口

図 2-4　人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日時点）

平成 30 年度の年齢別男女別人口を図 2-5 に示します。

人口分布に特定世代への大きな偏りは見られませんが、80 代以上の女性が多く、20 代以下が他世代に比べ少なくなっています。男女別人口は男性が 49.40%、女性が 50.60%を占めており、ほぼ同じ割合となっています。

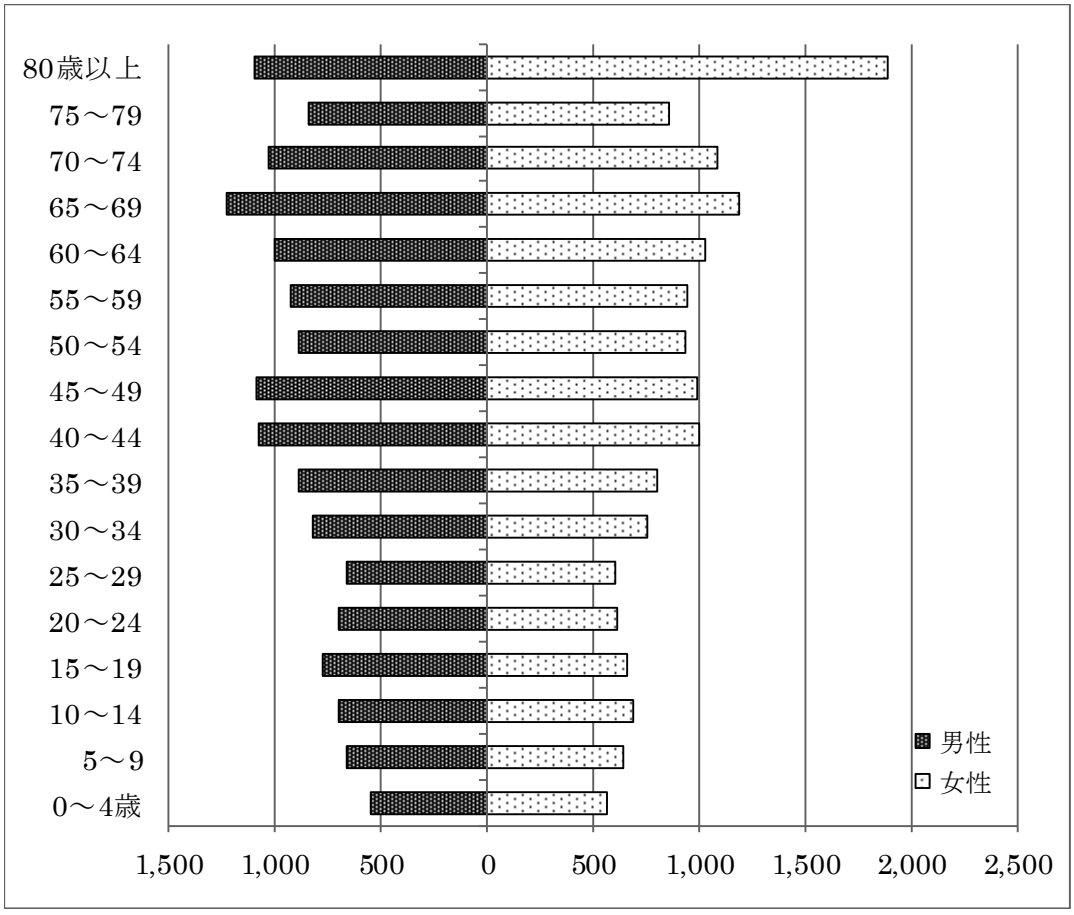

出典：住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）

図 2-5　年齢別男女別人口（平成 31 年 3 月 31 日時点）

2.2.2　産業動向

本市の産業大中分類別の就業者数を表 2-2、構成比を図 2-6 に示します。

就業者数は第 1 次産業及び第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増加しています。

表 2-2　産業大中分類別の就業者

区分（～12 年）	旧町村の別	従業者数（人）		区分（17 年～）	従業者数（人）		
		平成 7 年	12 年		17 年（東御市）	22 年	27 年
総数（①+②+③+④）	旧東部町	13,702	13,612	総数（①+②+③+④）	16,366	15,344	15,317
	旧北御牧村	3,158	3,018				
①第 1 次産業	旧東部町	2,130	1,847	①第 1 次産業	2,470	1,880	1,835
	旧北御牧村	807	721				
農業	旧東部町	2,124	1,837	農業	2,463	1,856	1,812
	旧北御牧村	807	720				
林業	旧東部町	6	10	林業	6	24	23
	旧北御牧村	—	1				
漁業	旧東部町	—	—	漁業	1	—	—
	旧北御牧村	—	—				
②第２次産業	旧東部町	5,466	5,252	②第２次産業	5,229	4,939	5,001
	旧北御牧村	1,215	1,112				
鉱業	旧東部町	5	16	鉱業	7	9	11
	旧北御牧村	—	3				
建設業	旧東部町	1,467	1,241	建設業	1,178	1,024	1,001
	旧北御牧村	434	360				
製造業	旧東部町	3,994	3,995	製造業	4,044	3,906	3,989
	旧北御牧村	781	749				
③第３次産業	旧東部町	6,068	6,504	③第３次産業	8,654	8,411	8,449
	旧北御牧村	1,135	1,185				
電気・ガス・熱供給・水道業	旧東部町	46	62	電気・ガス・熱供給・水道業	42	54	36
	旧北御牧村	9	10				
運輸・通信業	旧東部町	665	616	情報通信業	160	175	165
	旧北御牧村	134	126	運輸業	660	668	657
卸・小売業	旧東部町	2,174	2,290	卸・小売業	2,598	2,191	2,163
	旧北御牧村	376	397	金融・保険業	232	244	211
金融・保険業	旧東部町	240	239	不動産業	68	114	139
	旧北御牧村	31	31	飲食店	714	—	—
不動産業	旧東部町	59	63	医療・福祉	1,241	1,532	1,727
	旧北御牧村	7	4	教育、学習支援業	604	621	572
サービス業	旧東部町	2,545	2,886	複合サービス事業	299	160	206
	旧北御牧村	478	521	サービス業	1,670	2,236	2,172
公務	旧東部町	339	348	公務	366	416	401
	旧北御牧村	100	96				
④分類不能の産業	旧東部町	38	9	④分類不能の産業	13	114	32
	旧北御牧村	1	—				

（注 1）平成 17 年調査から第３次産業の分類内訳が変更

（注 2）平成 22 年以降、サービス業は学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）を含む。

出典：東御市の統計（2019）

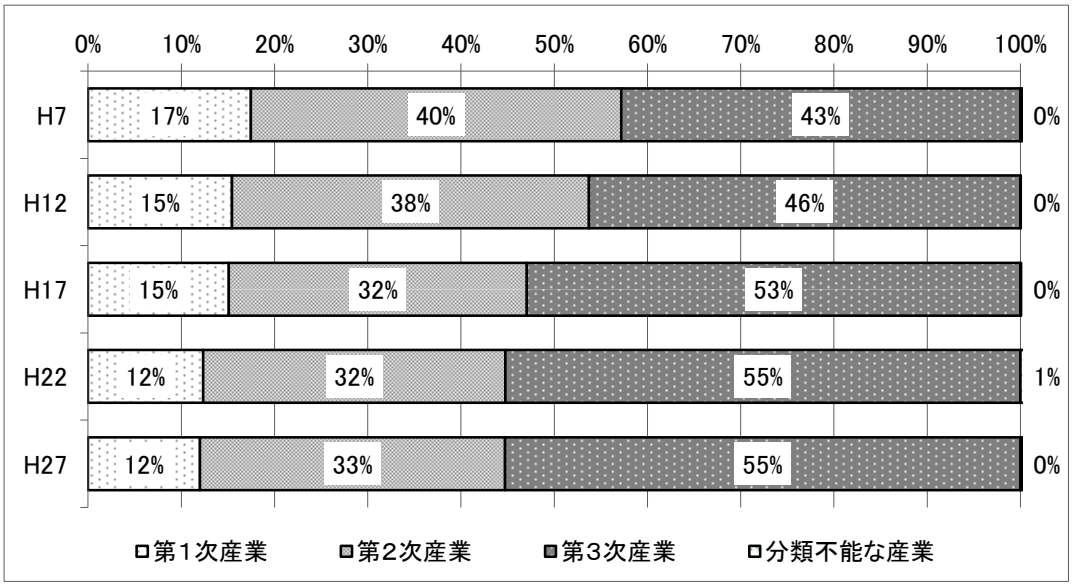

出典：東御市の統計（2019）

図 2-6　産業大分類別の就業者数の構成比

2.2.3　土地の利用状況

本市の地目別利用面積を図 2-7、その過去 5 年間の推移を図 2-8、用途地域別指定面積構成比を図 2-9 に示します。

平成 31 年 1 月現在における地目別面積の構成比率は、山林が約 56%と最も多く、続いて畑、田となっています。この構成比率の推移をみると、畑の割合が年々微減傾向にあり、宅地の割合が微増傾向にあります。また、「都市計画法」に基づく令和 2 年 1 月現在の用途地域別の指定面積構成比率は第 1 種住居地域が約 29%を占めており、次いで、第 1 種低層住居専用地域、工業地域となっています。

本市における宅地化の進行は、幹線道路沿道のほか、集落地の周辺等においても拡がりが見られます。また、農地転用状況では用途地域内に比べ、用途地域外での転用件数の増加が顕著となっており、市街地の外延化が進行しています。

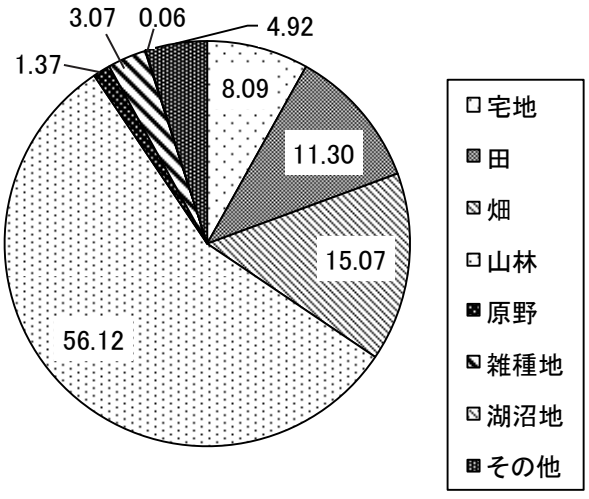

出典：東御市の統計（2019）

図 2-7　地目別利用面積（%）

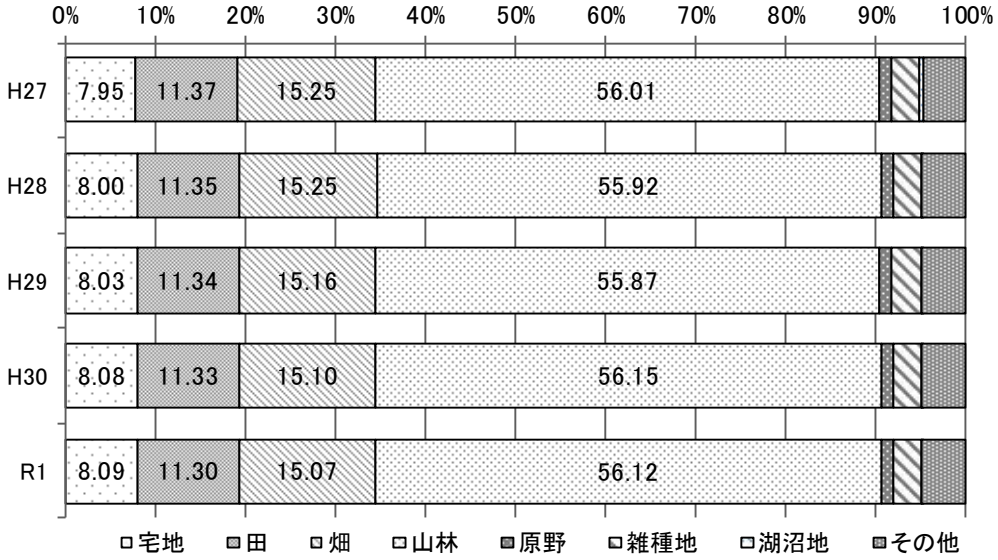

出典：東御市の統計（2019）

図 2-8　地目指定面積構成比

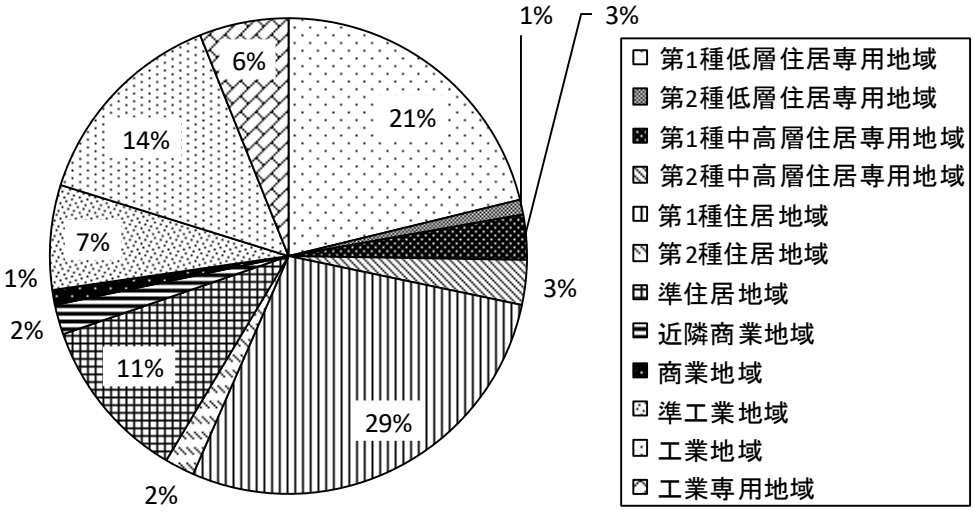

出典：東御市の統計（2019）

図 2-9　用途地域別指定面積構成比（令和２年１月現在）

2.2.4　交通の状況

市内を通る「しなの鉄道」の田中駅及び滋野駅における乗車・降車人員を表 2-3 に示します。

本市では、鉄道のほか、平成 18 年度よりデマンド交通と定時・定路線交通の 2 つの運用方式を公共交通の手段として機能させています。デマンド交通は利用者宅の戸口から目的地の戸口までの乗合移送を、定時・定路線交通は朝夕の通勤・通学の交通手段を確保することを目的としています。

現状では、少子化の進展と自家用車の利用により、公共交通機関の利用者数が減少、収益の悪化へと繋がり、鉄道・バスの便を縮小せざるを得ない状況があります。公共交通の維持・活性化を進める仕組みが必要とされています。

表 2-3　田中駅及び滋野駅における乗車・降車人数（人）

駅名	年度	乗車人員		降車人員		乗降者総数
		年間	一日平均	年間	一日平均	
田中駅	H30	434,266	1,190	430,978	1,181	865,244
滋野駅	H30	143,547	393	145,010	397	288,557

出典：東御市の統計（2019）

（一日平均の小数点以下は四捨五入）

2.2.5　都市計画基本構想

(1)　とうみ夢・ビジョン 2019

「第 2 次東御市総合計画・後期基本計画」では、市民が共通して目指すことのできる将来都市像を掲げ、その実現を目指すための目標と政策を定めています。

その中で、「ごみの適正処理と減量・資源化の推進」、「下水道事業の経営基盤の充実」、「広域連携による共同事業の促進」を掲げ、適正な一般廃棄物処理の推進を目指しています。

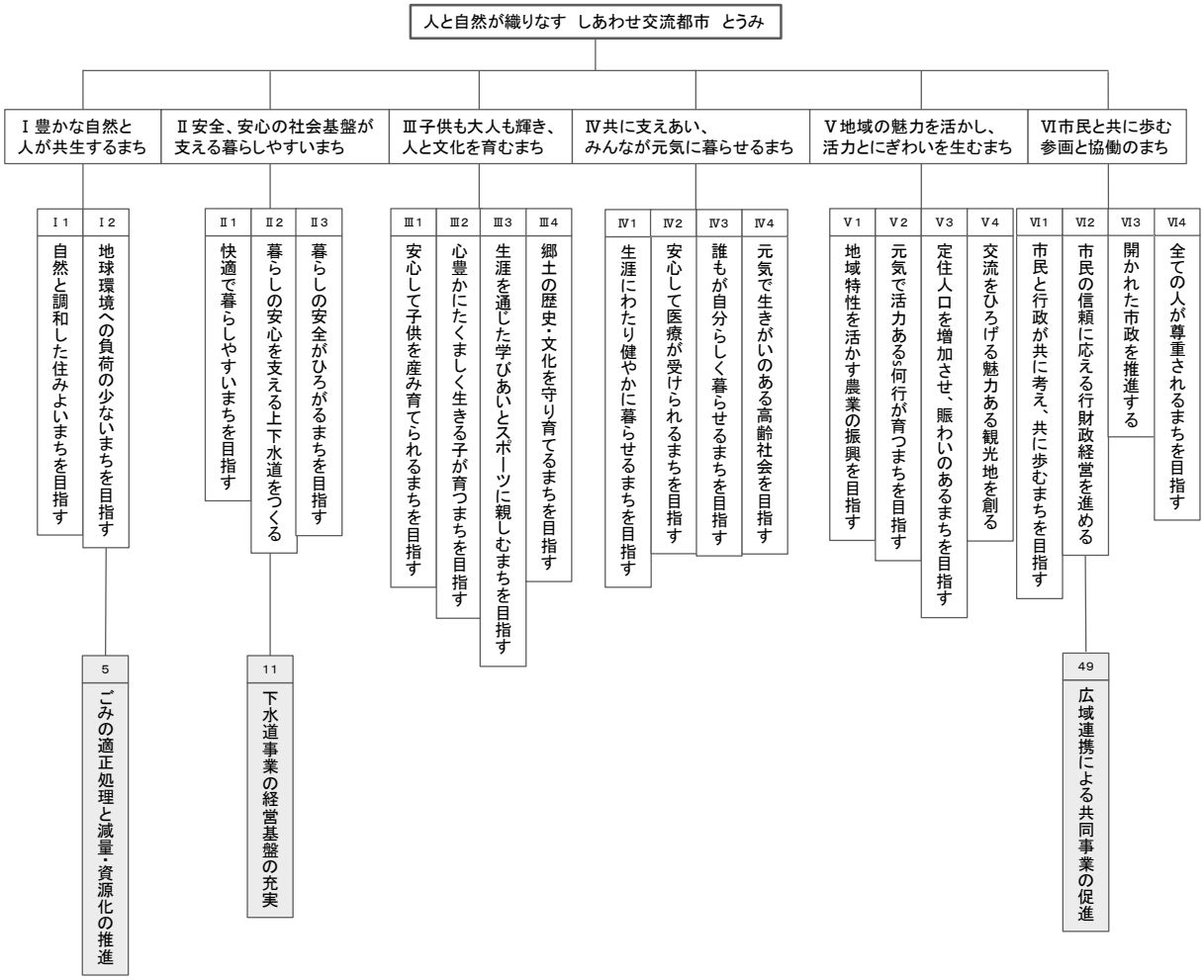

出典：「第 2 次東御市総合計画・後期基本計画」

図 2-10　総合計画中のごみ処理政策

ア　ごみの適正処理と減量・資源化の推進

本市における人口が減少している中、平成 23 年度よりごみの量が微増傾向にあります。ごみの適正処理と減量・資源化を推進するため、処理施設の計画的な運営・管理によるごみ処理の適正化を進めるとともに、生ごみリサイクルシステムの適正な運営と更なる資源化に向けた取り組みを進めていきます。

イ　下水道事業の経営基盤の充実

本市の下水道事業は、人口減少に伴って料金収入が期待できない中、施設の老朽化が進行し維持管理費が増大している状況があります。生活並びに社会基盤としての下水道の機能を維持していくためにも、下水道施設の統合を進めることにより、処理施設の効率的な維持管理等経営基盤の安定と強化を図っていきます。

ウ　広域連携による共同事業の促進

現在、上田地域広域連合、佐久広域連合、上田地域定住自立圏及び佐久地域定住自立圏において、広域にわたって処理することが効率的な事務を共同処理し、関係市町村が互いに支え合うことで広域的な連携を進めています。その一つの取り組みとして、ごみ処理事業が含まれており、広域計画等に基づき、事業を進めていきます。

(2)　とうみ環境（エコ）プラン

「とうみ環境（エコ）プラン（東御市環境基本計画）（平成 18 年 3 月策定)」は、本市の将来のまちづくりを環境面から実現していこうとするもので、自然環境対策や公害問題、防犯・防災対策等、環境に関する総合的な計画となっています。その中で、ごみ問題への対策も掲げており、ごみの減量化や不法投棄対策等、良好な環境を維持する重要な取り組みとして位置付けています。

とうみ環境（エコ）プランは本計画と同様、平成 27 年度に計画見直しが実施され、平成 28 年 2 月に第 2 次計画が策定され、令和 2 年度に中間見直しが行なわれ令和 3 年 3 月に改訂を行いました。

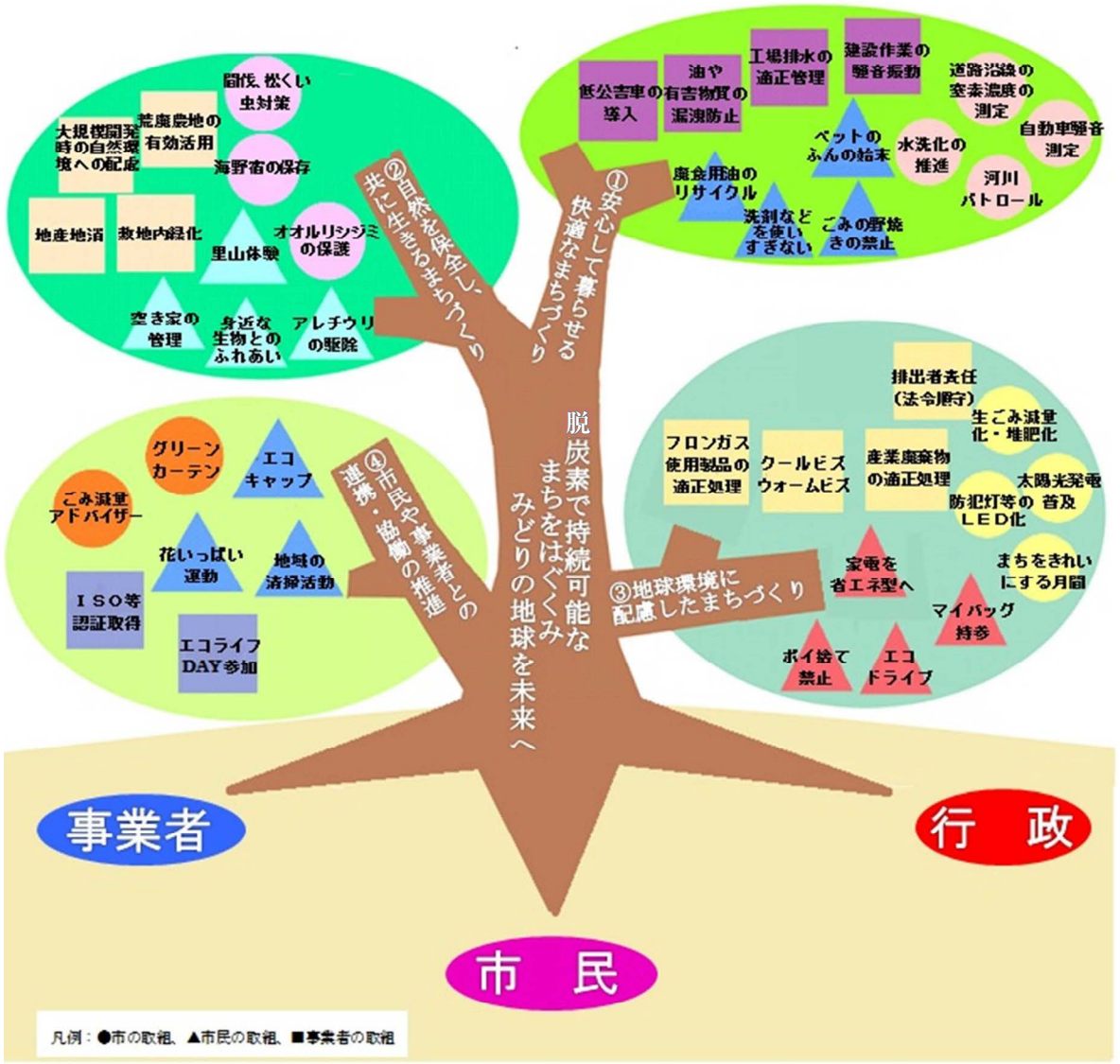

出典：東御市環境基本計画（令和３年３月）

図 2-11　東御市の環境樹

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現況

3.1.1 ごみ処理・処分の流れ

本市は、平成 16 年 4 月 1 日に旧東部町と旧北御牧村が合併し、新しく東御市となりました。そのため、ごみ処理については旧町村の制度がほぼそのままの形で引き継がれ、2 つの施設で処理を行ってきましたが、令和 2 年 12 月 1 日から、ごみ処理施設が 1 つになりました。表 3-1 に東御市のごみ処理施設を示します。

表 3-1 東御市のごみ処理施設

処理形態		処理施設
中間処理	焼却施設	東部クリーンセンター（上田地域広域連合）
		川西清掃センター（川西保健衛生施設組合） **【令和 2 年 11 月 30 日共同処理終了】**
	生ごみリサイクル施設	生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」（東御市）
	不燃物処理施設	東御市不燃物処理施設（東御市）
		川西清掃センター（川西保健衛生施設組合） **【令和 2 年 11 月 30 日共同処理終了】**
最終処分	最終処分場	東御市一般廃棄物最終処分場（東御市）
		川西一般廃棄物最終処分場（川西保健衛生施設組合） **【令和 2 年 11 月 30 日共同処理終了】**

北御牧地区のごみ処理を行ってきた川西保健衛生施設組合は、令和 2 年 11 月 30 日をもって、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物等の共同処理を終了したため、令和 2 年 12 月 1 日から、東御市全体のごみ処理を従来の東部地区で行ってきた処理施設に一本化しました。

なお、2 つの地域で異なった分別区分を採用してきたことから、本計画では、各地区での実績整理のため、その分別区分と収集回数を表 3-2、表 3-3 に、出し方と指定袋を表 3-4、表 3-5 に、ごみ処理フローを図 3-1、図 3-2 に示します。また、図 3-3 及び図 3-4 には、令和元年度のごみ処理量を含めたごみ処理フローを示します。

表 3-2　ごみの分け方と収集回数（東御市全域）　（令和 2 年 12 月 1 日現在）

場所	分別区分			出せるもの	収集回数
ごみステーション	生ごみ			台所ごみ	週2回
	もやせるごみ			紙くず、木くず、枝葉、皮革類・くつ、布類、その他	週2回
	もやせないごみ（資源ごみ）				
		プラスチック			
			容器包装プラスチック		
				きれいなもの：レジ袋、菓子・パン・衣類品・化粧品の包装、薬の容器、洗剤容器、持ち帰り弁当、プリン・ヨーグルト・シャンプー等の容器など、即席めんカップ、卵パック、キャップ、豆腐・こんにゃく等のトレイ　など	月3～4回
				汚れの落ちないもの：容器包装プラスチックで汚れの落ちないもの	月1回（同じ日に出す）
			容器包装以外のプラスチック（道具系のプラスチック）	バケツ、ハンガー（プラスチック製）、ホース、プチプチ、ストロー、プラスプーン・フォーク、風呂桶、CD、ビデオテープ、フィルム、歯ブラシ、スポンジ、ひも・PPバンド　など	月1回（同じ日に出す）
		カン（飲食品用）		飲料缶、食用缶	月2回
		びん（飲食品用ガラス製）		茶色	月1回 色によって出す日が異なる
				無色透明	
				その他の色	
		もやせないごみ（その他金物等）		陶器・ガラス（茶わん・コップ、化粧品、割れびんなど）、金属類・主に金属でできたもの（なべ、刃物、炊飯器、自転車、ペンキ缶、ラジオ、レンジの油よけ、洗濯物干ハンガー）、ライター　など	月1回
	有害ごみ				年2回
		乾電池		乾電池・ボタン電池	
		蛍光管		蛍光管	
		電球・体温計・点灯管等		電球・体温計・温度計・ライター	
ストックヤード（物置）	資源物				
		新聞・雑誌等		新聞紙・広告、雑誌・雑紙・本、ダンボール、衣類等	月1回
		ペットボトル等		ペットボトル、発泡スチロール・トレー、紙パック	月1回
クリーンセンター	粗大ごみ・その他				
		処理できるもの		木のタンス、木の机・イス、じゅうたん、ふとん、引越などの多量のごみ	持ち込み
廃棄物処理業者		処理できないもの		たたみ、剪定枝、電子レンジ、ベッド、フロなど	持ち込み

※北御牧地区の収集回数は、表 3 - 3 のとおりで、生ごみ、汚れプラスチックの分別を開始した。

表 3-3　ごみの分け方と収集回数（北御牧区域）（令和 2 年 11 月 30 日まで）

<table>
<tr><th>場所</th><th colspan="3">分別区分</th><th>出せるもの</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td>ステーション</td><td colspan="3">もやせるごみ</td><td>台所ごみ、紙くず、皮革類・くつ、紙おむつ</td><td>週2回</td></tr>
<tr><td rowspan="12">各区公民館等</td><td colspan="4">資源（分別）ごみ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">紙類</td><td>新聞</td><td>新聞紙</td><td rowspan="5">月1回
（同じ日に出す）</td></tr>
<tr><td>雑誌・紙類</td><td>雑誌・雑紙・書類</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>紙パック（牛乳パック等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">衣類</td><td>衣類</td></tr>
<tr><td colspan="2">カン（飲食品用）</td><td>飲料缶、食用缶</td><td>月1回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＰＥＴボトル（飲食品用）</td><td>ＰＥＴボトル</td><td rowspan="3">週1回
（同じ日に出す）</td></tr>
<tr><td colspan="3">プラスチック</td></tr>
<tr><td rowspan="2">容器包装プラスチック</td><td>きれいなもの</td><td>ボトル・器物、色付トレー、薄いもの（菓子袋・冷凍食品袋）</td></tr>
<tr><td colspan="2">容器包装以外のプラスチック（道具系のプラスチック）</td><td>その物が単体のプラスチック（ざる、ストロー、PPバンド、歯ブラシ、プラスプーン・フォークなど）</td><td>週1回</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん（飲食品用ガラス製）</td><td>茶色、無色透明、その他の色</td><td>週1回</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロール・トレー</td><td>発泡スチロール（白限定）、食品トレー、保冷箱</td><td rowspan="2">月2回
（同じ日に出す）</td></tr>
<tr><td>ステーション</td><td colspan="3">もやせないごみ</td><td>陶器・ガラス（茶わん・コップ、化粧品など）、金属類・主に金属でできたもの（一斗缶、工具、刃物、ポット、なべ、電球など）、汚れの落ちないビニール</td></tr>
<tr><td>公民館</td><td colspan="3">有害ごみ</td><td>乾電池、蛍光管、体温計・温度計、ライター</td><td>年2回</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ処分場</td><td colspan="3">粗大ごみ</td><td>タンス、布団、自転車、ストーブ、トタン、電気こたつ、机、イスなど、指定袋に入らない大きい物（目安とし1斗缶より大きい物）</td><td>持ち込み</td></tr>
</table>

ごみの分別って必要？

ごみの分別はとても大切です。その一つ目の理由は、ごみの再生利用を促すためです。東御市で収集されるもやせないごみ（資源ごみ）や資源物は、製品の原料へリサイクルされ、新たな製品として利用されています。貴重な天然資源を後世世代へ遺すためにも、ごみの分別は大切です。二つ目の理由は、燃やすごみの量を減らし、気候変動への影響を抑えるためです。ごみを燃やす段階でも二酸化炭素を主とする温暖化効果ガスが排出されます。燃やすごみの量を減らし、ガスの発生を抑制するためにも、ごみ分別は重要といえます。

ごみ分別のために私たちができること！

分別区分を把握し、適切にごみを分けること

商品購入時に、分別しやすい製品を選ぶこと

表 3-4　ごみの出し方と指定袋（東御市全域）　（令和 2 年 12 月 1 日現在）

場所	分別区分	排出荷姿	指定袋購入価格	備考
ごみステーション	生ごみ	生ごみ専用袋を大型集積バケツまたは収集袋に入れて出す	家庭系 ・10ℓ（10枚入）200円 事業系 ・30ℓ（10枚入）350円	事業系は、生ごみリサイクル施設へ持ち込み
	もやせるごみ	指定袋で出す (赤色)	家庭系 ・M（20枚巻）1,000円 ・S（20枚巻）　700円 ・10ℓ（20枚巻）　500円 事業系 ・M（20枚巻）1,700円 ・S（20枚巻）1,300円	1家庭5個 1事業所 2個まで ステーションに出せる
	もやせないごみ（資源ごみ）			
	プラスチック			
	容器包装プラスチック			
	きれいなもの	指定袋で出す (紫色)	・M（20枚巻）200円 ・S（20枚巻）150円	
	汚れの落ちないもの	指定袋で出す （緑色）	10ℓ（10枚巻）100円	
	容器包装以外のプラスチック （道具系プラスチック）	透明ポリ袋で出す （レジ袋は不可）		
	カン（飲食品用）	カゴまたはコンテナに入れる		
	びん（飲食品用ガラス製）			
	茶色	コンテナ（色別）に入れる		
	無色透明			
	その他の色			
	もやせないごみ （その他金物等）	透明ポリ袋で出す （レジ袋は不可）		
	有害ごみ			
	乾電池	コンテナに入れる		
	蛍光管	ボール箱で出す		
	電球・体温計・点灯管	ポリ袋で出す		
ストックヤード（物置）	資源物			
	新聞・雑誌等	ひもで十文字にしばって出す		
	ペットボトル等	ネット袋に入れる		
クリーンセンター	粗大ごみ・その他			
	処理できるもの		持ち込み（有料） 400円（20kgまで） 200円/10kg（20kg以上）	事業系はもやせるごみ・生ごみのみ
廃棄物処理業者	処理できないもの		持ち込み（有料）	

※北御牧地区の排出荷姿は、表３−５のとおりで、生ごみ、汚れプラスチックの分別を開始した。

表 3-5　ごみの出し方と指定袋（北御牧区域）　（令和 2 年 11 月 30 日までの状況）

場所	分別区分	排出荷姿	指定袋購入価格	備考
ステーション	もやせるごみ	指定袋で出す（赤色）	・L（20枚入）550円 ・M（20枚入）440円 ・S（20枚入）330円	事業系のごみはステーションに出せない
各区公民館等	資源（分別）ごみ			
	紙類：新聞	紐で十文字にしばって出す		
	紙類：雑誌・紙類			
	紙類：ダンボール			
	紙類：紙パック			
	衣類	紐で十文字にしばって出す		
	カン（飲食品用）	指定容器に入れる		
	ＰＥＴボトル（飲食品用）	指定ネットに入れる		
	プラスチック			
	容器包装プラスチック			
	容器包装プラスチック：きれいなもの	指定袋で出す（紫色）	・L（20枚入））550円	農業用ビニール、廃プラスチックは回収しない
	容器包装以外のプラスチック（道具系のプラスチック）	透明ポリ袋で出す（レジ袋は不可）		
	びん（飲食品用ガラス製）	コンテナ（色別）に入れる		
	発泡スチロール・トレー	指定ネットに入れる		
ステーション	もやせないごみ	指定袋で出す（青色）	・L（20枚入）550円 ・M（20枚入）440円	
公民館	有害ごみ	指定容器に入れる		
粗大ごみ処分場	粗大ごみ		持ち込み（有料） 大型のもの：1,000円 小型のもの：300円	

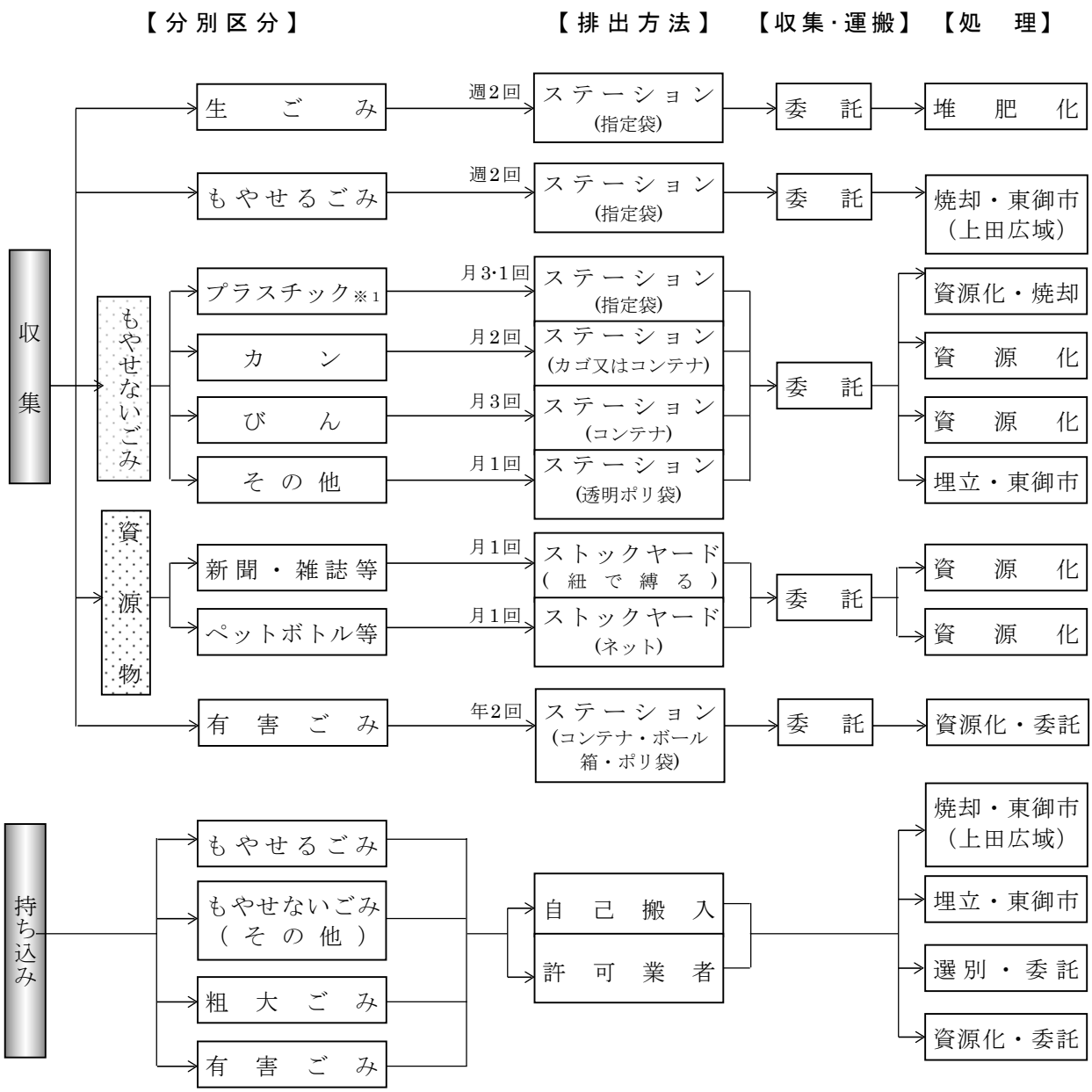

【※１の詳細】

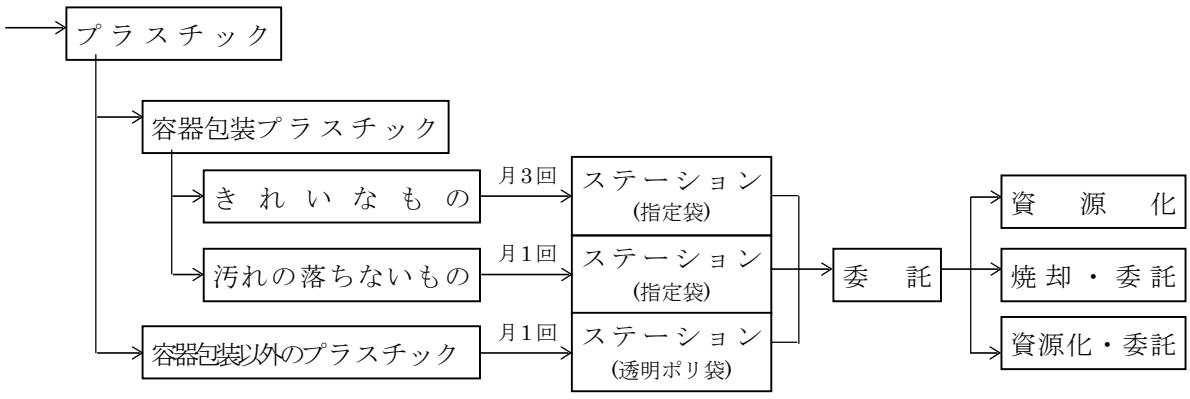

図 3-1 処理フロー（東御市全域（令和２年 12 月から））

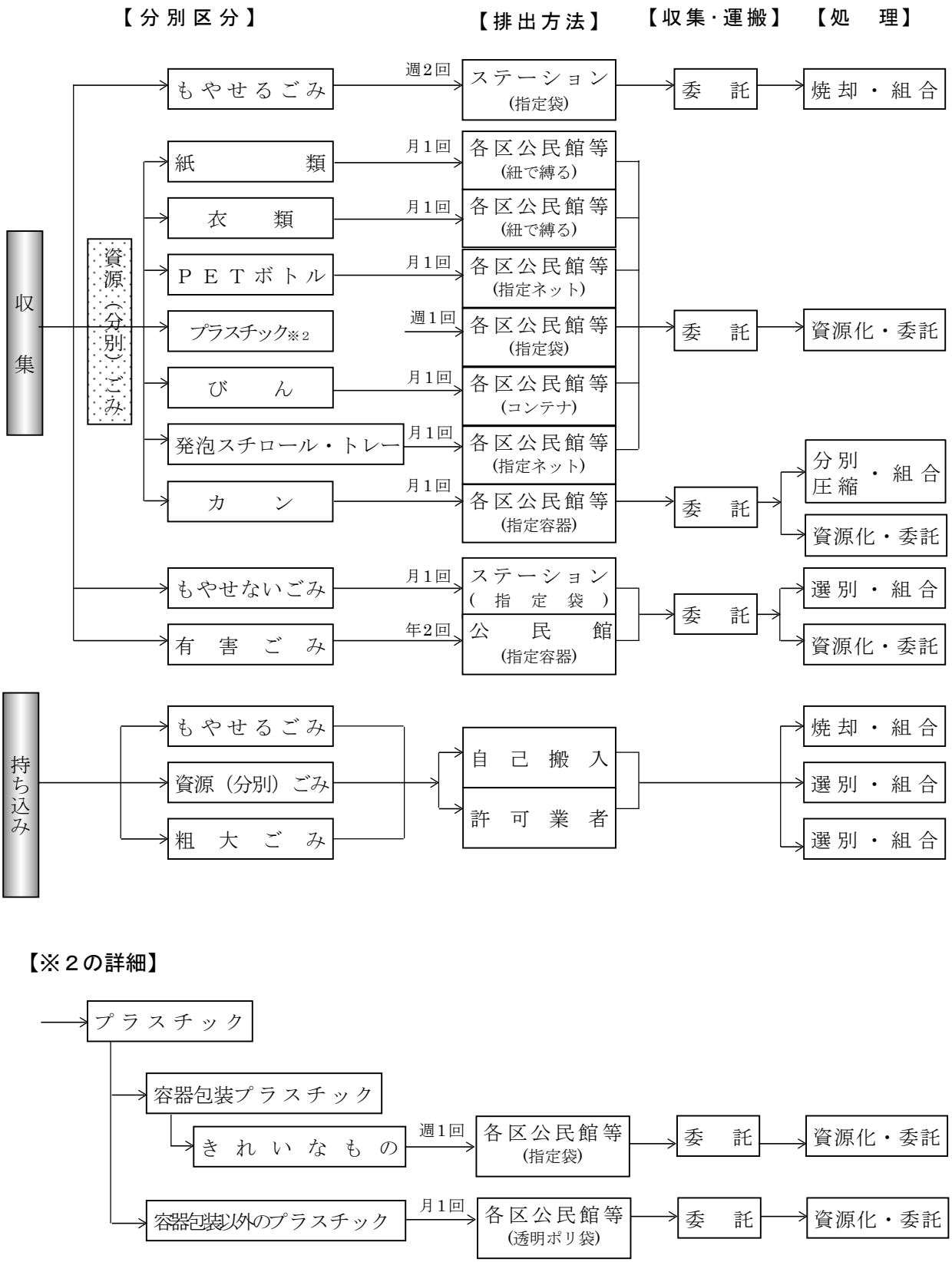

【※２の詳細】

図 3-2　処理フロー（北御牧区域（令和２年 11 月 30 日までの状況））

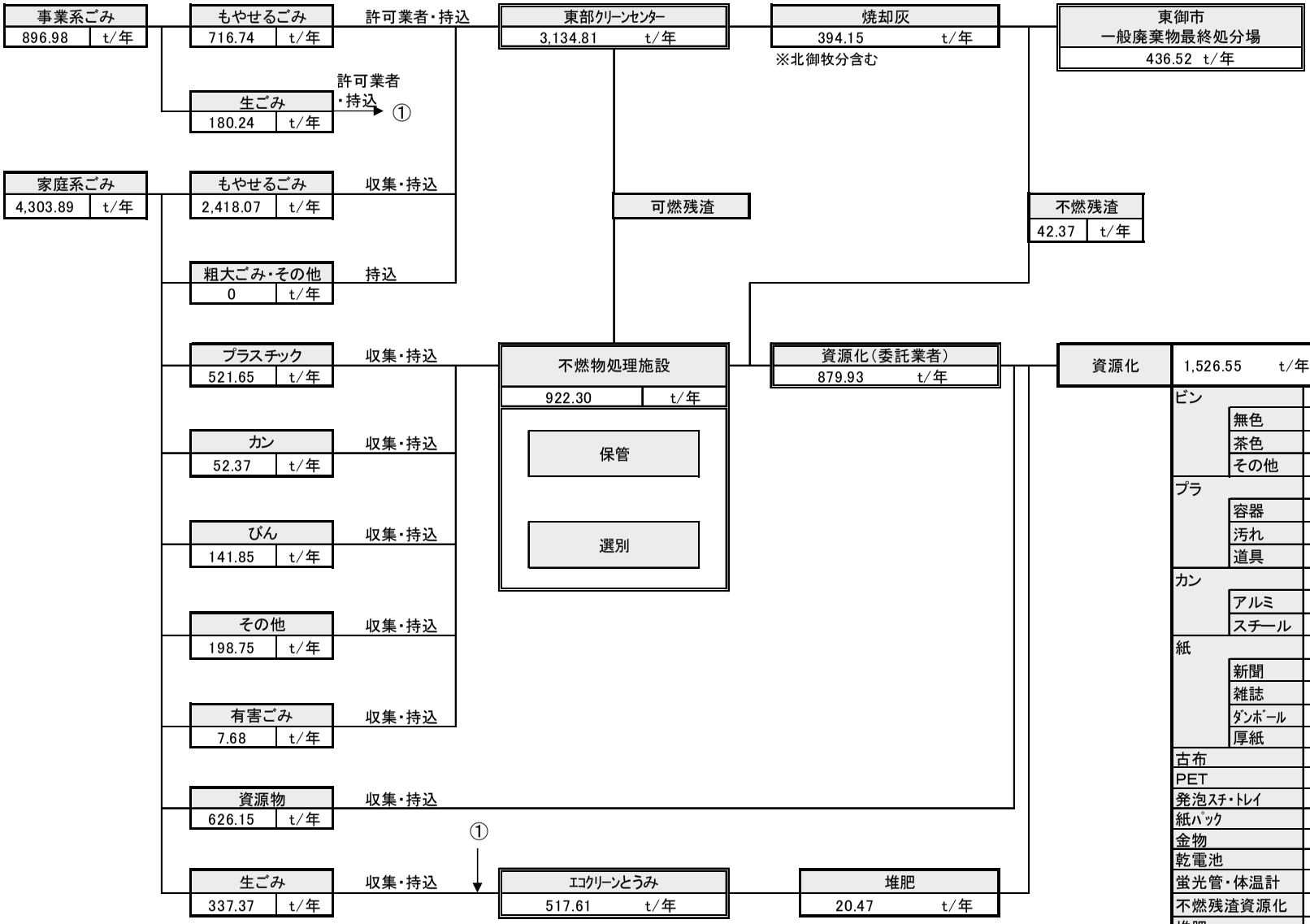

ビン		141.85	t/年
	無色	60.26	t/年
	茶色	50.20	t/年
	その他	31.39	t/年
プラ		521.65	t/年
	容器	326.14	t/年
	汚れ	51.69	t/年
	道具	143.82	t/年
カン		52.37	t/年
	アルミ	27.98	t/年
	スチール	24.39	t/年
紙		533.50	t/年
	新聞	220.29	t/年
	雑誌	202.37	t/年
	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ	100.18	t/年
	厚紙	10.66	t/年
古布		47.14	t/年
PET		37.00	t/年
発泡ｽﾁ・ﾄﾚｲ		5.91	t/年
紙ﾊﾟｯｸ		2.60	t/年
金物		112.63	t/年
乾電池		5.70	t/年
蛍光管・体温計		1.98	t/年
不燃残渣資源化		43.75	t/年
堆肥		20.47	t/年

図 3-3　令和元年度のごみ処理フロー（東部地区）

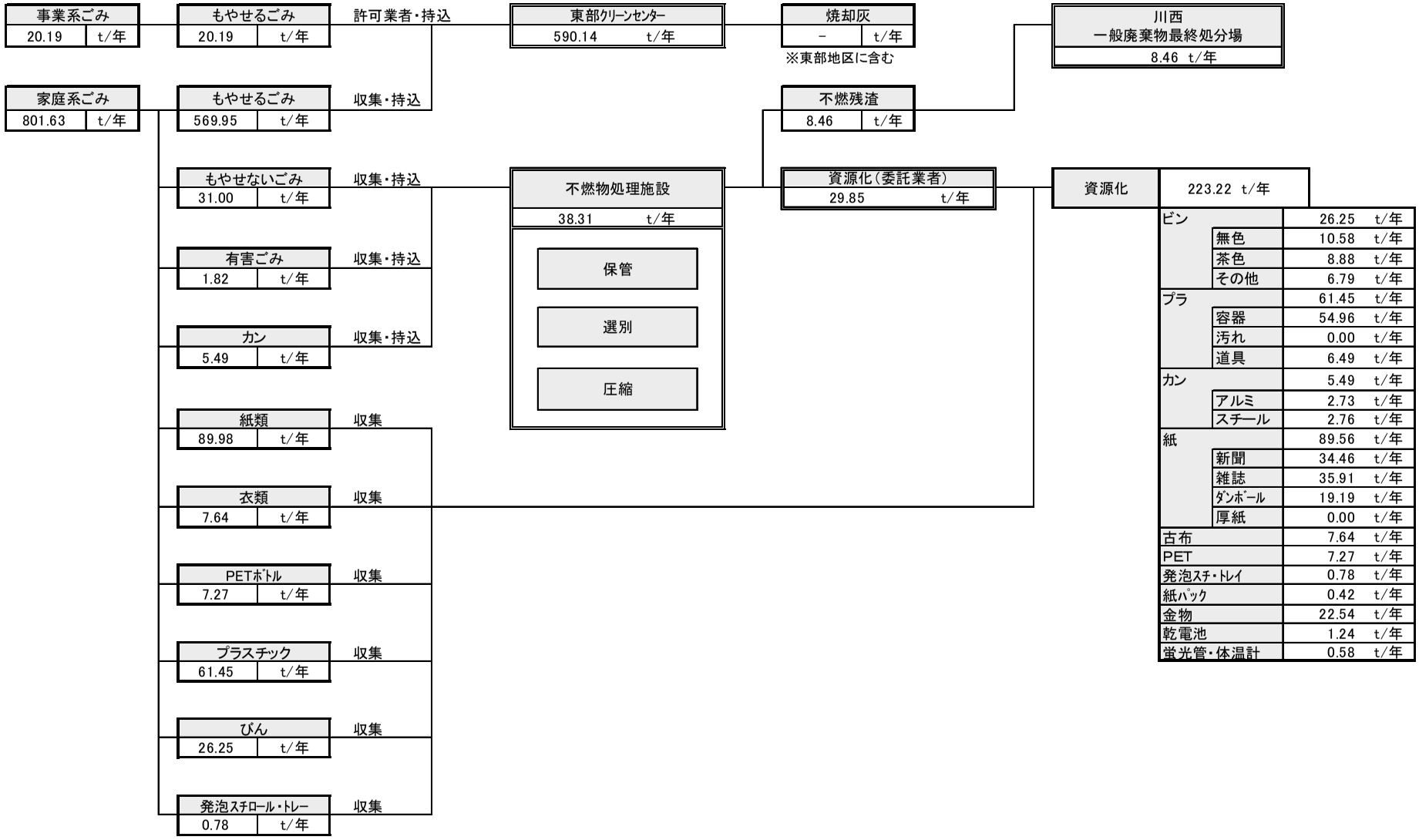

図 3-4　令和元年度のごみ処理フロー（北御牧地区）

3.1.2　ごみ処理の実績

(1)　ごみ総排出量の推移

ア　東部地区

東部地区におけるごみ排出量の推移を表 3-6 及び図 3-5 に示します。

令和元年度のごみ排出量は 5,200.87t であり、そのうち家庭系ごみが 4,303.89t、事業系ごみが 896.98t でした。家庭系ごみは平成 27 年度から令和元年度にかけて大幅な減少に転じており、事業系ごみは平成 27 年度から令和元年度にかけて減少傾向にありました。

他方、令和元年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 560.07g、家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量は 463.47g となっており、事業系ごみの 1 日あたりの排出量は 2.45t となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、平成 27 年度から、減少傾向で、その中でも家庭系ごみが減少しています。

表 3-6　東部地区におけるごみ排出量の推移

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
人口	25,778	25,670	25,539	25,438	25,372
ごみ総排出量	6,079.65	5,816.87	5,465.89	5,235.78	5,200.87
家庭系ごみ	5,139.29	4,919.91	4,621.18	4,378.63	4,303.89
事業系ごみ	940.36	896.96	844.71	857.15	896.98
人口１人１日あたりのごみ排出量(g/人・日)	644.39	620.83	586.36	563.90	560.07
家庭系ごみ(g/人・日)	544.72	525.10	495.74	471.59	463.47
事業系ごみ(t/日)	2.57	2.46	2.31	2.35	2.45

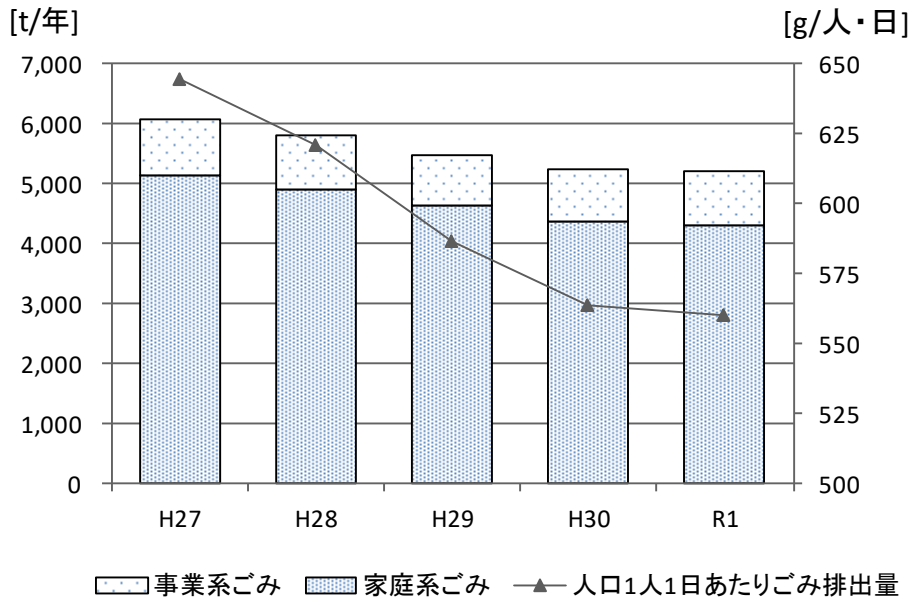

図 3-5 東部地区におけるごみ排出量の推移

イ　北御牧地区

北御牧地区におけるごみ排出量の推移を表 3-7 及び図 3-6 に示します。

令和元年度のごみ排出量は 821.82t であり、そのうち家庭系ごみは 801.62t、事業系ごみは 20.19t でした。平成 27 年度から令和元年度にかけては、家庭系ごみは減少傾向で令和元年度に大幅に減少し、事業系ごみは平成 27 年度から令和元年度に掛けて横ばいの状況でした。

他方、令和元年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 473.72g、そのうち家庭系ごみは 462.08g となっており、事業系ごみの 1 日あたりの排出量は 0.06t となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、令和元年度に減少しています。

表 3-7　北御牧地区におけるごみ排出量の推移

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
人口	5,027	4,996	4,898	4,823	4,740
ごみ総排出量	953.57	951.82	938.62	966.35	821.82
家庭系ごみ	933.20	928.34	913.56	939.25	801.62
事業系ごみ	20.37	23.48	25.06	27.08	20.19
人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人・日)	518.28	521.96	525.02	548.94	473.72
家庭系ごみ(g/人・日)	507.21	509.09	511.01	533.56	462.08
事業系ごみ(t/日)	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06

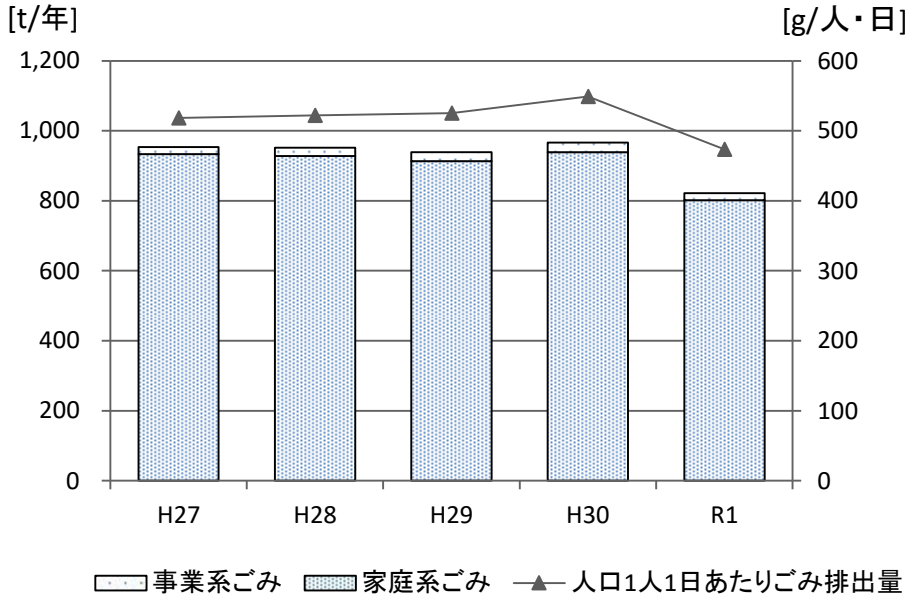

図 3-6　北御牧地区におけるごみ排出量の推移

ウ　本市全体

本市全体におけるごみ排出量の推移を表 3-8 及び図 3-7 に示します。

令和元年度のごみ排出量は 6,022.69t であり、そのうち家庭系ごみは 5,105.52t、事業系ごみは 917.17t でした。ごみ排出量は平成 27 年度から令和元年度にかけて減少しており、家庭系ごみについては大幅に減少しています。

他方、令和元年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 546.47g、そのうち家庭系ごみは 463.25g となっており、事業系ごみの 1 日あたりの排出量は 2.51t となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、平成 27 年度から減少傾向で、その中でも家庭系ごみが減少しています。

表 3-8　本市全体におけるごみ排出量の推移

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
人口	30,805	30,666	30,437	30,261	30,112
ごみ総排出量	7,033.22	6,768.69	6,404.51	6,202.13	6,022.69
家庭系ごみ	6,072.49	5,848.25	5,534.74	5,317.90	5,105.52
事業系ごみ	960.73	920.44	869.77	884.23	917.17
人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人・日)	623.81	604.72	576.49	561.52	546.47
家庭系ごみ(g/人・日)	538.60	522.49	498.20	481.46	463.25
事業系ごみ(t/日)	2.62	2.52	2.38	2.42	2.51

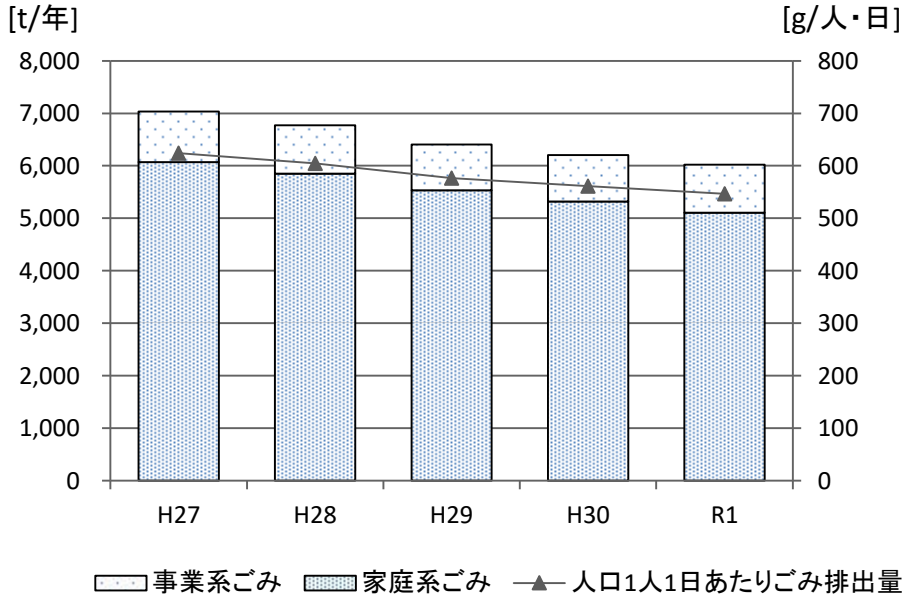

図 3-7　本市全体におけるごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

ア 東部地区

東部地区における家庭系ごみ排出量の内訳を表 3-9 及び図 3-8 に示します。

令和元年度の家庭系ごみ排出量は 4,303.89t であり、平成 27 年度から令和元年度にかけて減少しています。家庭系ごみのうち、もやせるごみが全体の約 6 割を占めています。資源物の排出量は、350t 程度減少しています。

表 3-9 東部地区の家庭系ごみ排出量の内訳

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1	H27 に対する R1 割合（%）
生ごみ	ー	ー	82.97	304.29	337.37	ー
もやせるごみ	3,187.05	3,109.64	2,869.45	2,475.73	2,418.07	75.9
もやせないごみ	963.11	954.61	921.52	913.59	914.62	95.0
プラスチック	486.43	476.47	494.81	488.64	521.65	107.2
カン	61.17	54.43	50.52	47.99	52.37	85.6
びん	178.22	176.48	162.80	155.66	141.85	79.6
その他	237.29	247.23	213.39	221.30	198.75	83.8
有害ごみ	7.64	8.15	8.10	7.83	7.68	100.5
資源物	981.49	847.51	739.14	677.19	626.15	63.8
新聞・雑誌等※1	938.12	804.05	695.97	631.56	580.64	61.9
ペットボトル等※2	43.37	43.46	43.17	45.63	45.51	104.9
合計	5,139.29	4,919.91	4,621.18	4,378.63	4,303.89	83.7

※1：古布を含む
※2：発泡スチロール・トレー、紙パックを含む

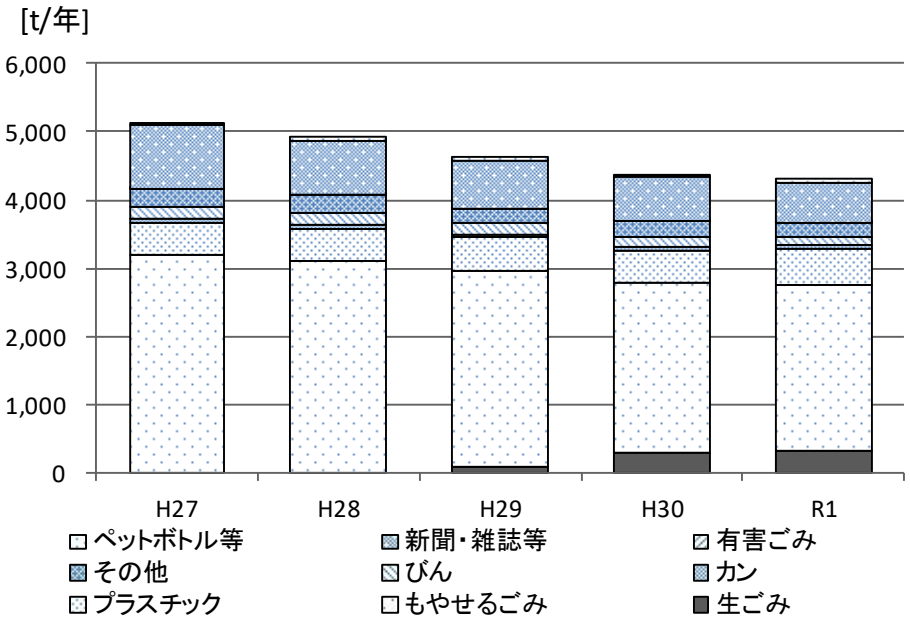

図 3-8 東部地区の家庭系ごみ排出量の内訳

イ　北御牧地区

北御牧地区における家庭系ごみ排出量の内訳を表 3-10 及び図 3-9 に示します。

令和元年度の家庭系ごみ排出量は 801.63t であり、平成 27 年度から令和元年度にかけて減少傾向にあります。家庭系ごみのうち、もえるごみが約 7 割を占めており、もやせるごみ及び紙類は平成 27 年度から減少しています。その他のごみは、年度によって数量が多いものもありますが、ほぼ横ばいの状況です。

表 3-10　北御牧地区の家庭系ごみ排出量の内訳

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1	H27 に対する R1 割合（%）
生ごみ	―	―	―	―	―	―
もやせるごみ	686.53	696.71	685.04	694.28	569.95	83.0
資源ごみ	209.28	195.24	188.50	183.02	198.86	95.0
紙類	127.93	113.68	105.50	96.28	89.98	70.3
衣類	6.48	5.46	6.93	9.12	7.64	117.9
カン	5.66	5.55	5.34	5.36	5.49	97.0
PET ボトル	6.28	6.19	6.32	6.78	7.27	115.8
プラスチック	36.03	35.78	36.80	36.69	61.45	170.6
びん	26.03	27.91	26.85	28.12	26.25	100.8
発泡スチロール・トレー	0.87	0.67	0.76	0.67	0.78	89.7
もやせないごみ（不燃ごみ）	35.66	34.74	38.26	60.29	31.00	86.9
有害ごみ	1.73	1.65	1.76	1.68	1.82	105.2
合計	933.20	928.34	913.56	939.27	801.63	85.9

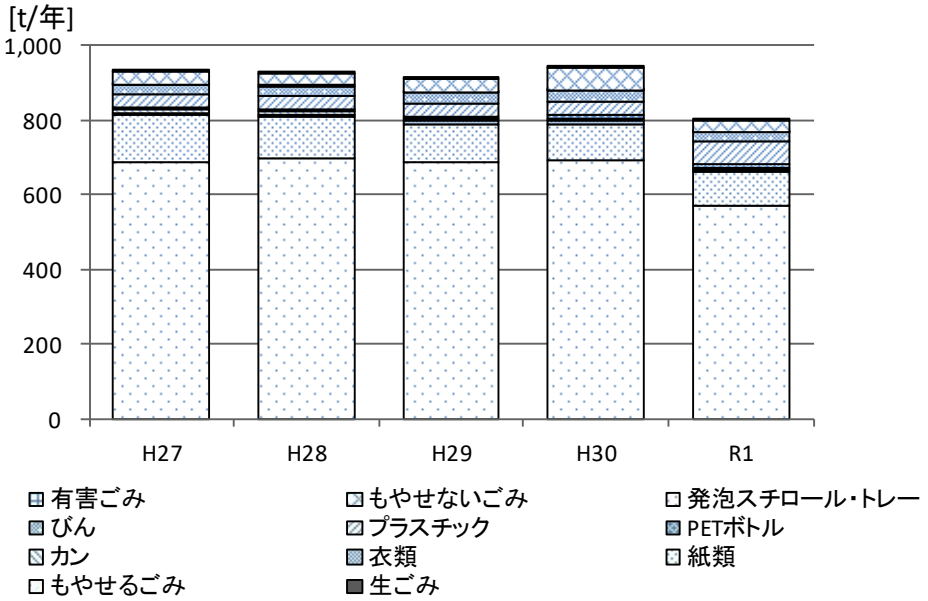

図 3-9　北御牧地区の家庭系ごみ排出量の内

ウ　本市全体

本市全体における家庭系ごみ排出量の推移を表 3-11 及び図 3-10 に示します。

令和元年度における家庭系ごみ排出量は 5,105.52t であり、平成 27 年度から令和元年度にかけて減少しています。家庭系ごみのうち、もやせるごみが 6 割程度を占め、900t 程度減少しています。

表 3-11　本市全体の家庭系ごみ排出量の内訳

（単位：t/年）

		H27	H28	H29	H30	R1	H27 に対する R1 割合（%）
生ごみ		ー	ー	82.97	304.29	337.37	ー
もやせるごみ		3,873.58	3,806.35	3,554.49	3,170.01	2,988.02	77.1
もやせないごみ		1,066.49	1,058.59	1,028.77	1,044.05	1,038.81	97.4
	プラスチック	522.46	512.25	531.61	525.33	583.10	111.6
	カン	66.83	59.98	55.86	53.35	57.86	86.6
	びん	204.25	204.39	189.65	183.78	168.10	82.3
	その他金属等	272.95	281.97	251.65	281.59	229.75	84.2
有害ごみ		9.37	9.80	9.86	9.51	9.50	101.4
資源物		1,123.05	973.51	858.65	790.04	731.82	65.2
	新聞・雑誌等※1	1,072.53	923.19	808.40	736.96	678.26	63.2
	ペットボトル等※2	50.52	50.32	50.25	53.08	53.56	106.0
合計		6,072.49	5,848.25	5,534.74	5,317.90	5,105.52	84.1

※1：古布、衣類を含む
※2：発泡スチロール・トレー、紙パックを含む

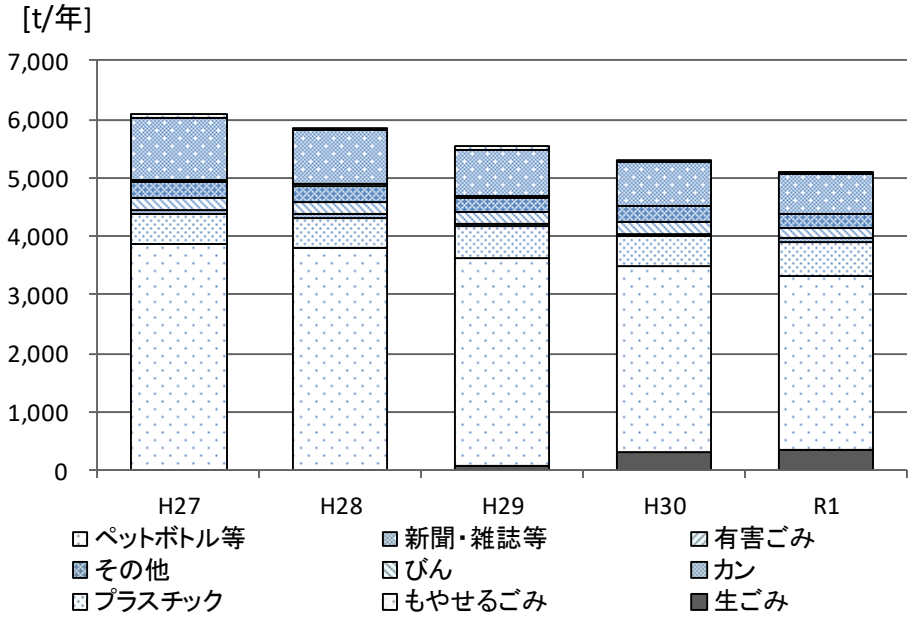

図 3-10　本市全体の家庭系ごみ排出量の内訳

(3) 事業系ごみ排出量の推移

ア 東部地区

東部地区における事業系ごみの排出量を表 3-12 及び図 3-11 に示します。

令和元度における事業系ごみ排出量は 896.98t であり、平成 27 年度から 29 年度は減少しましたが、それ以降は増加しています。

表 3-12 東部地区の事業系ごみ排出量

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ	－	－	56.7	192.37	180.24
もやせるごみ	940.36	896.96	788.01	664.78	716.74
合計	940.36	896.96	844.71	857.15	896.98

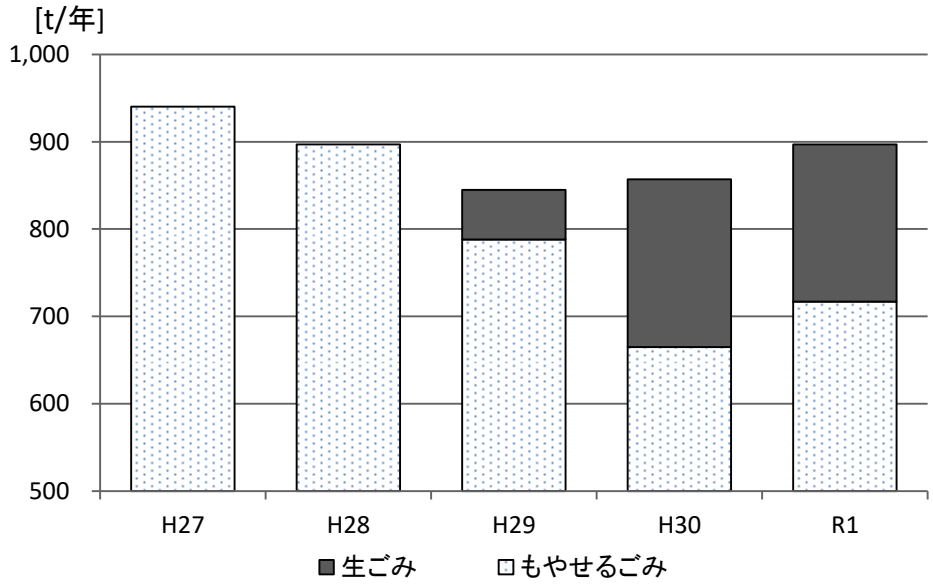

図 3-11 東部地区の事業系ごみ排出量

イ　北御牧地区

北御牧地区における事業系ごみの排出量を表 3-13 及び図 3-12 に示します。

令和元年度における事業系ごみ排出量は 20.19t であり、平成 27 年度以降増加しましたが、令和元年度は減少しています。

表 3-13　北御牧地区の事業系ごみ排出量

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
もやせるごみ	20.37	23.48	25.06	27.08	20.19

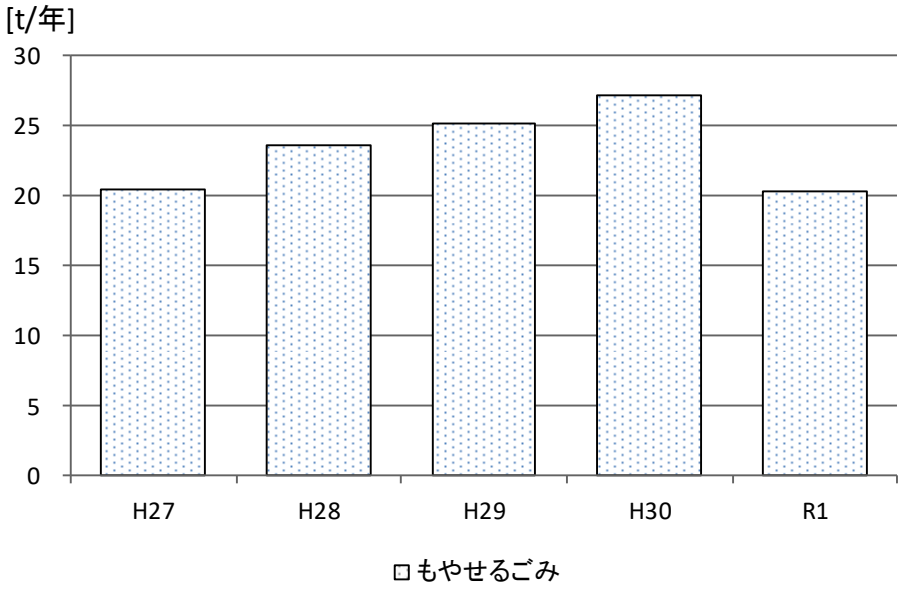

図 3-12　北御牧地区の事業系ごみ排出量

ウ　本市全体

本市全体における事業系ごみの排出量を表 3-14 及び図 3-13 に示します。

令和元年度における事業系ごみ排出量は 917.17t であり、平成 27 年度から 29 年度にかけては減少しましたが、それ以降は増加しています。

表 3-14　本市全体の事業系ごみ排出量

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ	－	－	56.70	192.37	180.24
もやせるごみ	960.73	920.44	813.07	691.86	736.93
合計	960.73	920.44	869.77	884.23	917.17

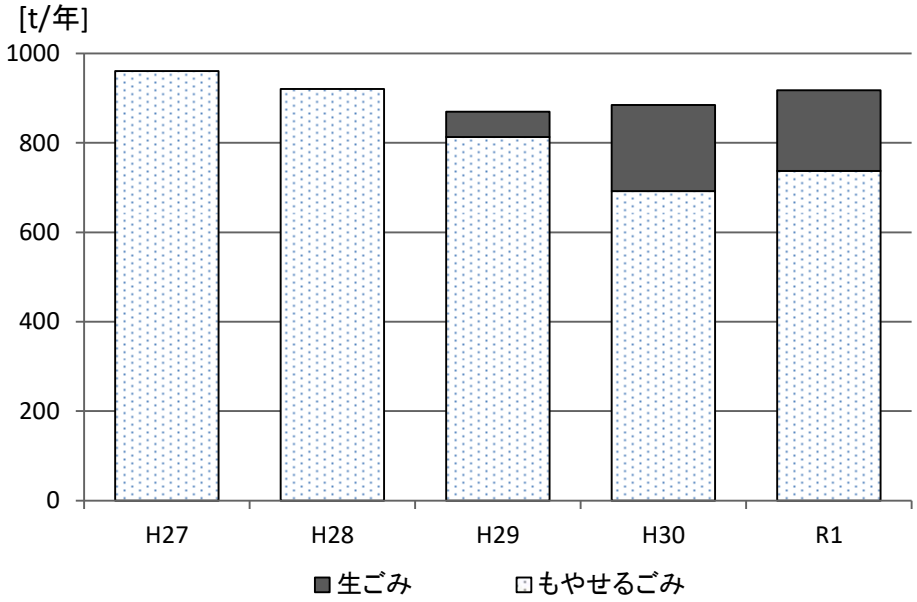

図 3-13　本市全体の事業系ごみ排出量

(4) 中間処理の状況

ア 焼却処理

東部地区及び北御牧地区のごみ焼却施設の概要を表 3-15 及び表 3-16 に示します。

東部クリーンセンターでは、令和 2 年 12 月から東御市全体のごみが焼却処理されています。

表 3-15 ごみ焼却施設の概要（東御市全域）

項　目	内　容
施設名称	東部クリーンセンター
管理	上田地域広域連合
所在地	長野県東御市田中656-2
敷地面積	3,700m^2
竣工	平成5年8月（灰固形化施設　平成14年3月）
処理能力	30t/日（15t/日×2炉）
燃焼方式	機械化バッチ燃焼式
炉形式	多段扇形ストーカ式
余熱利用設備	温水熱交換器（場内給湯）
灰出し方式	焼却灰：灰バンカ方式 飛　灰：固化物バンカ方式
排ガス処理	有害ガス除去装置、バグフィルタ方式

＜参考掲載＞　　表 3-16 ごみ焼却施設の概要

項　目	内　容
施設名称	川西清掃センター
管理	川西保健衛生施設組合
所在地	長野県佐久市望月2114番地4
敷地面積	9,200m^2
竣工	平成13年3月
処理能力	20t/日（10t/8h×2炉）
燃焼方式	機械化バッチ燃焼式
炉形式	バーチカル燃焼式
灰出し方式	焼却灰：灰バンカ方式 飛　灰：固化物サイロ方式
排ガス処理	有害ガス除去装置、バグフィルタ方式

※平成 31 年 4 月 1 日操業停止

(ｱ) 東部地区の焼却処理量

東部地区における焼却処理量を表 3-17 及び図 3-14 に示します。

令和元年度の焼却処理量は 3,134.81t であり、総排出量に対する焼却処理率は 60.27%となっています。焼却処理量は平成 27 年度と令和元年度を比較すると、1,000t 程度減少しています。また、最終処分場へ埋立てられる焼却灰も、平成 30 年度までは減少傾向にあります。

表 3-17　東部地区における焼却処理量

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	6,079.65	5,816.87	5,465.89	5,235.78	5,200.87
焼却処理量	4,127.41	4,006.60	3,657.46	3,140.51	3,134.81
家庭系ごみ	3,187.05	3,109.64	2,869.45	2,475.73	2,418.07
事業系ごみ	940.36	896.96	788.01	664.78	716.74
焼却灰	375.73	356.57	342.54	305.35	331.71
焼却処理率（%）	67.89	68.88	66.91	59.98	60.27

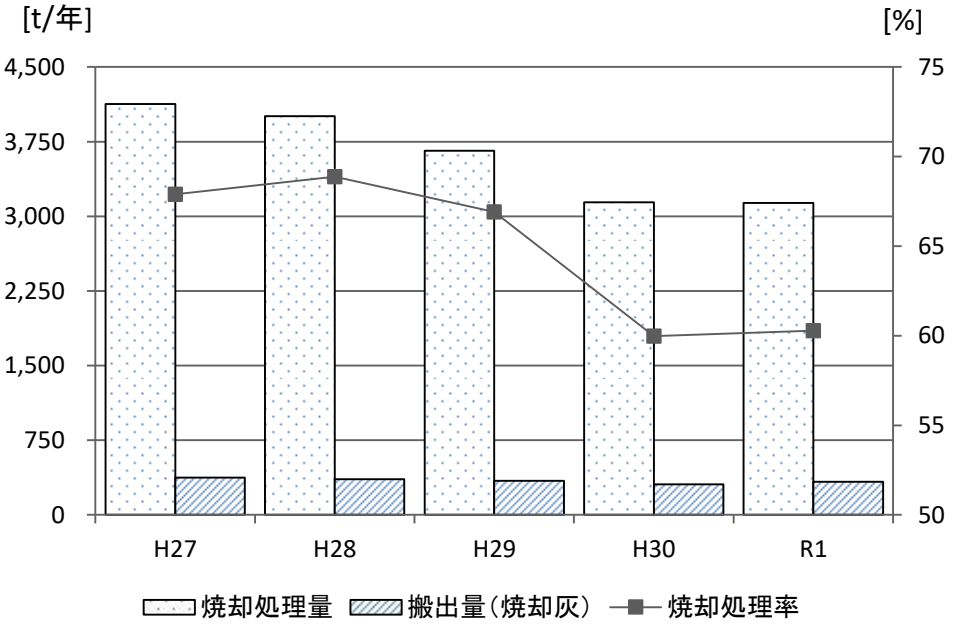

図 3-14　東部地区における焼却処理量

(ｲ) 北御牧地区の焼却処理量

北御牧地区における焼却処理量を表 3-18 及び図 3-15 に示します。

令和元年度の焼却処理量は 590.14t であり、総排出量に対する焼却処理率は 71.81%となっています。焼却処理量は平成 27 年度から平成 30 年度までは横ばいでした。ごみ分別区分の一部変更に伴い令和元年度は減少しています。

表 3-18　北御牧地区における焼却処理量

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	953.57	951.82	938.62	966.35	821.82
焼却処理量	706.90	720.19	710.10	721.36	590.14
家庭系ごみ	686.53	696.71	685.04	694.28	569.95
事業系ごみ	20.37	23.48	25.06	27.08	20.19
焼却灰	74.20	74.18	65.61	72.29	62.44
焼却処理率（%）	74.13	75.66	75.65	74.65	71.81

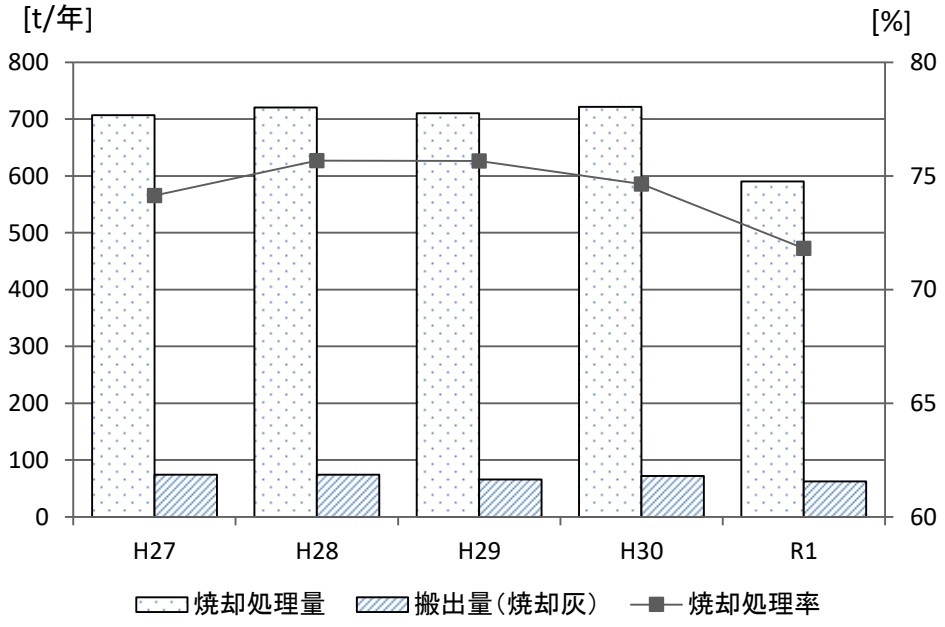

図 3-15　北御牧地区における焼却処理量

(ｳ) 本市全体の焼却処理量

本市全体における焼却処理量を表 3-19 及び図 3-16 に示します。

令和元年度の焼却処理量は 3,742.95t であり、総排出量に対する焼却処理率は 61.85%となっています。焼却処理量は平成 27 年度と令和元年度を比較すると 1,100 t 程度減少しています。

他方、焼却灰は平成 30 年度までは減少傾向にあります。

表 3-19　本市全体における焼却処理量

（単位:t/年）

		H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量		7,033.22	6,768.69	6,404.51	6,202.13	6,022.69
焼却処理量		4,834.31	4,726.79	4,367.56	3,861.87	3,724.95
	家庭系ごみ	3,873.58	3,806.35	3,554.49	3,170.01	2,988.02
	事業系ごみ	960.73	920.44	813.07	691.86	736.93
焼却灰		449.93	430.75	408.15	377.64	394.15
焼却処理率（%）		68.74	69.83	68.20	62.27	61.85

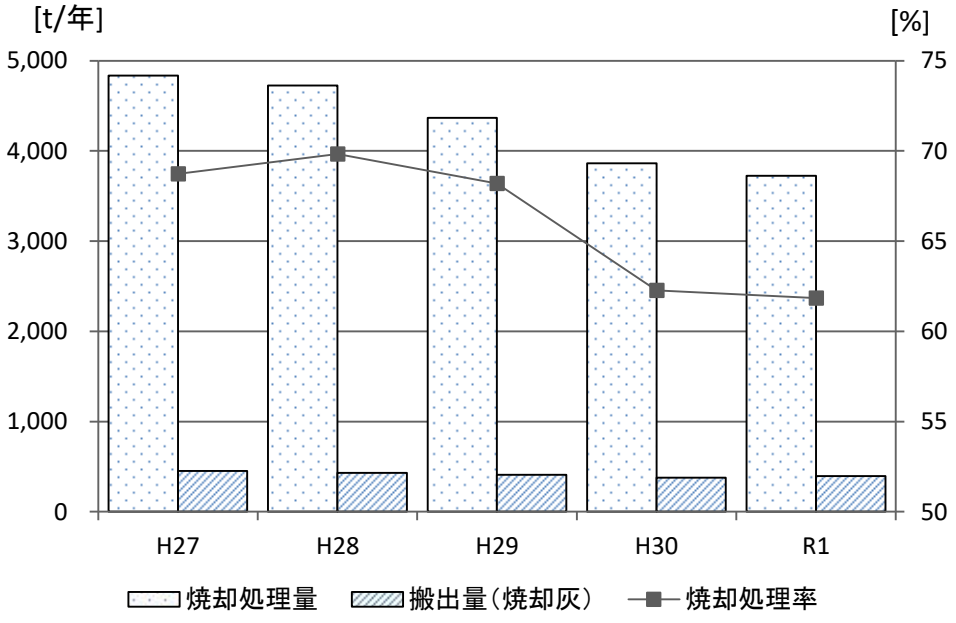

図 3-16　本市全体における焼却処理量

イ　不燃物処理

東部地区及び北御牧地区の不燃物処理施設の概要を表 3-20 及び表 3-21 に示します。

東御市不燃物処理施設では、令和 2 年 12 月から東御市全体のごみが処理されています。

表 3-20　不燃物処理施設の概要（東御市全域）

項　　目	内　　容
施　設　名　称	東御市不燃物処理施設
管　　理	上田地域広域連合
所　在　地	長野県東御市田中656-2（東部クリーンセンター内）
敷　地　面　積	3,700m^2（東部クリーンセンター内）
竣　　工	昭和53年3月
処　理　能　力	10t/日
処　理　方　法	不燃ごみ：選別、資源化 資源缶：選別、資源化 資源びん：一時保管 有害ごみ：一時保管

＜参考掲載＞　　表 3-21　不燃物処理施設の概要

項　　目	内　　容
施　設　名　称	川西清掃センター
管　　理	川西保健衛生施設組合
所　在　地	長野県佐久市望月2114番地4（川西清掃センター内）
敷　地　面　積	9,200m^2（川西清掃センター内）
竣　　工	平成13年3月
処　理　能　力	32t/日
処　理　方　法	カン：分別・圧縮、資源化 燃えないごみ：選別・圧縮、資源化 ガラス、陶器類：破砕、資源化 有害ごみ：資源化（粗大ごみ処分場にてストック）

※令和 2 年 11 月 30 日不燃ごみ等の共同処理終了に伴い操業停止

(ｱ) 東部地区の資源化量

東部地区における資源化量及び資源化率[1]を表 3-22 及び図 3-17 に示します。

令和元年度の資源化量は 1,526.55t であり、資源化率は 29.35%となっています。平成 29 年度より、生ごみの分別収集と資源化を開始しました。資源化率は平成 27 年度より微減傾向にあります。

表 3-22　東部地区の資源化量及び資源化率

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	6,079.65	5,816.87	5,465.89	5,235.78	5,200.87
資源化量	1,924.05	1,779.01	1,646.24	1,605.59	1,526.55
資源化率（%）	31.65	30.58	30.12	30.67	29.35

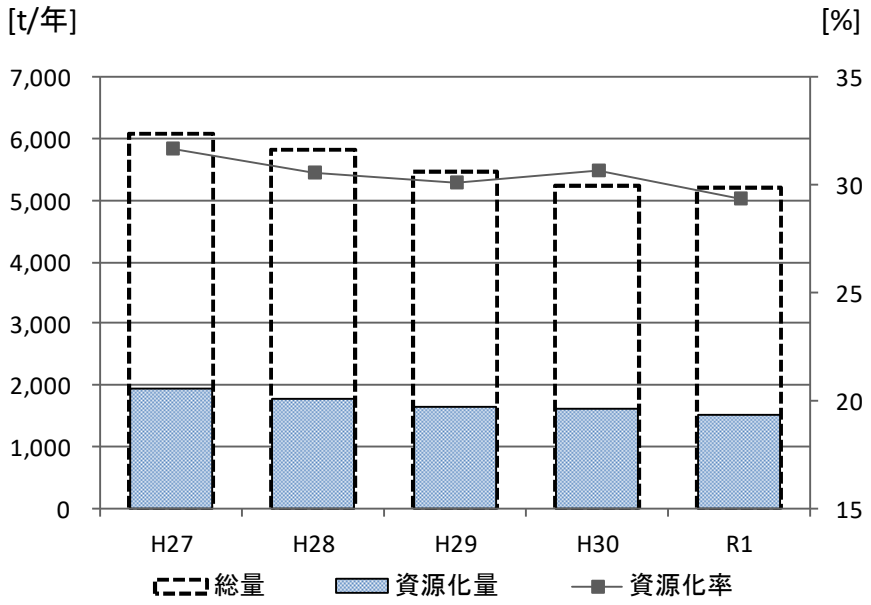

図 3-17　東部地区の資源化量及び資源化率

[1] 資源化率とは、資源化されたごみの総量がごみの総排出量のうち何%を占めるのかを表したものです。

$$資源化率(\%) = \frac{資源化量}{ごみ総排出量} \times 100$$

（イ）北御牧地区の資源化量

北御牧地区における資源化量及び資源化率を表 3-23 及び図 3-18 に示します。

令和元年度の資源化量は 223.22t であり、資源化率は 27.16%となっています。資源化量は平成 30 年度から増加しています。

表 3-23　北御牧地区の資源化量及び資源化率

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	953.57	951.82	938.62	966.35	821.82
資源化量	225.37	210.01	205.50	222.58	223.22
資源化率（%）	23.63	22.06	21.89	23.03	27.16

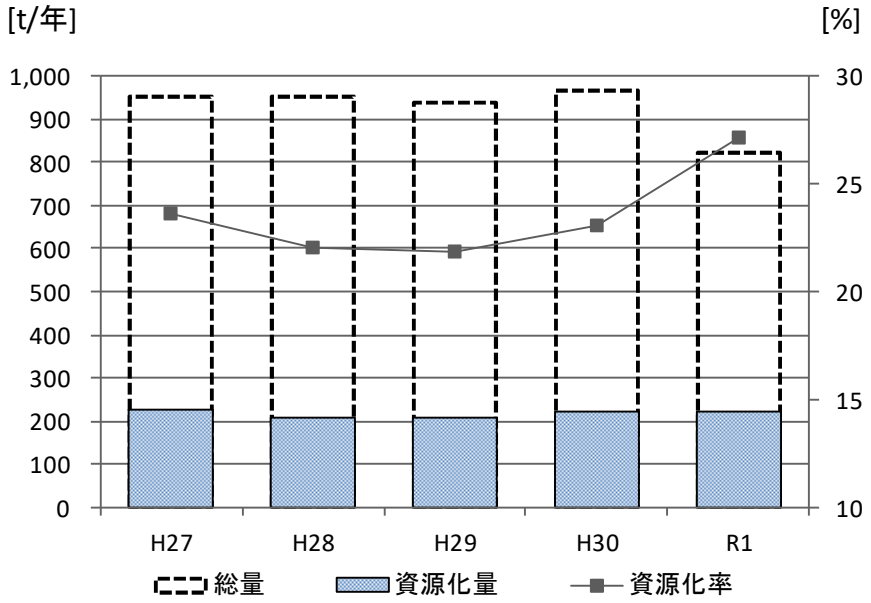

図 3-18　北御牧地区の資源化量及び資源化率

(ｳ) 本市全体の資源化量

本市全体における資源化量及び資源化率を表 3-24 及び図 3-19 に示します。

令和元年度の資源化量は 1,749.77t であり、資源化率は 29.05%となっています。資源化量は、平成 27 年度以降減少傾向にあります。

表 3-24　本市全体における資源化量及び資源化率

（単位:t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	7,033.22	6,768.69	6,404.51	6,202.13	6,022.69
資源化量	2,149.42	1,989.02	1,851.74	1,828.17	1,749.77
資源化率（%）	30.56	29.39	28.91	29.48	29.05

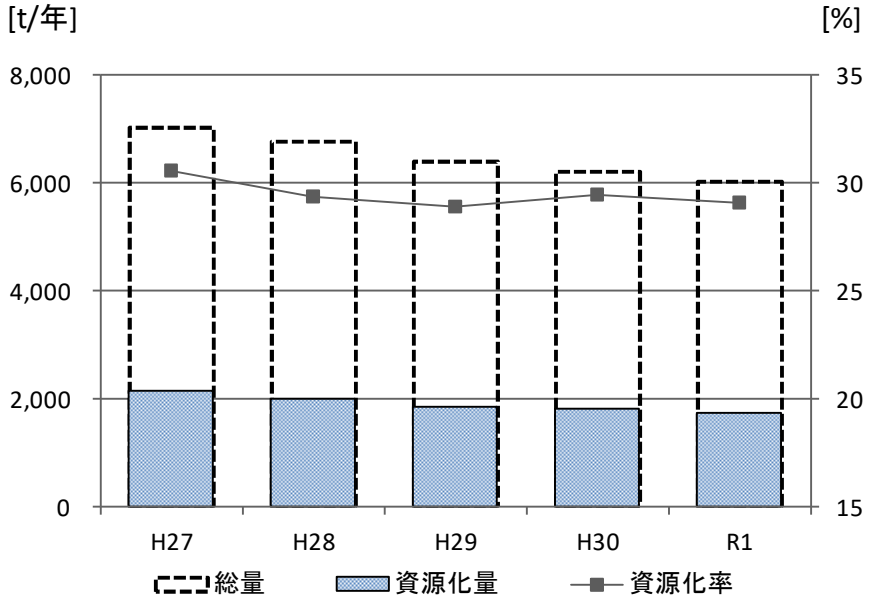

図 3-19　本市全体における資源化量及び資源化率

(5) 最終処分の状況

東部地区及び北御牧地区の最終処分場の概要を表 3-25 及び表 3-26 に示します。

東御市一般廃棄物最終処分場では、令和 2 年 12 月から東御市全体のごみが処理されています。

表 3-25　東御市一般廃棄物最終処分場の概要（東御市全域）

項　　目	内　　容
名　　称	東御市一般廃棄物最終処分場
管　　理	東御市
所　在　地	長野県東御市大字加沢字上川原
竣　　工	平成8年2月
敷地面積	9,435m^2
埋立面積	5,045m^2
埋立容量	23,786m^3
浸出水処理方式	Ca除去、回転円板、凝集沈殿、高度処理、消毒

＜参考掲載＞　表 3-26　川西一般廃棄物最終処分場の概要

項　　目	内　　容
名　　称	川西一般廃棄物最終処分場
管　　理	川西保健衛生施設組合
所　在　地	長野県佐久市望月2179番地18
竣　　工	平成5年3月
敷地面積	23,950m^2
埋立面積	6,700m^2
埋立容量	39,000m^3
浸出水処理方式	接触ばっ気、凝集沈殿

※令和 2 年 11 月 30 日不燃ごみ及び粗大ごみの共同処理終了

ア　東部地区の最終処分量

東部地区における最終処分量及び最終処分率[2]を表 3-27 及び図 3-20 に示します。

令和元年度の最終処分量は 374.08t であり、その内訳は焼却灰が 331.71t、不燃残渣が 42.37t となっています。焼却灰は平成 27 年度より減少傾向でしたが、令和 2 年 4 月から川西保健衛生施設組合との北御牧地区分可燃ごみの事務受託に伴い増加しています。なお、不燃残渣は年度間の増減がある状況となっており、また、平成 26 年度から一部の資源化が継続されています。

令和元年度の最終処分率は 7.19%となっており、前年度比で 1.2 ポイント程度上昇しています。これは焼却灰の量が増加したためです。

表 3-27　東部地区の最終処分量及び最終処分率

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量総量	6,079.65	5,816.87	5,465.89	5,235.78	5,200.87
最終処分量	403.92	387.83	365.06	311.47	374.08
焼却灰	375.73	356.57	342.54	305.35	331.71
不燃残渣	28.19	31.26	22.52	6.12	42.37
最終処分率（%）	6.64	6.67	6.68	5.95	7.19

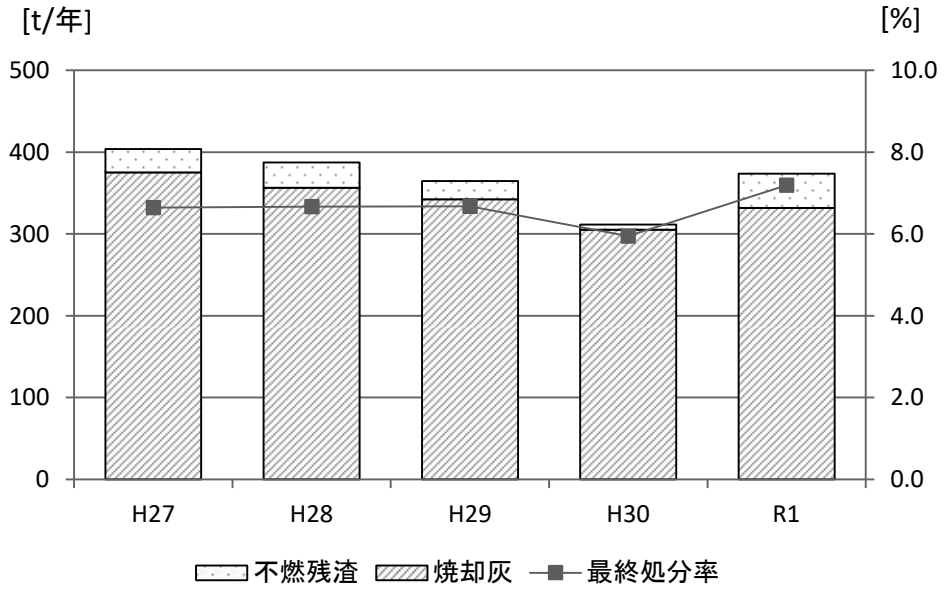

図 3-20　東部地区の最終処分量及び最終処分率

[2] 最終処分率とは、最終処分場へ埋立てたごみの総量がごみ総排出量のうち何%を占めるのかを表したものです。

$$最終処分率(\%)=\frac{最終処分量}{ごみ総排出量}\times 100$$

イ　北御牧地区の最終処分量

北御牧地区における最終処分量及び最終処分率を表 3-28 及び図 3-21 に示します。

令和元年度の最終処分量は70.90t であり、その内訳は焼却灰が 62.44t、不燃残渣が 8.46t となっており、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、焼却灰は年度間の増減がある状況で、不燃残渣は微減傾向です。令和元年度は、上田地域広域連合との可燃ごみの事務委託により、両方とも減少しています。

最終処分率は平成 28 年度から減少しています。

表 3-28　北御牧地区における最終処分量及び最終処分率

（単位：t/年）

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量総量	953.57	951.82	938.62	966.35	821.82
最終処分量	95.50	95.80	88.63	94.70	70.90
焼却灰	74.20	74.18	65.61	72.29	62.44
不燃残渣	21.30	21.62	23.02	22.41	8.46
最終処分率（%）	10.01	10.06	9.44	9.80	8.63

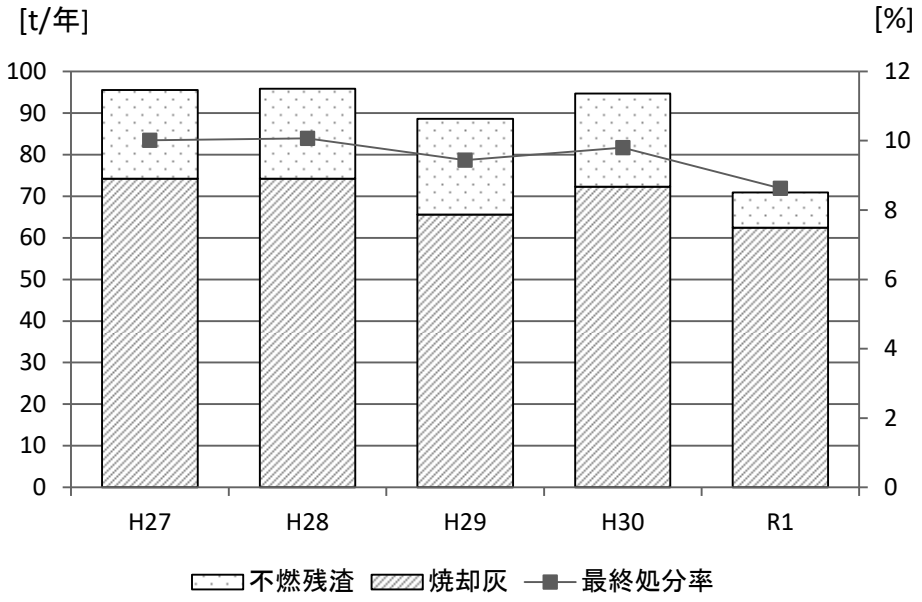

図 3-21　北御牧地区における最終処分量及び最終処分率

ウ　本市全体の最終処分量

本市全体における最終処分率及び最終処分量を表 3-29 及び図 3-22 に示します。

令和元年度の最終処分量は 444.98t であり、その内訳は焼却灰が 394.15t、不燃残渣が 50.83t となっています。最終処分量は平成 27 年度から平成 30 年度まで減少していましたが、令和元年度においては焼却灰及び不燃残渣ともに増加となっています。

最終処分率は平成 27 年度から平成 30 年度まで減少していましたが、令和元年度に増加しています。

表 3-29　本市全体の最終処分量及び最終処分率

（単位:t/年）

		H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量総量		7,033.22	6,768.69	6,404.51	6,202.13	6,022.69
最終処分量		499.42	483.63	453.69	406.17	444.98
	焼却灰	449.93	430.75	408.15	377.64	394.15
	不燃残渣	49.49	52.88	45.54	28.53	50.83
最終処分率		7.10	7.15	7.08	6.55	7.39

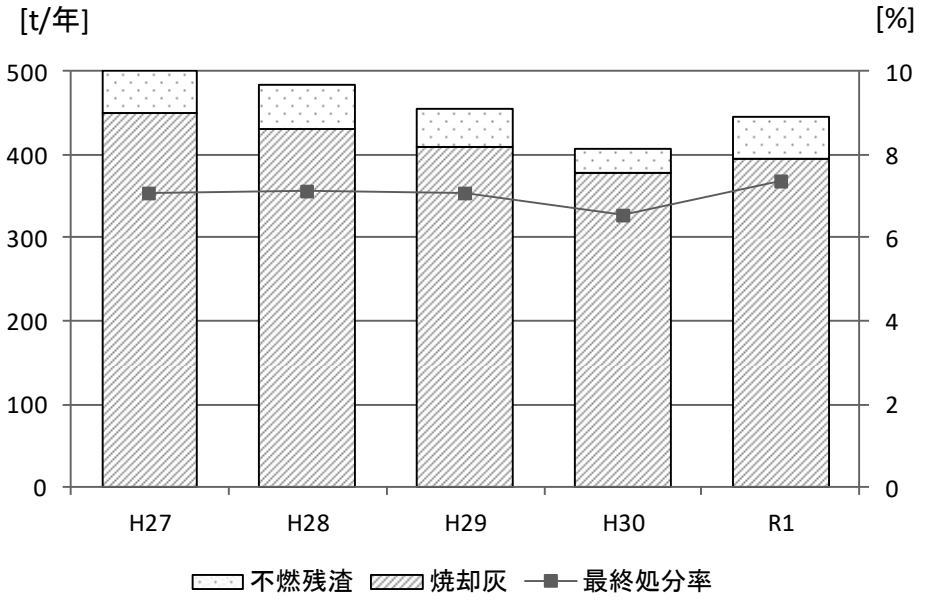

図 3-22　本市全体の最終処分量及び最終処分率

3.1.3　ごみの性状

(1)　東部地区のごみの性状

東部地区における可燃ごみのごみ質分析結果を図 3-23 及び図 3-24 に示します。

可燃ごみの組成割合は、いずれの年度も紙・布類の割合が最も高くなっており、全体の約50～80%を占める割合で推移しています。これは、可燃ごみの中に資源化可能な古紙類が多く含まれている可能性があることを示しています。次いで、厨芥類が全体の約 24%を占める割合で推移しています。平成 29 年度から、生ごみの分別収集開始により平成 30 年度からは10%台の数字となっています。

三成分に関しては、大きな経年変化はなく、水分が約 40～51%を占めています。

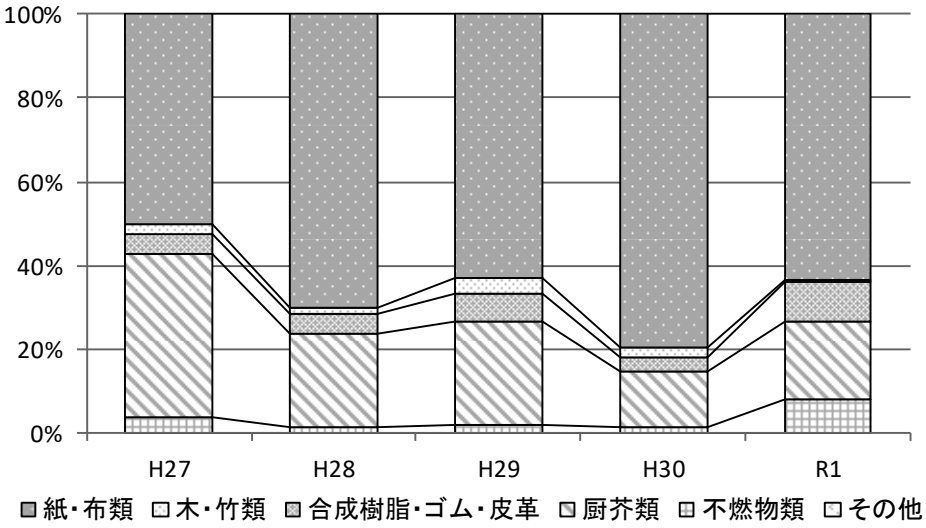

図 3-23　東部地区の可燃ごみ組成割合（乾ベース）

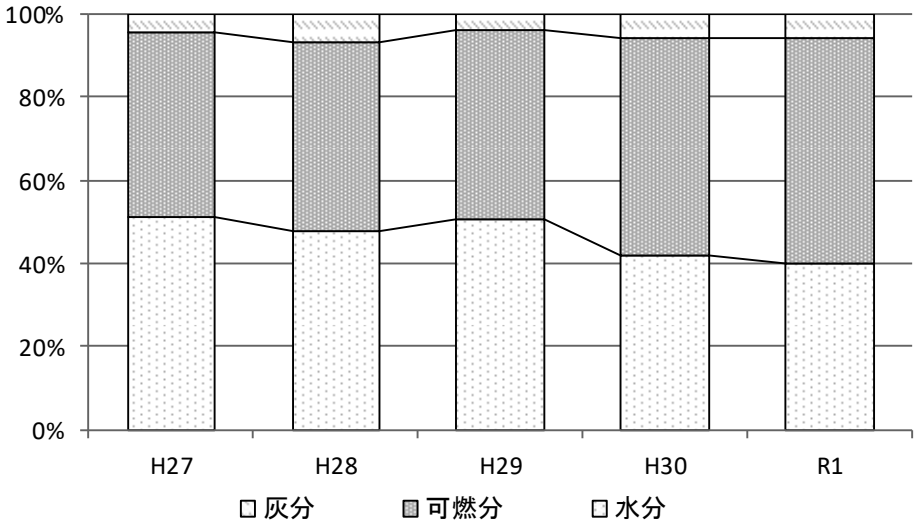

図 3-24　東部地区の可燃ごみ三成分

(2) 北御牧地区のごみの性状

北御牧地区における可燃ごみのごみ質分析の結果を図 3-25 及び図 3-26 に示します。

可燃ごみの組成割合はいずれの年度も紙・布類の割合が最も高くなっており、全体の約 50～60%を占める割合で推移しています。これは、東部地区と同様に、可燃ごみの中に資源化可能な古紙類が多く含まれている可能性があることを示しています。次いで、厨芥類が全体の約 35%を占める割合で推移しています。厨芥類の次に多い木・竹類は全体の約 24%を占める割合で推移しています。

三成分に関して、平成 27 から 30 年度では、水分が約 55%、可燃分が約 40%、灰分が約 5%を占めています。なお、平成 31 年 4 月から川西清掃センターが操業停止となったため、令和元年度のごみ質分析のデータはありません。

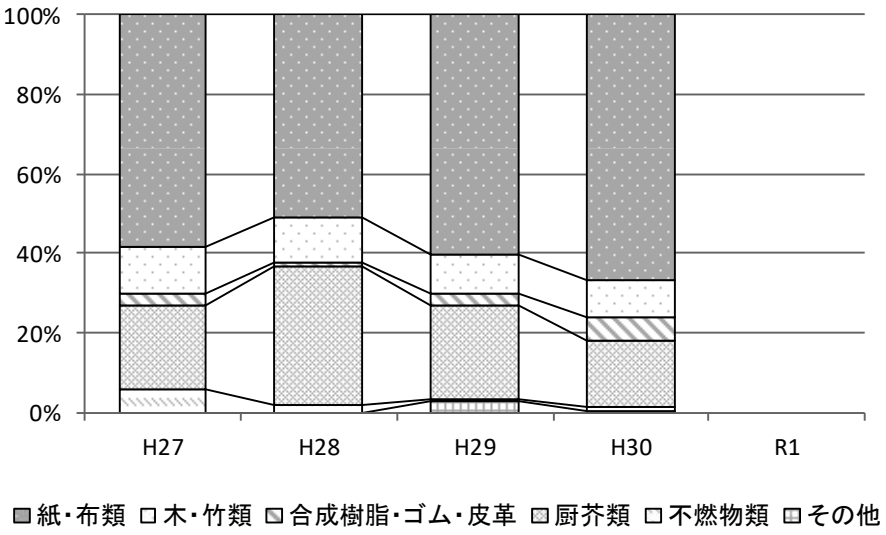

図 3-25　北御牧地区の可燃ごみ組成割合（乾ベース）

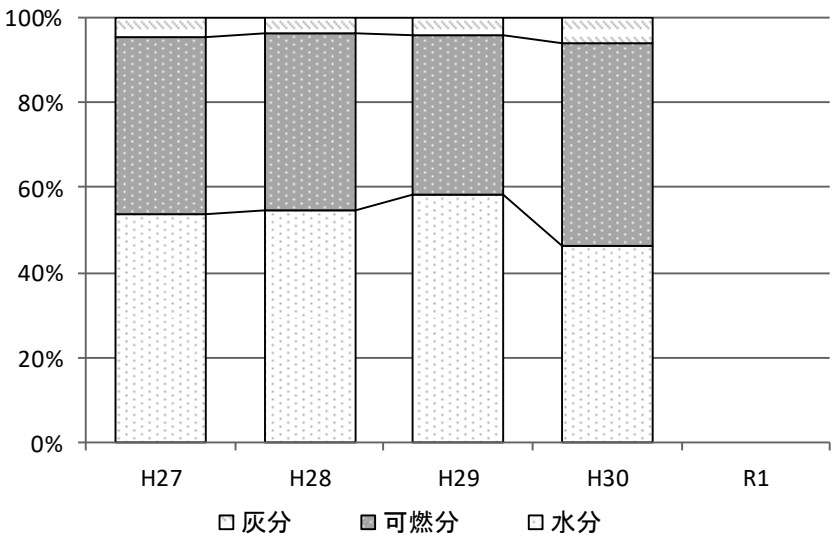

図 3-26　北御牧地区の可燃ごみ三成分

3.1.4　ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

本市のごみの収集・運搬、焼却処理、施設運営に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）を表 3-30 及び図 3-27 に示します。

令和元年度における本市の温室効果ガス排出量は 1,946.36t－CO^2／年、1 日 1 人あたり温室効果ガス排出量は 172.11g／人・日となっています。

表 3-30　温室効果ガス排出量の推移

	単位	H27	H28	H29	H30	R1
東部地区	t-CO^2/年	2,116.26	2,036.06	1,847.56	1,632.69	1,882.70
北御牧地区	t-CO^2/年	911.61	996.43	1,108.22	1,048.22	63.66
本市全体	t-CO^2/年	3,027.87	3,032.49	2,955.78	2,680.91	1,946.36
ごみｔあたり温室効果ガス排出量	kg-CO^2/ごみｔ	412.54	410.01	398.04	367.21	269.86
1人1日あたり温室効果ガス排出量	g-CO^2/人・日	262.20	264.03	258.21	235.27	172.11

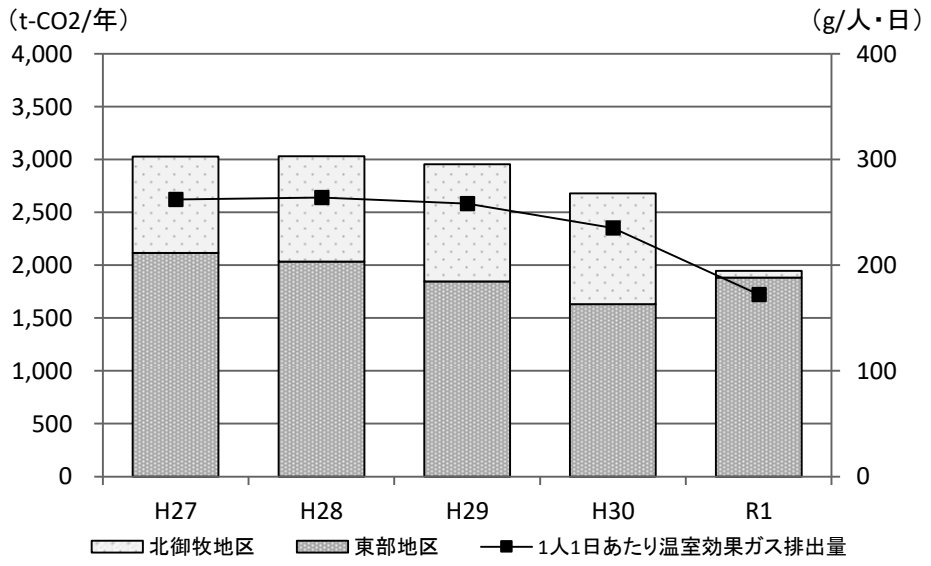

図 3-27　温室効果ガス排出量の推移

3.1.5　ごみ処理に係る経費

本市におけるごみ処理経費の推移を図 3-28 に示します。

本市のごみ処理経費は、平成 27 年度から年度間で増減がある状況となっていますが、平成 29 年度に経費が大きく増加しています。これは生ごみリサイクル施設の建設に費用を要したためであり、ごみの処理に係る経費は概ね例年どおりです。

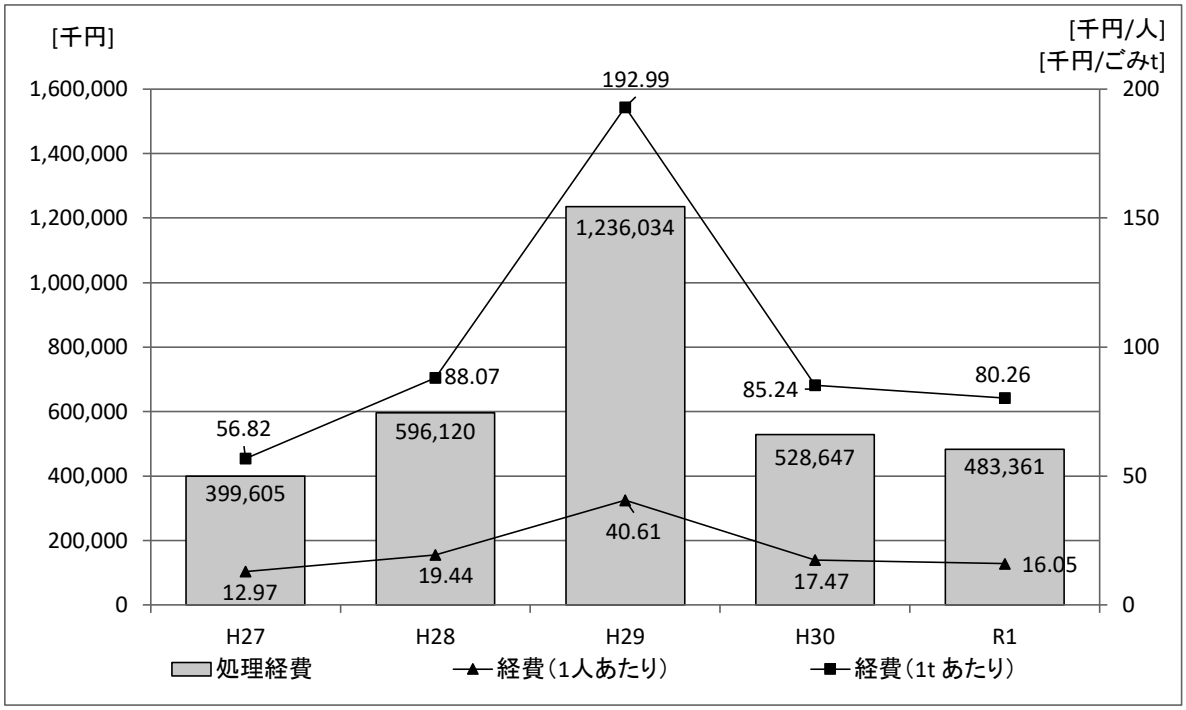

図 3-28　ごみ処理経費の推移

3.1.6　その他ごみ処理に関する事項

(1)　環境審議会

本市では、東御市環境をよくする条例に基づき、東御市環境審議会を設置しています。審議会は学識経験者や各種団体の代表者等で構成され、市民の健康で快適な生活のため、生活環境や自然環境保全について調査審議がなされています。

(2)　ごみ減量アドバイザー

本市では、ごみの減量化・リサイクルの推進を目的に、行政と市民のパートナーシップの架け橋となるための人材として、ごみ減量アドバイザーを養成しています。

この制度では、市民の中からごみ問題に関心と熱意のある方を公募し、約一年間アドバイザー養成講座を受講していただきます。制度は平成 14 年度より開始されましたが、現在までに約 100 名（受講者）の方が研修を修了し、その多くの方が古布リサイクル班等、4 つの班に分かれ活動しています。

また、ごみ減量アドバイザーは、生ごみリサイクル研究会との発展的統合により、「東御市ごみ減量３R（リデュース・リユース・リサイクル）推進委員会（平成 27 年 3 月設立)」を組織し、市と連携しながらごみの減量化３R推進活動を行っています。

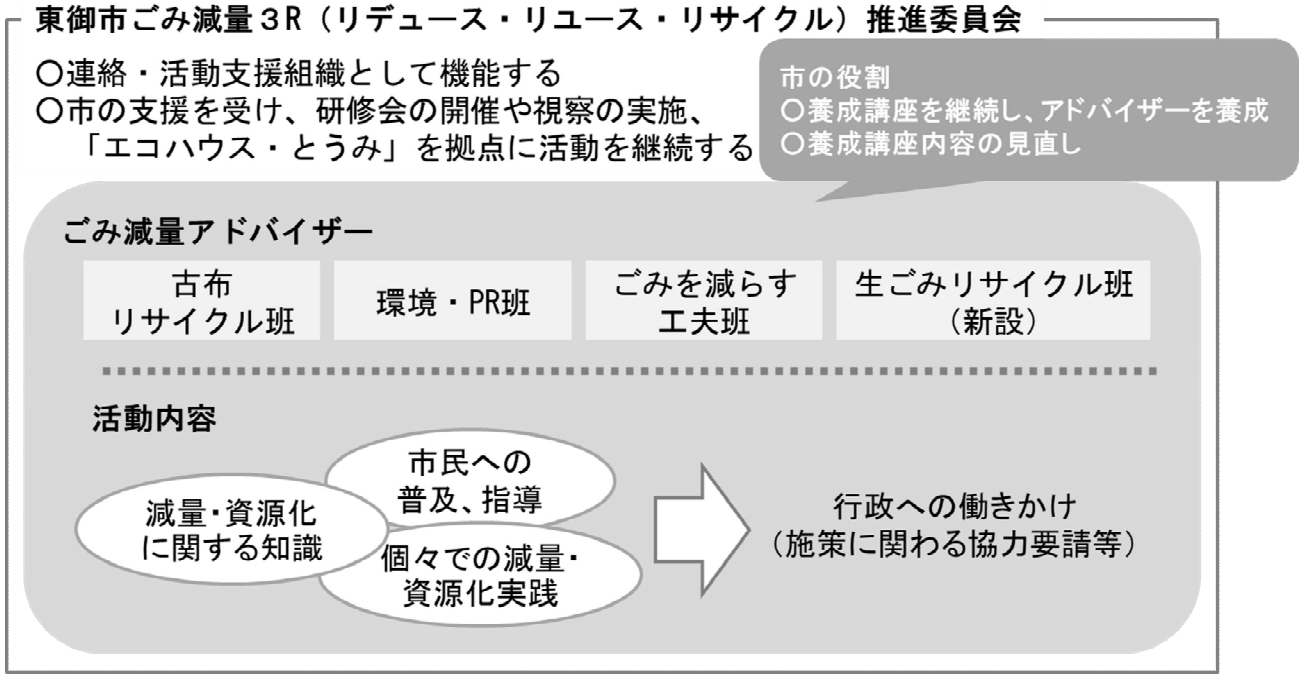

古布リサイクル班　　：エコバック等古布を活用したリサイクルの実践
環境・PR 班　　：アドバイザー通信発行・保育園での寸劇等による分別等の啓発活動
ごみを減らす工夫班　　：エコキャップ集め、リサイクル品づくり
生ごみリサイクル班　　：ダンボール堆肥の推進等

図 3-29　ごみ減量アドバイザーの体系図

(3) 「エコハウス・とうみ」

東部クリーンセンター内に設置されている「エコハウス・とうみ」は、ごみ減量アドバイザーの活動拠点になっているとともに、東御市におけるごみ減量・３Ｒ推進の発信元になっています。

(4) 災害廃棄物対策

災害発生後のごみ、し尿の適正なごみ処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となります。本市では、東御市地域防災計画の中で、災害時に発生した廃棄物の処理について計画を立てています。同計画では、災害発生時の廃棄物対策として、市及び住民が実施する対策を定めています。また、本市だけでの処理が困難な場合には、広域的な応援の要請を行うこととしています。なお、環境省は、各自治体での「災害廃棄物処理基本計画」の策定を求めており、今後策定が必要です。

市及び住民が実施する対策は以下のとおりです。

ア　市の実施対策（一部抜粋）

- 災害廃棄物の発生量及び見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等を把握するとともに、県へ報告する。
- 臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- 必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については、可能な限り早期の収集に努める。
- 粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。
- 被災状況に応じてできる限り平時の分別区分による収集に努める。

イ　住民が実施する対策

住民は、災害時に発生したごみを市が指定した場所に搬入する。その搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

3.1.7　国・県・近隣市町村の動向

(1)　国の動向

国は循環型社会を形成するための施策を総合的かつ計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）」を定めています。循環基本計画は、2003 年 3 月に第一次計画が策定され、現在は第四次循環基本計画に基づき、持続可能な社会づくりとの統合的取組が掲げられ関連する施策が進められています。

また、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、最終改正：平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号）」が定められており、ごみ排出量や再生利用率、最終処分量に対して取組指標が掲げられ、循環型社会への転換が図られています。

(2)　長野県の動向

長野県では「長野県総合 5 か年計画しあわせ信州創造プラン 2.0」の地球環境への貢献の中で、脱炭素社会の構築、循環型社会の形成等の施策展開が掲げられ、パートーナーシップにより自然環境を保全と環境負荷の少ない社会づくりを推進しています。

また、計画の中で、令和 2 年度までに 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量を 795g 以下とする目標を掲げ、ごみ減量推進事業として取り組んでいます。以降の目標については、令和 2年度に実施されている第五期長野県廃棄物処理計画の策定の中で示される予定です。

一般廃棄物の排出抑制や適正処理に向けて、以下の事項にも取り組んでいます。

- 「残さず食べよう！３０・１０運動」の普及による食品ロスの削減など、ごみの減量化や発生抑制を促進
- 多様な主体が広域的に連携し、廃棄物を適正な規模で資源として循環させる地域循環圏を構築
- 廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や不適正な処理に対する重点的な監視指導を実施

廃棄物等の発生抑制や循環的利用及び適正処理を推進することを目的に策定された「長野県廃棄物処理計画（第四期）」の中でも、総排出量や 1 人 1 日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分率に対して数値目標が掲げられています。

(3) 近隣市町村の動向

広域連合の構成市町村が広域化計画で掲げている減量化・資源化へ向けての取り組み内容を表 3-31 に示します。

減量化・資源化へ向けた取り組みでは、各市町村とも生ごみの減量化・堆肥化を推進しています。また、小中学校や保育園等での生ごみ減量化・資源化の取り組みを進めています。

長野県内では、生ごみの堆肥化推進に取り組む市町村が多く、駒ヶ根市、塩尻市、軽井沢町及び木曽町等 60 以上の市町村が、生ごみ処理機器等の購入補助やダンボールコンポストの普及・啓発といった形で生ごみの堆肥化推進に取り組んでいます。

表 3-31　減量化・資源化へ向けた取り組み内容

市町名	取り組み内容
上田市	生ごみの資源化による減量化の推進
	生ごみ減量化・堆肥化機器の普及拡大
	剪定木等草木類の資源化の推進
	古着の回収
	保育園での生ごみ堆肥化の推進、ごみ減量化・資源化の啓発
	ごみ減量化・資源化の啓発
長和町	生ごみ堆肥化施設による減量化の推進
	生ごみ堆肥化機器の普及拡大
	ごみ減量化・資源化の啓発
	剪定枝等草木類の資源化の推進
青木村	小中学校・保育園での生ごみの堆肥化等減量化の推進
	生ごみ堆肥化機器の普及拡大
	ごみの減量化・資源化の取組
	ごみ減量化・資源化の啓発
	剪定木等草木類の資源化の推進

出典：上田地域広域連合ごみ処理広域化計画（令和 3 年 2 月）

3.2　ごみ処理の課題

3.2.1　全国・県・近隣市町村との比較

(1)　ごみ排出状況の比較

平成 30 年度の本市と全国・県・近隣市町村のごみ排出状況を表 3-32 に示します。

本市のごみ排出状況については、長野県が全国で 5 年連続 1 位でごみ排出量が少ない中、県下 19 市中一番少ない状況にあります。1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は全国平均の約 75%となっています。また、資源化率は 29%と高い水準にあり、ごみの多くが資源化されていることを示しています。

表 3-32　本市と全国・県・近隣市町村のごみ排出状況の比較

区分＼各主体	単位	東御市	上田市	小諸市	駒ヶ根市	中野市	大町市	長野県	全国
総人口	人	30,261	157,476	42,594	32,872	44,724	27,741	2,100,879	127,438,270
ごみ総排出量	t/年	6,202	43,745	12,491	8,229	12,853	9,391	621,829	42,716,264
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人・日	562	761	803	686	787	927	811	918
家庭系	g/人・日	481	550	594	471	554	681	554	638
事業系	g/人・日	80	211	209	215	233	247	257	280
焼却量	t/年	3,862	33,696	7,559	6,353	11,091	7,602	487,191	34,052,283
資源化量	t/年	1,828	11,692	3,378	1,739	2,241	1,603	128,228	8,529,925
資源化率	%	29	27	27	21	17	17	21	20
最終処分量	t/年	406	1,911	838	711	627	968	50,277	3,835,165
最終処分率	%	7	4	7	9	5	10	8	9

出典：平成 30 年度　一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

(2) ごみ処理経費の比較

平成 30 年度の本市と全国・県・近隣市町村のごみ処理経費を表 3-33 に示します。

本市のごみ処理経費は、1 年間で 1 人あたり 17 千円となっており、その費用は近隣市町村や県と比べ、高い傾向にあります。この要因の一つは、本市が環境問題へ配慮し、資源化の推進に注力していることです。資源化には、収集・運搬費や業者への委託費が必要となり、その費用は焼却処理よりも高くなる傾向にあります。そのため、本市のごみ処理経費は、他地域と比較し高い結果となっています。

また、その他の要因として、ごみ処理施設の老朽化によって修繕費等が増加していることも挙げられます。

表 3-33　本市と全国・県・長野圏域市町のごみ処理経費の比較

区分＼各主体	単位	東御市	上田市	小諸市	駒ヶ根市	中野市	大町市	長野県	全国
総人口	人	30,261	157,476	42,594	32,872	44,724	27,741	2,100,879	127,438,270
ごみ処理経費	千円	528,647	1,614,535	484,672	366,109	225,643	879,028	22,526,120	1,865,740,622
1 人あたりのごみ処理経費	千円	17	10	11	11	5	32	11	15

出典：平成 30 年度　一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）より

生ごみを減量しよう！

野菜くずや食べ残し等の生ごみは、その多くが水分で、約 600g の生ごみの水切りをすると、約 100g 減量ができるといわれています。生ごみの水をよく切ることは、衛生面にも良く、またごみを収集・運搬する際やごみを燃やす際の効率改善にも繋がります。

生ごみ減量のために私たちができること！

一つ目、食品ロスが出ないよう、計画的な買い物や料理を心がけましょう

二つ目、生ごみを捨てるときには、しっかり水を切りましょう

三つ目、生ごみを堆肥化しましょう

（東御市では、生ごみの減量・資源化に取り組む市民に対して、『生ごみ処理機器設置補助金制度』を設けています。詳しくは東御市 HP をご覧ください。）

3.2.2　各目標数値の達成状況

(1)　国及び県の目標値の達成状況

国の循環基本計画や長野県の総合 5 か年計画等で掲げられている目標値と本市におけるそれら目標値の達成状況を表 3-34 に示します。

本市の令和元年度におけるごみ排出実績では、国の循環基本計画・廃棄物処理法の基本方針及び長野県総合 5 か年計画の各目標値において達成されている状況です。

５年連続で日本１位

長野県民１人１日あたりのごみ排出量は、平成２６年度に８３８g となり、全国の都道府県の中で、全国１位となっています。その後、平成３０年度（８１１ｇ）まで５年間１位を継続しています。

長野県では、しあわせ信州創造プラン２．０の目標として、令和２年度７９５g を掲げ、１人１日あたりのごみ排出量が日本一少ない県であることを今後も継続するため施策を展開しています。

東御市の１人１日あたりのごみ排出量は５４６g（令和元年度）と、既に目標値の７９５g を下回っており、長野県内 19 市中一番少なく、長野県の実績に大きく貢献しているといえます。今後も市民、事業者、行政の協働のもと、ごみの減量化・３Ｒの推進に取り組んでいきましょう！

表 3-34　国及び県における目標値と本市の達成状況

項目	設定機関	指標	基準年度	目標年度	目標値	目標値達成状況				備考
						○・×	基準年実績	目標値	R1(2019)年度実績	
排出量	国	排出量	H24（2012）	R2（2020）	平成24年度比約12%削減	○	7,414.17t	6,524.47t	6,022.69t	廃棄物処理法の基本方針（平成28年環境省告示第7号）
		1人1日あたりのごみ排出量	―	2025	850g	○	―	850g	546.47g	第四次循環型社会形成推進計画（平成30年6月）
		1人1日あたりの家庭系ごみ（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）	―	2025	440g	○	―	440g	292.83g	
	県	総排出量	H25（2013）	R2（2020）	H25：667千tをH32：588千t（約11.7%削減）	○	7,287.77t	6,435.10t	6,022.69t	長野県廃棄物処理計画（第4期）
		1人1日あたりのごみ排出量		R2（2020）	795g	○	639.56g	795g	546.47g	長野県総合5か年計画（2018）
再利用	国	再生利用量割合	H24（2012）	R2（2020）	約27%	○	31.62%	約27%	29.05%	廃棄物処理法の基本方針 平成28年環境省告示第7号
最終処分	国	最終処分量	H24（2012）	R2（2020）	平成24年度比約14%削減	○	566.60t	487.28t	444.98t	廃棄物処理法の基本方針 平成28年環境省告示第7号

(2) 前計画の目標値の達成状況

前計画で掲げられた本市全体における目標値の達成状況を表 3-35 に示します。

本市全体では、焼却処理量は達成していますが、資源化率については達成できていません。生ごみ等の分別収集について啓発に努める必要があります。

表 3-35 目標値の達成状況（本市全体）

項目	単位	前計画目標値		実績値	目標達成状況 ○:R2目標達成、×未達成	
		令和2年度	令和12年度	令和元年度		
焼却処理量	t/年	3,846.00	3,550.00	3,724.95	○	目標値 －121.05t
資源化率※	%	－	40.00	37.31	×	目標値 －2.69%

※堆肥化処理施設投入量を資源化としてカウントした場合

3.2.3 課題の整理

(1) ごみの排出

・ 本市のごみ総排出量及び１人１日あたりのごみ排出量は、減少傾向で推移しています。
・ 本市におけるごみ１人１日あたりごみ排出量は、全国・長野県下、近隣自治体と比べて少ないですが、１人１日あたりごみ排出量が増えないようごみの減量化を推進する施策を継続していく必要があります。

(2) ごみの収集・運搬

・ 平成 16 年度の合併以降､課題となっていた東部地区と北御牧地区のごみ処理施設及びごみ分別・指定袋・料金等の 1 市 2 制度について、令和 2 年 12 月 1 日から、基本的な事項を東部地区にあわせることで 1 市 1 制度での管理体制となりました。市全体での定着に向けて啓発活動を継続する必要があります。
・ 資源化率が低下傾向にあるため、資源化へ取り組みやすい環境の整備や市民及び事業者への普及啓発を推進する必要があります。

(3) ごみの資源化と焼却処理

・ 平成 29 年度から生ごみ分別収集を開始したものの、本市の資源化率は、紙類等資源物の減少により平成 27 年度以降、減少傾向にあります。
・ 本市の１人１日あたりごみ排出量は、平成 27 年度以降減少傾向で推移していますが、啓発活動により更なる減量化に努める必要があります。
・ 本市のごみ総排出量は減少傾向にありますが、その中でも、もやせるごみの量は生ごみ分別収集の開始により大幅な減少傾向で推移しており、今後も、もやせるごみから資源化可能な生ごみと紙類等の分別を徹底し、資源物の回収率を向上させる必要があります。
・ 生ごみについては、平成 29 年度から市内を 3 段階に分けて分別収集を開始し、令和 2 年 12 月 1 日から北御牧地区で生ごみ分別収集を開始することで、市内全域を網羅した生ごみリサイクルシステムが完成しましたが、今後も協力率を上げるとともに、水切りの徹底及び異物混入についての啓発活動を継続し、資源循環型システムの定着に努める必要があります。

(4) ごみの最終処分

・ 平成 27 年度より最終処分率が横ばいで推移しています。最終処分場の延命化を図るためには、最終処分場へ埋立てられる焼却灰や不燃残渣を抑える取り組みが求められます。

(5) ごみ処理経費

・ 本市のごみ処理経費は全国や長野県、近隣市町村と比較して高い傾向にあります。
・ 本市は生ごみの堆肥化等資源化への取り組みを積極的に行っているため、資源化に係る経費が高くなっています。

・ 東部クリーンセンターは竣工より 27 年、不燃物処理施設は竣工より 42 年が経過しているため、修繕費等が増加しており、その維持管理費は今後も増大することが懸念されます。

(6) 広域化の課題

・ 上田地域広域連合では、資源循環型施設（統合クリーンセンター）の整備に向けて、令和 2 年度中に環境アセスメント業務に着手したことから、他構成市町村とさらなる連携強化を図っていく必要があります。既存の各ごみ焼却施設は稼動から 27～35 年経過しておりますが、新しい焼却施設が整備されるまでは安定的なごみ処理を継続するため適切な維持管理に努めていく必要があります。

3.3　ごみ処理基本計画

3.3.1　基本理念・方針

(1)　基本理念

本市では、ごみ減量化運動やごみ減量アドバイザーの養成による市民の意識向上と生ごみリサイクルシステムの構築等を通して、ごみの排出抑制・資源化へ取り組んできました。その結果、本市の１人１日あたりのごみ排出量は全国平均や類似自治体と比べて、少ない排出量を維持しています。資源化率も29%を越えており、ごみ分別や資源化に対する市民や事業者の理解と協力が得られている結果といえます。

今後、さらに循環型社会の形成を推進するためには、市民や事業者、行政が連携して、ごみ処理体制をより強化していく必要があります。

本市は古くから自然に恵まれ、個性豊かな文化を育んできました。これからも自然と調和した住みよいまちを維持していくために、本計画における基本理念を以下のように定め、ごみ問題に取り組んでいきます。

自然との調和を目指す循環型都市　とうみ

循環型社会とは？

循環型社会とは、①製品等がごみとなることを防ぎ、②発生したごみはできるだけ資源として適正に利用し、③利用が難しいごみは環境へ負荷をかけないよう、適正に処理することにより実現される社会とされています。

『循環型都市　とうみ』を目指すために私たちができること！

一つ目、ごみを発生させないような製品の購入や製品の製造方法を意識すること
二つ目、燃えるごみとして捨てていた紙やプラスチック類を適切に分別すること
三つ目、有害ごみの分別やごみ処理施設の適正な管理を徹底すること
市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働で取り組むことが大切です。

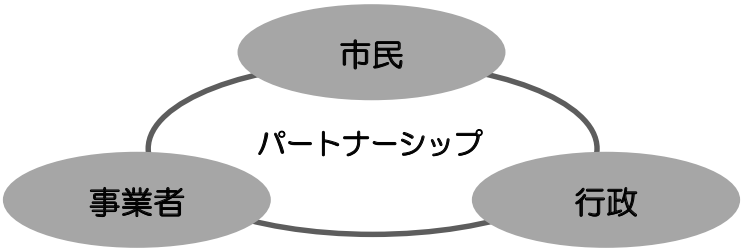

(2) 基本方針

基本理念の実現へ向け、基本方針を以下のとおり定め、施策を実施していきます。

また、図 3-30 には基本理念の実現へ向けた体系図を示します。

<u>基本方針１：ごみの排出抑制と３Ｒの推進による循環システムの構築</u>

ごみの減量化及び資源化へ向け、生ごみの堆肥化推進やごみ減量アドバイザーの養成及び活動支援に取り組んでいきます。また、市民及び事業者のごみ減量化に対する理解を深めるため、環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援も推進していきます。

- ３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
  - プラスチック削減運動などのキャンペーンの実施 ― リデュース
  - 生きびん（リターナブルびん）の使用拡大 ┐
  - 修理による再利用の推進 ┘ リユース
  - 生ごみの堆肥化推進 ┐
  - 剪定木等、草木類の資源化の推進 ┘ リサイクル
  - リサイクル事業者同士の連携強化
- 環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援
  - ごみ減量アドバイザーの養成・支援
  - ごみ減量化・資源化に関する市民の取り組み推進及び支援
  - ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の充実
  - 地域に根ざした減量化・資源化運動の推進
  - 学校教育や生涯学習と連携したごみ問題に関する啓蒙の充実
  - ごみの減量化・資源化へ向けた事業者の取り組みへの支援

<u>基本方針２：効率的かつ適正なごみ処理体制の構築</u>

ごみ処理の安定性を保ちつつ、処理過程における環境負荷やそれに係るコスト削減を目指すため、ごみの収集・運搬から最終処分までの処理体制を適宜見直し、整備していきます。

- ごみの収集・運搬
  - 小売店などによる店頭回収の充実
  - 分別収集に関する意見交換会の実施
  - 事業者による分別の徹底推進
  - 分別・収集方法統一の定着化
- ごみ処理施設の整備
  - 中間処理施設の整備の推進
  - 最終処分場の延命化と整備
- 不法投棄対策
  - 普及啓発、パトロールの実施
  - 不法投棄者への厳正対処
  - 不法投棄防止対策設備の設置

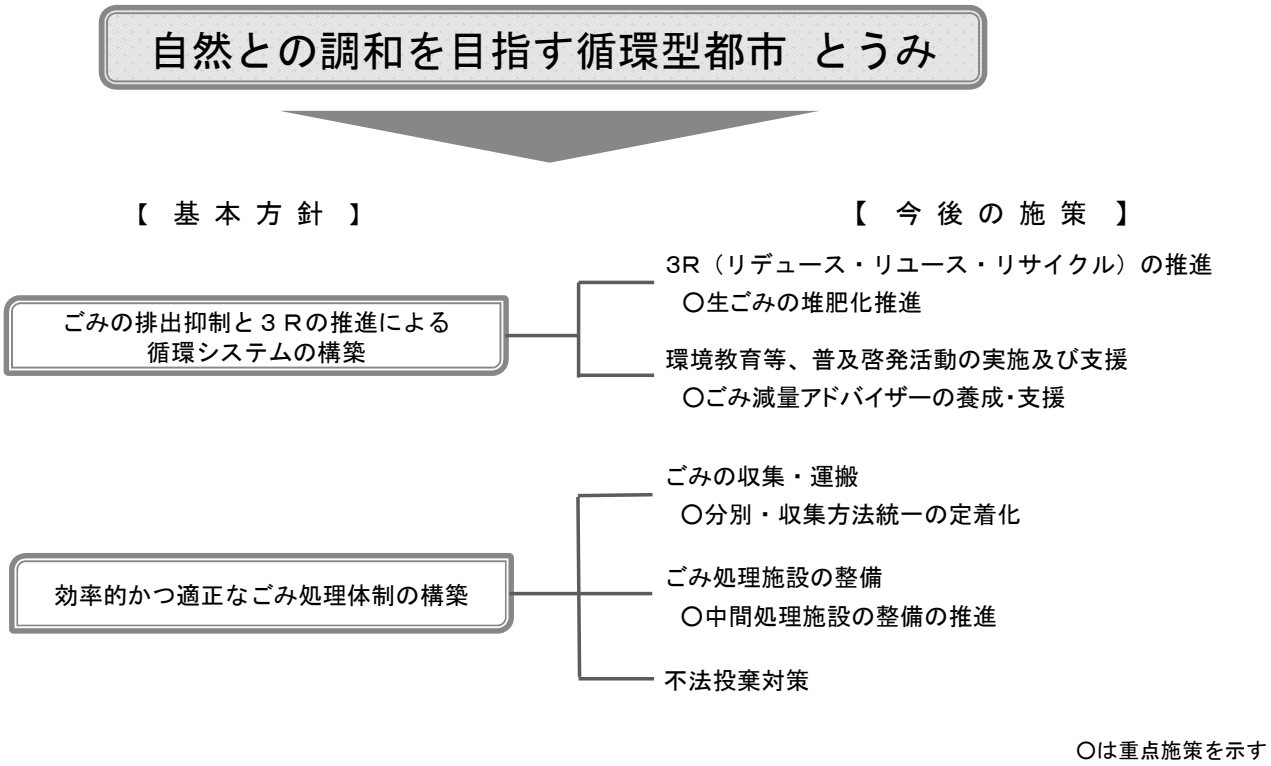

図 3-30　基本理念の実現へ向けた体系図

３Ｒってなんだろう？

３Ｒとは、「Reduce・Reuse・Recycle」の頭文字を取って作られた言葉で、日本語では、「発生抑制・再使用・再生利用」と言います。
それぞれの意味は、

発生抑制　：ごみを発生させないこと
再利用　　：製品を捨てずに、繰り返し使用すること
再生利用　：ごみを原料に戻し、新たな製品として利用すること

であり、３つの中では発生抑制（Reduce）が最優先に取り組まれることとされています。

３Ｒのために私たちにできること！

発生抑制のためには、水筒を使って飲み物を持ち歩いたり、食べ残しをなくすこと
再利用のためには、壊れたものを修理したり、不要なものを譲ること
再生利用のためには、PET ボトルや缶などを適切に分別すること

3.3.2　目標値

本市のごみ処理に関する目標値を以下のとおり定め、基本理念の実現へ向け、取り組んでいきます。

(1)　焼却処理量

家庭系ごみ、事業系ごみを合わせた焼却処理量を令和 7 年度に 3,445t、令和 12 年度に 3,400t とすることを目指します。

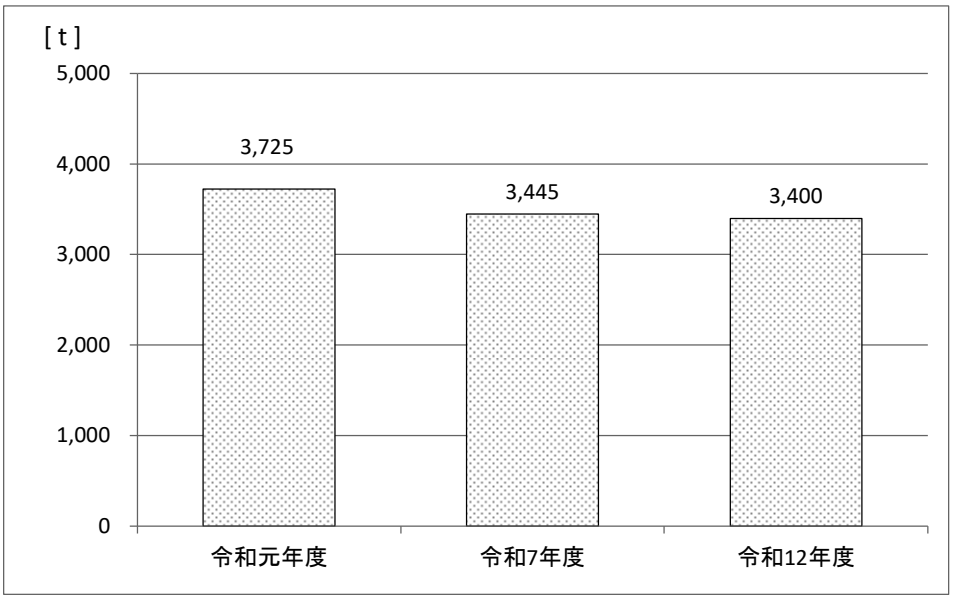

図 3-31　焼却処理量に対する目標値

(2)　資源化率

資源化率を令和 12 年度まで 29%以上を維持することを目指します。

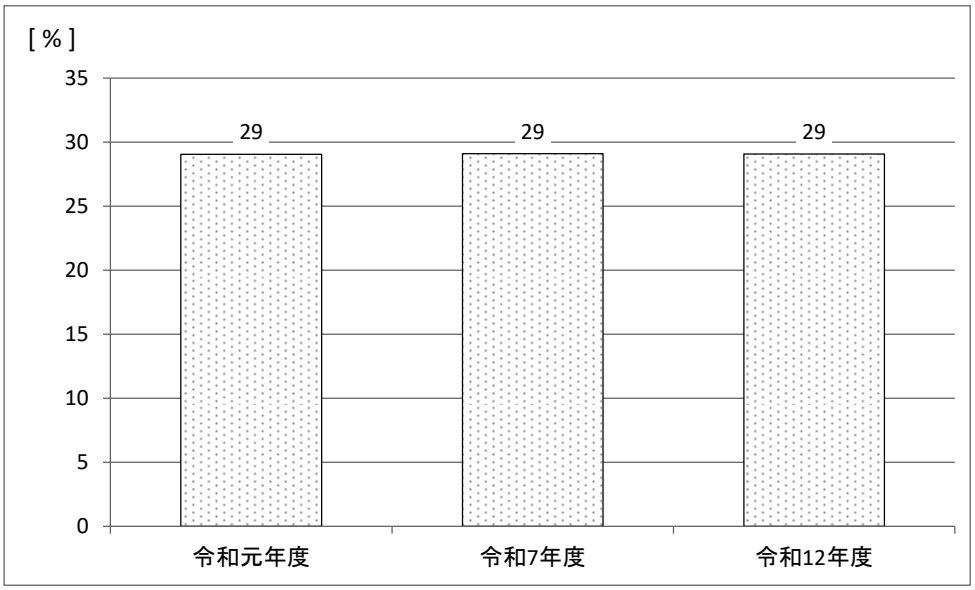

図 3-32　資源化率に対する目標値

3.3.3　市民・事業者・市の役割

基本理念の実現や目標値の達成には、市民・事業者・行政の三者が協働し、それぞれの役割を果たすことで 3R を推進していく必要があります。表 3-36 に三者の役割を示します。

表 3-36　三者の役割

対象	役　割　内　容
市民の役割	• 物を大切に使い、商品購入時には、ごみとなるような環境に負荷をかける商品の購入を控え、再生品（トイレットペーパー、再生紙ノート等）を積極的に使用する。また、商店へは簡易包装を求める。 • 積極的にリサイクルやごみ減量活動へ協力する。 • 食材は最後まで使い切り、生ごみは堆肥化等自己処理を心がける。また、木くず、枝葉、刈り草等もできる限り資源化（堆肥化等）する。 • 積極的にリサイクル（不用品交換、バザー等）やごみ減量活動へ協力する。 • 分別排出のきまりを守り、市の分別排出・収集へ協力する。また、生ごみ等の水切りをよくし、収集の効率改善に協力する。 • 集積場所は自分たちで常にきれいにする。 • マイバッグの持参
事業者の役割	• 再生資源を利用した商品やリサイクルし易い商品の製造、商品の簡易包装等、生産から廃棄までの過程において、環境に負荷をかけない商品の製造、加工、販売に努める。また、製品の修理・補修体制を充実させる。 • ごみ・環境問題に対する意識を高め、社員教育を始めとして、市民等に対するＰＲや市主体のごみ減量・資源化事業への協力等も積極的に取り組む。 • リサイクル可能なものの回収ルートを確立する。 • 消費者との協力体制のもと、マイバッグの持参によりプラスチック削減を推進する。 • ごみの分別・排出・受入れ基準を守り、また、リサイクル活動を積極的に行う。 • 適正な保管場所、排出場所を確保する。
行政の役割	• 国・県等と協力して、事業者に対しごみの発生抑制を働きかける。 • 市民・事業者に対するごみの発生抑制や減量・資源化のＰＲや啓発を行う。 • 児童・生徒等への環境教育の推進や市民・事業者への環境情報の提供等に取り組む。 • 拠点回収等、各種リサイクル事業を推進する。 • 市民団体や事業者の各種活動を支援するとともに協力体制づくりを行う。 • ごみの排出基準、分別方法等を定め、市民・事業者の協力のもと、その徹底を図る。 • 安定的・効率的な収集体制を整備する。 • 事業系ごみは、事業者自らの分別・排出抑制を基本とし、その促進に努める。 • 中間処理施設を整備し、安全で適正なごみ処理を行う。 • ごみの処理・処分には十分な環境保全対策を行う。 • 資源物の効果的・効率的な選別・回収・処理を行う。

3.3.4 基本理念の実現へ向けた施策

(1) 重点施策

基本理念の実現へ向け、本計画期間中に実施を予定している施策のうち、特に以下の施策を重点施策と位置付け、取り組みを継続していきます。

また、今後の施策実施及び施設整備スケジュール（案）を図 3-33 に示します。なお、このスケジュールはごみ処理状況や社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じ見直しを行います。

ア 生ごみの堆肥化推進

既存施策として生ごみ処理機器設置補助金制度等、生ごみの堆肥化を推進する事業を行ってきました。市内全域を網羅した生ごみリサイクルシステムづくりのため、平成 28～29 年度にかけて拠点施設となる生ごみリサイクル施設の整備を進め、平成 30 年 3 月から本格稼働を開始しました。あわせて、市民等への生ごみ分別収集の説明会を実施して、市内を 3 段階に分けた生ごみ分別収集を開始し、令和 2 年 12 月から北御牧地区での分別収集の開始をもって、資源循環型システムが完成となりました。今後もごみの減量化・３R 推進のため、生ごみのリサイクルを推進していく必要があります。表 3-37 に、生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」の概要を示します。

- 生ごみ処理機器設置補助金制度を見直し、事業の継続と内容の充実化を図る。
- 相談員の設置等により、ダンボール式生ごみ堆肥化を市民・事業者へ普及させる。
- 事業所向けの生ごみ処理機器設置補助金制度の設立等を検討する。
- 生ごみリサイクル施設整備運営事業（DBO 方式）による堆肥化施設の適正な運転管理を行い、生ごみリサイクルシステムによる資源循環の継続を図る。

表 3-37 東御市生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」

項　目	内　容
施設名称	東御市生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」
建設予定地	長野県東御市田中 415-1
運営方式	DBO方式※
敷地面積	4,392m^2
竣工	平成30年3月1日
運営期間	平成30年3月1日～令和15年6月30日
処理能力	4.1t/日　（年間処理量：876.5t/年）
処理対象ごみ	家庭系・事業系生ごみ
主発酵方式	一次発酵　密閉型発酵装置 二次発酵　強制通気型堆積方式
脱臭方式	生物脱臭法及び薬液脱臭法
残渣処理	可燃系残渣 ┐ 不燃系残渣 ┘ 東部クリーンセンター及び東御市不燃物処理施設等にて処理

※DBO 方式とは、民間が設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を行い、公共が資金調達を行うことで、施設を整備・運営する方式。

イ　ごみ減量アドバイザーの養成・支援

平成 14 年度よりごみ減量アドバイザー養成講座を開始し、現在までに約 100 名（受講者）が研修を修了しています。今後もアドバイザーの活動をとおして、市民のごみ減量・資源化に対する理解向上を図っていくため、より多くのアドバイザー養成や講座内容の充実に取り組んでいきます。

- ごみ減量アドバイザーの養成に取り組む。
- ごみ減量アドバイザー養成講座の内容見直しや充実を図る。
- ごみ減量アドバイザーの活動を東御市ごみ減量３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）推進委員会をとおして、支援していく。
- ごみ減量アドバイザーと連携し、ごみの減量・資源化に係る新施策の立案等を行う。

ウ　分別・収集方法の統一の定着化

合併後長年の課題であった、市におけるごみ処理主体及びごみ分別、指定袋等は、令和 2 年 12 月をもって 1 市 1 制度となりましたが、更なるごみの減量化・３R の推進のため定着化を図っていく必要があります。

エ　中間処理施設の整備の推進

可燃ごみ処理について、令和 2 年度中に、資源循環型施設（統合クリーンセンター）の整備に関わる環境アセスメント業務が開始されました。第 4 次ごみ処理広域化計画によると概ね 8 年後に完了する予定となっています。前期計画では中期的には、一括して東部クリーンセンターで焼却し、その後、広域連合が計画している統合クリーンセンターへ平成 35 年頃を目安に移行させる方向であったが、移行については数年後になる見込みであり、スムーズな整備が求められます。

また、不燃ごみ処理については、広域連合が計画していた統合リサイクルプラザは分散型へと変更され、整備方針等については、これからの検討課題となります。

- 中期的に 1 市 1 制度の定着化と東部クリーンセンターの延命化を図りつつ、一括して可燃ごみを焼却することで事業を進めていく。
- 長期的には上田地域広域連合が計画している統合クリーンセンターへ移行し、一元処理する方向で進める。
- 不燃ごみ処理については、上田地域広域連合が計画している統合リサイクルプラザが分散型へ変更となったことから、中期的には、一括で東御市不燃物処理施設で処理を行い、長期的には東部クリーンセンターの跡地利用を含めて、整備方針等の検討を進める。

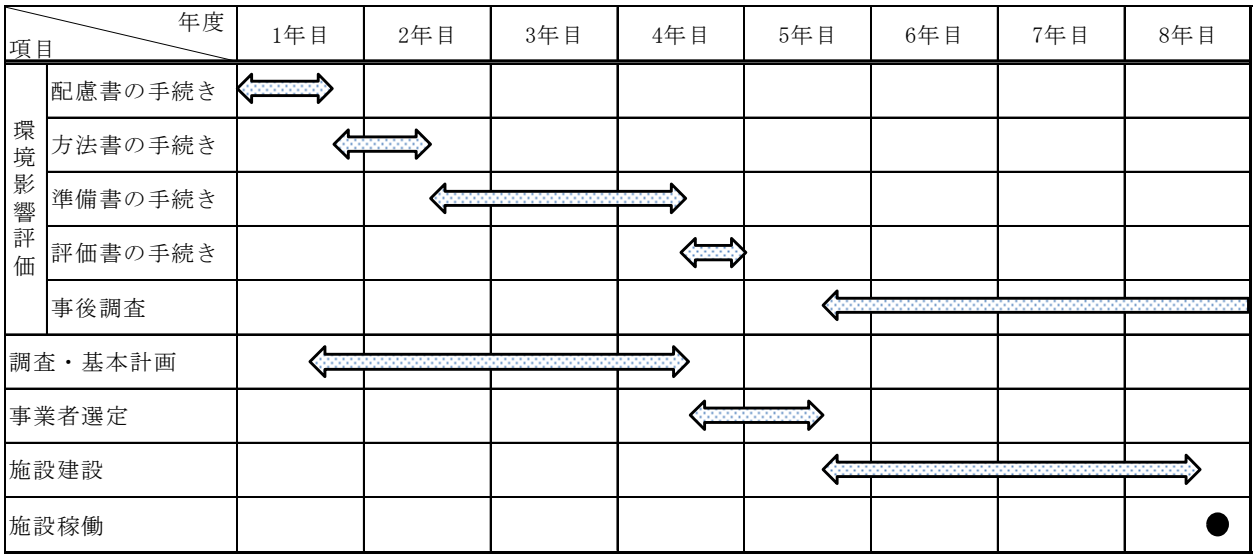

出典：上田地域広域連合 ごみ処理広域化計画（令和 3 年 2 月）

図 3-33　広域連合の資源循環型施設建設スケジュール（案）

上田地域広域連合の資源循環型施設とは？

上田地域広域連合で整備を計画している資源循環型施設（統合クリーンセンター）（可燃物処理施設）は、広域連合管内に３つあるクリーンセンターを統合し、一元処理を行う焼却施設の整備を行うものです。
統合クリーンセンターは焼却処理能力 144 トン／日のストーカ炉（３炉構成を基本）で、発電等による熱回収を行う計画です。

(2) ごみの排出抑制と３Ｒの推進による循環システムの構築

ごみの発生抑制と３Ｒを推進するため、３Ｒを推進する施策や環境教育等、啓発活動の実施及び支援するための施策を実施していきます（表 3-38)。

３Ｒの推進のために、生ごみリサイクルシステムの推進や長野県全体でも推進されているプラスチック削減運動の実施等、市民や事業者が３Ｒに取り組みやすい環境を整備していきます。また、ごみ減量アドバイザーの養成や学校教育・生涯学習といった場での環境教育を進めることにより、ごみ減量・資源化に対する市民及び事業者の意識を高めていきます。

表 3-38　ごみの排出抑制と３Ｒを推進する施策

基本方針	本計画の施策		
	施策		施策の概要
	区分	施策名	
ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築	リデュース	プラスチック削減運動等のキャンペーンの実施	プラスチック削減運動等のキャンペーンを小売業者等と共催 長野県の信州プラスチックスマート運動との連携
	リユース	生きびん（リターナブルびん）の使用拡大	事業者への働きかけ、生きびん（リターナブルびん）の使用を拡大
		修理による再利用の推進	修理技術保有者の協力を得る等、再利用を推進する方策を検討
	リサイクル	生ごみの堆肥化推進	①生ごみ処理機器設置補助金制度の見直し ②相談員の設置による相談活動の推進やダンボール式生ごみ堆肥化の継続 ③事業所向けの生ごみ処理機器設置補助金制度等の検討を行う ④生ごみの分別を定着させるとともに、雑紙の分別も推進
		剪定木等、草木類の資源化の推進	自治会やシルバー人材センター等に働きかけ、剪定木等の資源化を推進
		リサイクル事業者同士の連携強化	資源回収業者や生ごみ資源化業者等、リサイクル事業者同士の連携を強化
	環境教育・啓発	ごみ減量アドバイザーの養成・支援	ごみ減量アドバイザーの養成やアドバイザーが行う班活動への支援、「エコハウス・とうみ」の継続的な設置と充実を行い、市内に3R のネットワークを構築
		ごみ減量化・資源化に関する市民の取り組みの推進及び支援	①くらしを見直そう展等、啓発活動の推進や市民がごみ減量化等に関するアイデアを発表する場を提供 ②清掃・美化活動において、分別指導やごみ袋の提供、ごみの受入等を実施
		ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の充実	①市民カレンダーや市広報を活用し、分別やごみ減量化等に関する情報を提供 ②ホームページ上での資源ごみ回収実績の公表やごみ減量アドバイザーの「アドバイザー通信」の配布等を通じた、普及啓発を実施 ③食べ残しを減らそう県民運動「宴会食べきりキャンペーン」へ協力 ④ごみの減量化・資源化の工夫等を随時発信 ⑤東御市ごみ減量3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進委員会と連携し、普及啓発及び実践の提案を実施
		地域に根ざした減量・資源化運動の推進	①市民主体のイベント等を通じて、地域と行政の結び付きを強化 ②減量化・資源化に関する出前講座のメニュー充実と市民への周知を実施
		学校教育や生涯学習と連携したごみ問題に関する啓蒙の充実	①ごみ減量アドバイザーによる生涯学習講座「もったいない講座」の開催やごみ減量・リサイクルに関わる寸劇の実施を支援 ②小学校等の市内ごみ処理施設への見学を積極的に受け入れ ③環境教育の一環としての、公立小中学校・保育園でのごみ減量化・3R 推進のための啓蒙活動
		ごみの減量化・資源化へ向けた事業者の取り組みへの支援	①近代化モデル事業所育成事業補助金制度を通して、企業の ISO 国際規格の取得等を支援 ②ごみの排出ゼロを基本的な考え方とする社員教育の実施を呼びかけ

(3) 効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

効率的かつ適正なごみ処理体制を築いていくため、1 市 1 制度となったごみ処理主体及びごみ分別、指定袋等の定着化のための啓発活動とごみ処理事業の広域化を推進するための施策を実施していきます（表 3-39）。

ごみ処理施設は、処理施設の整備を中心に、中期的、長期的なごみ処理体制を検討していきます。

現在及び将来のごみ処理主体を表 3-40 に示します。なお、資源循環型施設稼動後の収集・運搬体系等についは、広域連合及び構成市町村と今後詳細に調整していきます。

表 3-39　効率的かつ適正なごみ処理体制構築のための施策

基本方針	本計画の施策		
	施策		施策の概要
	区分	施策名	
効率的かつ適正なごみ処理体制の構築	分別・収集	小売店等による店頭回収の充実	小売店等での店頭回収へ協力いただき、資源化へ取り組みやすい環境を整備
		分別収集に関する意見交換会の実施	分別収集に関する意見交換の場を設け、ごみ分別が適切に行われる環境を整備
		事業者による分別の徹底推進	紙ごみの中にプラスチック類が、生ごみの水切りと異物等の混入がないように、分別の徹底を事業者へ働きかける
		分別・収集方法統一の定着化	分別・指定袋等の統一の定着化
	ごみ処理施設	中間処理施設の整備の推進	【焼却施設】 ・ 中期的に 1 市 1 制度の定着化、東部クリーンセンターで一括して可燃ごみを焼却することで実施 ・ 長期的に可燃ごみを広域連合が計画中の統合クリーンセンターへ移行する方向で進める 【不燃物処理施設】 ・ 中期的に東御市不燃物処理施設で一括して不燃ごみを処理することで実施 ・ 長期的には統合リサイクルプラザが分散型に変更となったことから広域連合にて整備方針の検討を進める 【生ごみリサイクル施設】 ・ 生ごみリサイクル施設整備運営事業により、生ごみリサイクル施設の適正な運転管理を継続し、生ごみリサイクルシステムを推進
		最終処分場の延命化と整備	①ごみの減量・3R の推進により既設の最終処分場の延命化を推進 ②長期的に、上田地域広域連合での最終処分場の整備検討
	不法投棄	普及啓発、パトロールの実施	不法投棄を調査し、不法投棄を未然に防止
		不法投棄者への厳正対処	警察署、県と連携し、不法投棄者に対して厳正に対処
		不法投棄防止対策設備の設置	不法投棄防止対策設備の設置に対し、地区への補助を実施

表 3-40　現在及び将来の処理主体

<table>
<tr><th colspan="2">処理形態</th><th>現在（令和２年 11 月末まで）</th><th>将来（令和2年12月以降）</th><th>将来（令和9年度頃以降）</th></tr>
<tr><td>収集・運搬</td><td>－</td><td>直営・委託・自己搬入・許可業者</td><td>直営・委託・
自己搬入・許可業者</td><td>直営・委託・
自己搬入・許可業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中間処理</td><td rowspan="2">焼却施設</td><td>東部クリーンセンター
（上田地域広域連合）</td><td rowspan="2">東部クリーンセンター
（上田地域広域連合）</td><td rowspan="2">資源循環型施設（統合クリーンセンター）
（上田地域広域連合）</td></tr>
<tr><td>川西清掃センター
（川西保健衛生施設組合）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不燃物処理施設</td><td>東御市不燃物処理施設
（東御市）</td><td rowspan="2">東御市不燃物処理施設
（東御市）</td><td rowspan="2">分散型リサイクルプラザ
（上田地域広域連合）</td></tr>
<tr><td>川西清掃センター
（川西保健衛生施設組合）</td></tr>
<tr><td>生ごみ処理施設</td><td colspan="3">生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」（東御市）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">最終処分</td><td rowspan="2">－</td><td>東御市一般廃棄物
最終処分場（東御市）</td><td colspan="2" rowspan="2">東御市一般廃棄物最終処分場（東御市）
上田地域広域連合での最終処分場の整備検討</td></tr>
<tr><td>川西一般廃棄物
最終処分場
（川西保健衛生施設組合）</td></tr>
</table>

信州プラスチックスマート運動とは？

海洋プラスチックごみは世界的な問題となっており、生物による誤飲や紫外線等による５mm以下となったマイクロプラスチックの生態系への影響等が懸念されています。
長野県では、海洋プラスチックの 70%が陸地から発生していると言われていることから、上流県である本県からプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」の取り組みを推進し、「ごみ減量日本一の継続」と「環境にやさしい長野県」を目指しています。
長野県では、運動の中で、以下の３つの意識した行動を呼びかけています。東御市としても、未来に繋がる重要な課題として、意識をもって取り組んで行く必要があります。

【３つの意識した行動】

◆意識して【選択】　　ストロー、レジ袋は必要かどうか
◆少しずつ【転換】　　使い捨てプラスチックから代替品へ
◆分別して【回収】　　使い終わったプラはルールに従い分けて回収へ

3.3.5　人口及びごみ発生量の将来予測

(1)　人口の将来予測

本計画での将来人口は、「東御市人口ビジョン　～まち・ひと・しごと創生のための人口の現状と将来展望～（第 2 版改訂版）（令和 2 年 3 月）」を用いています。

将来人口は今後減少で推移し、令和元年度には 30,112 人、令和 7 年度には 29,368 人、令和 12 年度には 28,913 人となることが予想されます。

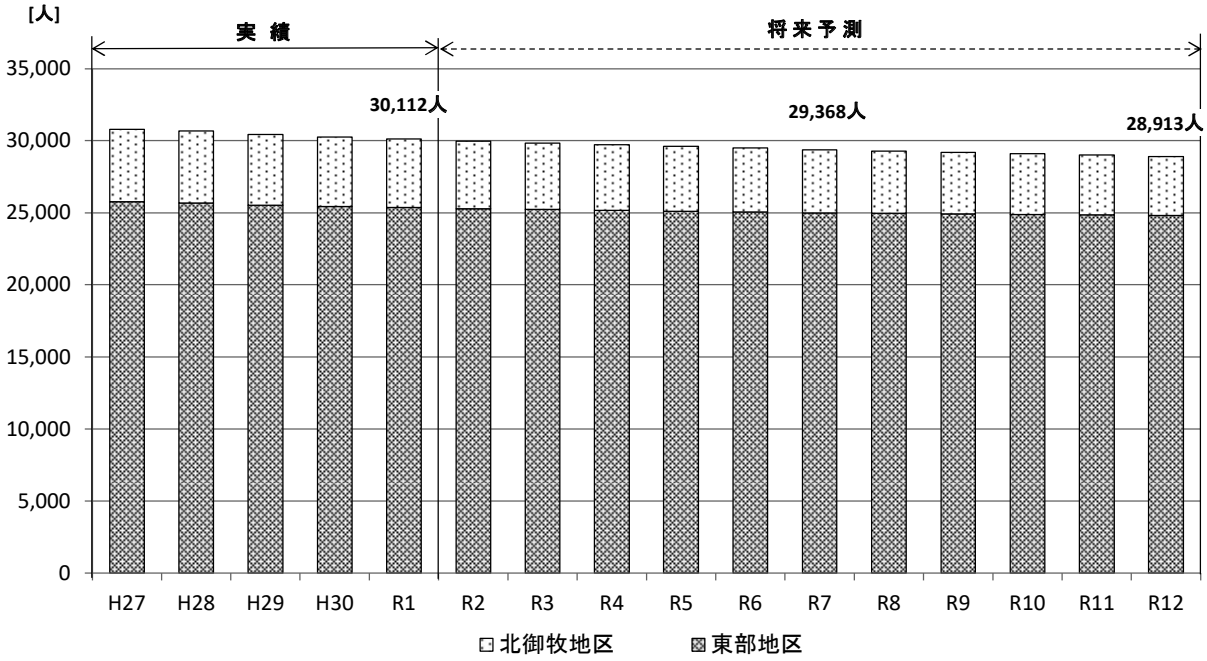

※実績は東御市各月人口（10 月 1 日時点）

図 3-34　人口の将来予測

(2) ごみ量の将来予測

ア ごみ排出量

先に挙げた施策を実施した場合の本市における将来ごみ排出量を、表 3-41 及び図 3-35 に示します。

将来のごみ排出量は人口とともに減少していき、総量は令和元年度に 6,022.69t、令和 7 年度に 5,880.57t、令和 12 年度に 5,803.72t となることが予想されます。令和 12 年度の総量は、令和元年度比べると約 4%の減少となる予測です。

表 3-41 ごみ排出量の将来予測

項 目			単位	実績	将来予測	
				令和元年度	令和7年度	令和12年度
				2019	2025	2030
人 口			人	30,112	29,368	28,913
排出量	総排出量		t	6,022.69	5,880.57	5,803.72
	家庭系		t	5,105.52	4,965.91	4,889.06
		生ごみ	t	337.37	491.17	483.20
		もやせるごみ	t	2,988.02	2,740.26	2,695.75
		もやせないごみ	t	1,038.81	1,012.87	999.21
		プラスチック	t	583.10	569.06	561.81
		カン	t	57.86	56.51	55.82
		びん	t	168.10	163.51	160.99
		その他	t	229.75	223.79	220.59
		有害ごみ	t	9.50	9.22	9.06
		資源物	t	731.82	712.39	701.84
		新聞・雑誌等	t	678.26	660.27	650.51
		ペットボトル等	t	53.56	52.12	51.33
	事業系		t	917.17	914.66	914.66
		生ごみ	t	180.24	210.37	210.37
		もやせるごみ	t	736.93	704.29	704.29

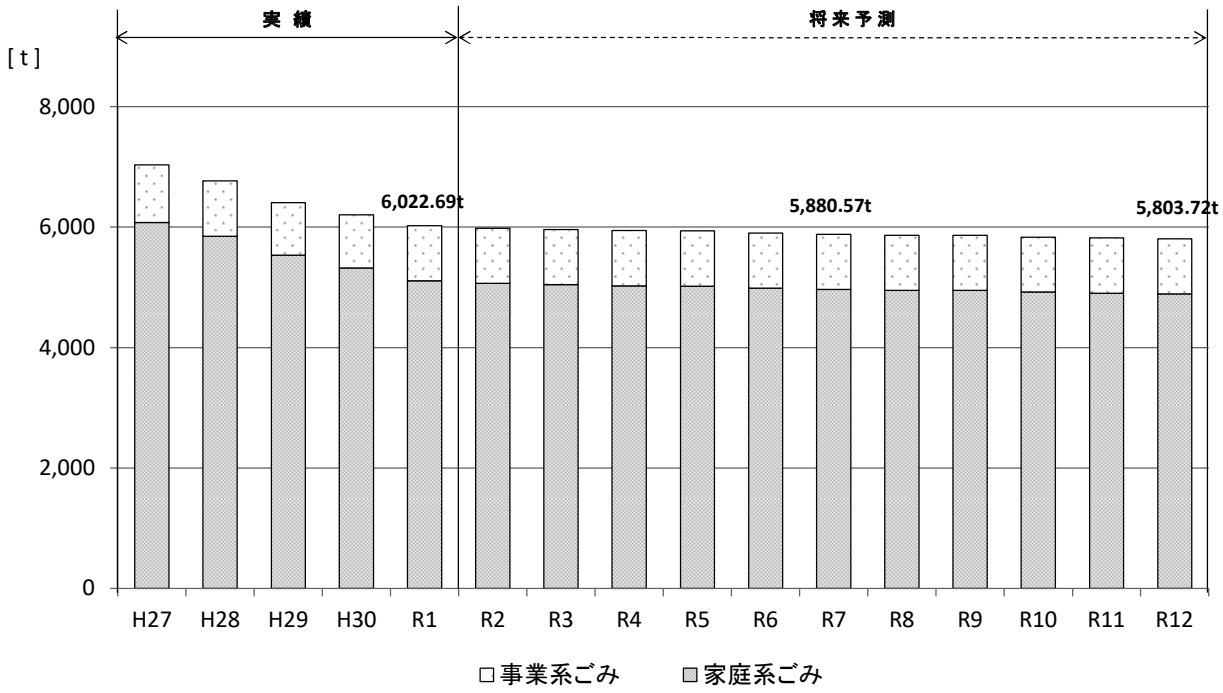

図 3-35　ごみ発生量の将来予測

イ　資源化量及び処理量

資源化量及び処理量の将来予測を表 3-42 に示します。

本市の焼却処理量は、令和 12 年度に 3,400.04t まで減少することが予想されています。焼却処理率は、令和 7 年度に 58.58%となり、令和 12 年度に掛けて 58%台で落ち着く見込みとなっています。

生ごみリサイクル施設は平成 29 年度に稼動を開始し、令和元年度で生ごみ量は 517.61t となりました。今後も堆肥化施設の稼働率を考慮し、生ごみリサイクルシステムを推進するための啓発活動を行うことで、令和 7 年度で 701.54t の生ごみが堆肥化されることが見込まれます。資源化率は、紙類等の減少により令和元年度以降、29%台で推移すると見込まれます。

表 3-42　資源化量及び処理量の将来予測

項　目		単位	実績	将来予測	
			令和元年度	令和7年度	令和12年度
			2019	2025	2030
焼却施設	搬入	t	3,724.95	3,444.55	3,400.04
	もやせるごみ	t	3,724.95	3,444.55	3,400.04
	搬出	t	394.15	364.48	359.77
	焼却灰	t	394.15	364.48	359.77
不燃物処理施設	搬入	t	960.61	941.46	932.71
	もやせないごみ・有害ごみ	t	960.61	941.46	932.71
	搬出	t	960.61	941.46	932.71
	資源化委託	t	866.03	849.06	841.41
	不燃残渣	t	94.58	92.40	91.30
	不燃残渣	t	50.83	49.41	48.62
	不燃残渣資源化	t	43.75	42.99	42.68
生ごみ処理施設	搬入	t	517.61	701.54	693.57
	生ごみ	t	517.61	701.54	693.57
	搬出	t	20.47	27.74	27.42
	堆肥	t	20.47	27.74	27.42
資源化	資源化総量	t	1,749.77	1,711.45	1,687.56
最終処分	最終処分量	t	444.98	413.89	408.39
	焼却灰	t	394.15	364.48	359.77
	不燃残渣	t	50.83	49.41	48.62
ごみ処理指標	1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	546.47	548.60	549.95
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人日	463.25	463.27	463.28
	1日当たり事業系ごみ排出量	t/日	2.51	2.51	2.51
	資源化率(%)	%	29.05	29.10	29.08
	焼却処理率(%)	%	61.85	58.58	58.58
	最終処分率(%)	%	7.39	7.04	7.04

※1：もやせないごみ・有害ごみには北御牧地区のカンが含まれています。
※2：資源化総量の内訳は下記のとおりです。
堆肥、ビン、プラスチック、カン、紙、古布、PET ボトル、発泡スチロール・トレイ、紙パック、金物、乾電池、蛍光灯・体温計、不燃残渣資源化

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現況

4.1.1 生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系を図 4-1に示します。

現在、本市の生活排水は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティー・プラント、大型合併処理浄化槽及び小型合併処理浄化槽（以下、「生活排水処理施設」という。）による処理が中心となっています。その他には、単独処理浄化槽やし尿くみ取りによる処理もありますが、それらの世帯における生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されている状態となっています。

生活排水処理普及率は現在99.9%に上っており、ほぼ市全域を網羅していることからも、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯における生活排水の適正化が急務となっています。

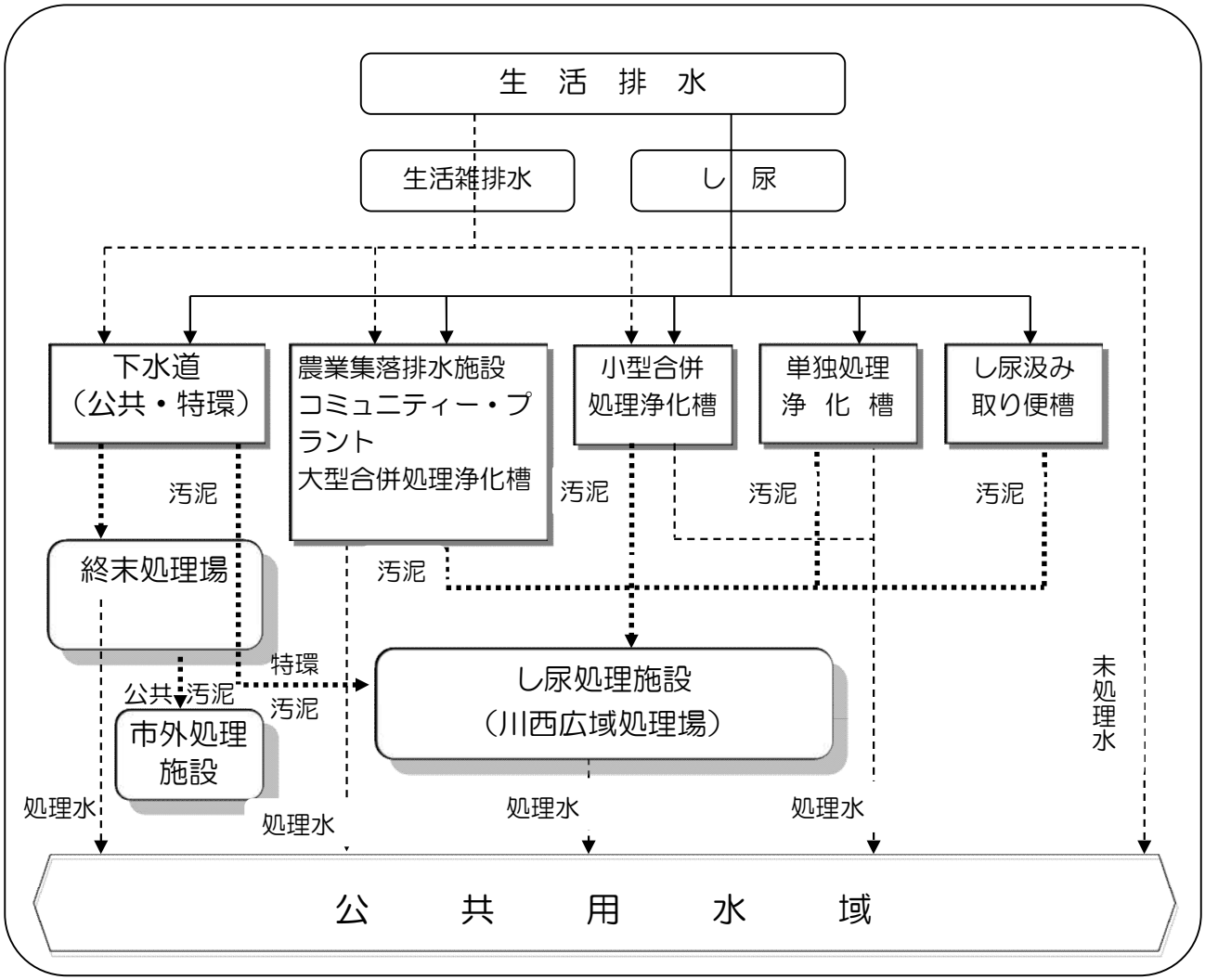

図 4-1　生活排水処理体系

4.1.2　生活排水処理形態別人口及び普及率

東部地区、北御牧地区及び市全体の処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移を表 4-1 から表 4-3、図 4-2 から図 4-4 に示します。

令和元度末における生活排水処理実績[3]は、本市全体で 92.60%となっており、現在は横ばいの推移となっています。

表 4-1　東部地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

区　分	単位	実　績				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	25,957	25,790	25,424	25,366	25,257
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	24,006	23,897	23,843	23,861	23,706
(1) 公共下水道	人	16,449	16,352	16,365	16,393	17,607
(2) 農業集落排水	人	6,406	6,393	6,312	6,292	4,912
(3) コミュニティー・プラント	人	257	269	276	266	274
(4) 小型合併処理浄化槽	人	894	883	890	910	913
3. 生活雑排水未処理人口※	人	1,951	1,893	1,581	1,505	1,551
生活排水処理実績	%	93.48	92.66	93.78	94.07	93.86

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

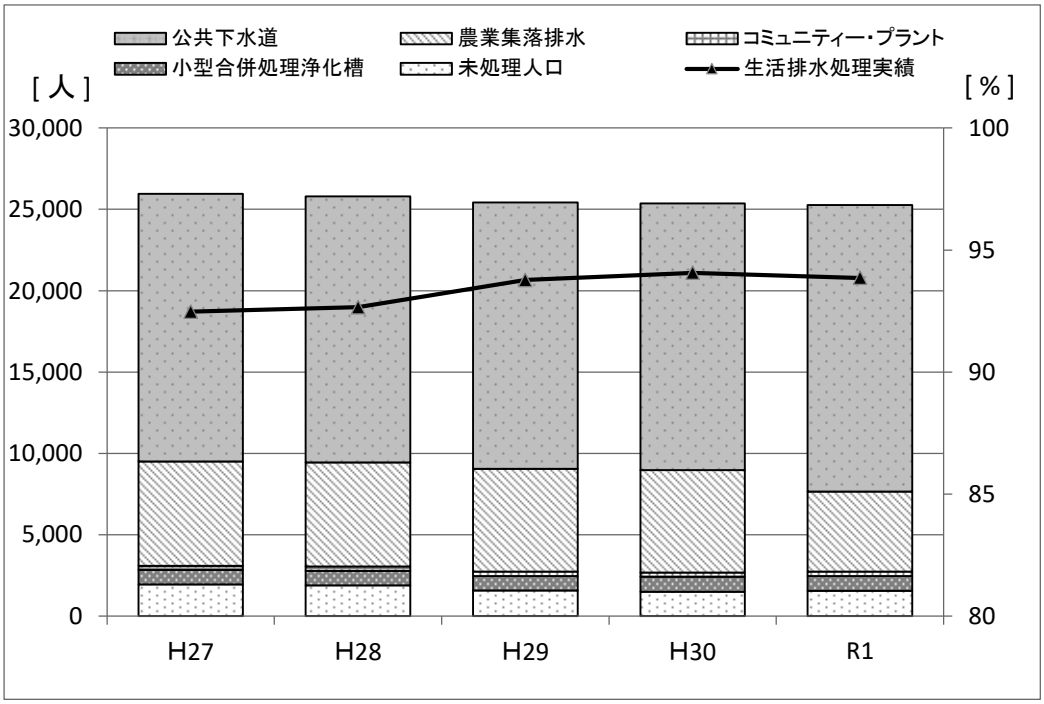

図 4-2　東部地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

[3] 生活排水処理実績とは、行政人口中の水洗化・生活雑排水処理人口の割合を示した数値です。

表 4-2　北御牧地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

区　分	単位	実　績				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	5,032	4,931	4,877	4,802	4,688
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	4,280	4,182	4,152	4,106	4,024
(1)特定環境保全	人	1,332	1,288	1,261	1,235	1,197
(2)農業集落排水	人	1,655	1,622	1,620	1,597	1,569
(3)コミュニティー・プラント	人	209	204	208	207	204
(4)大型合併処理浄化槽	人	124	117	109	112	109
(5)小型合併処理浄化槽	人	960	951	954	955	945
3. 生活雑排水未処理人口※	人	752	749	725	696	664
生活排水処理実績	%	85.06	84.81	85.13	85.51	85.84

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

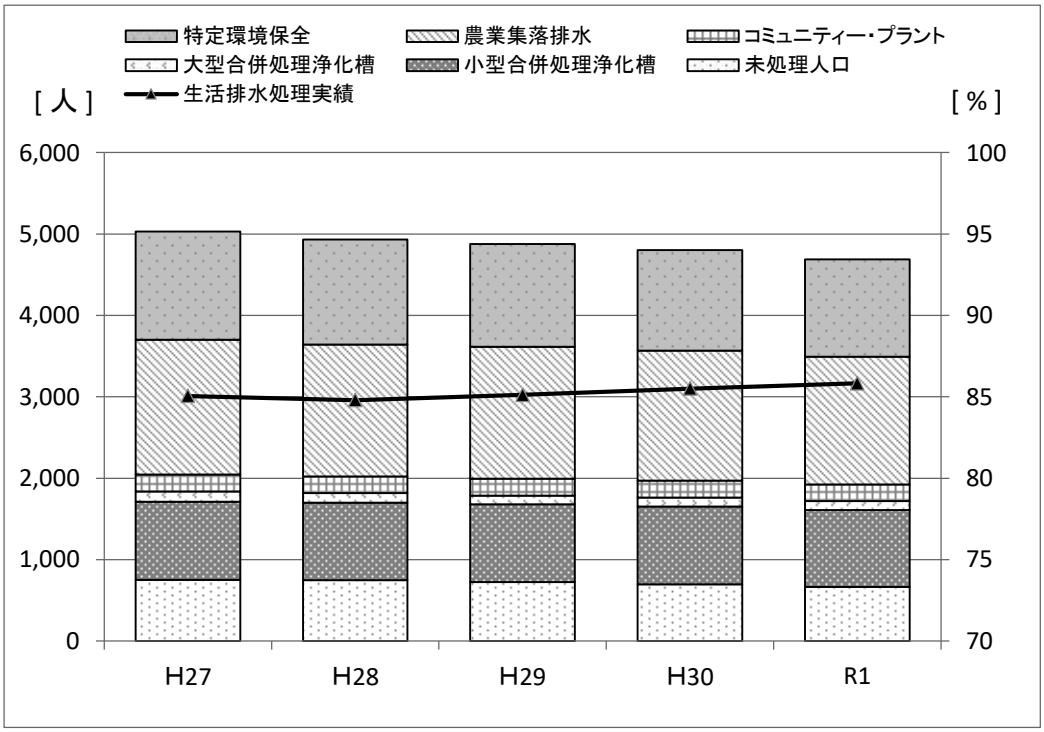

図 4-3　北御牧地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

表 4-3　市における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

区　分	単位	実　績				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	30,989	30,721	30,301	30,168	29,945
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	28,286	28,079	27,995	27,967	27,730
(1) 公共下水道	人	16,449	16,352	16,365	16,393	17,607
(2) 特定環境保全	人	1,332	1,288	1,261	1,235	1,197
(3) 農業集落排水	人	8,061	8,015	7,932	7,889	6,481
(4) コミュニティー・プラント	人	466	473	484	473	478
(5) 大型合併処理浄化槽	人	124	117	109	112	109
(6) 小型合併処理浄化槽	人	1,854	1,834	1,844	1,865	1,858
3.　生活雑排水未処理人口※	人	2,703	2,642	2,306	2,201	2,215
生活排水処理実績	%	91.28	91.40	92.39	92.70	92.60

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

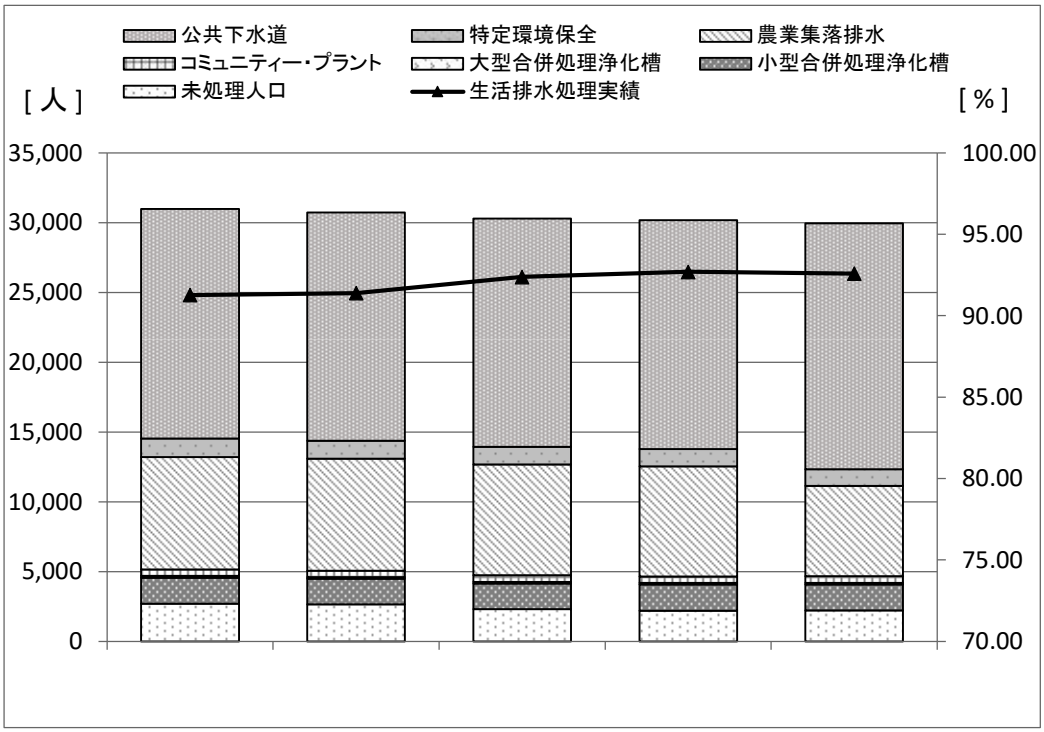

図 4-4　市における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

4.1.3　生活排水処理主体

本市の生活排水の処理主体は表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4　東部地区及び北御牧地区における生活排水処理主体

	処理施設等の種類	対象となる生活排水の種類	主体
東部地区	下水道（公共下水道）	し尿及び生活雑排水	東御市
	合併処理浄化槽（農集排、コミプラ、小型合併）	し尿及び生活雑排水	東御市・個人等
北御牧地区	下水道（特環）	し尿及び生活雑排水	東御市
	合併処理浄化槽（農集排、コミプラ、大型合併、小型合併）	し尿及び生活雑排水	東御市・個人等

4.1.4　し尿等収集運搬の現況

(1)　し尿等収集運搬及び処理区分の現況

ア　収集区域の範囲

令和 2 年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市の行政区域全域です。

イ　し尿等の収集運搬実施体制

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、市が許可した収集業者によって実施されています。

4.1.5　し尿等処理の現況

(1)　市のし尿等処理施設

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、これまで東部地区と北御牧地区がそれぞれ別の施設で処理してきましたが、平成 29 年 4 月から川西保健衛生施設組合で処理しています。

各地区の処理施設を表 4-5 に示します。

表 4-5　し尿等処理施設

東御市	
し尿等処理	川西保健衛生施設組合　川西広域処理場

※上田地域広域連合　清浄園は、資源循環型施設の建設候補地として、廃止、解体が計画されている。

(2) し尿処理量

東部地区、北御牧地区及び市全体のし尿及び浄化槽汚泥等の発生量及び原単位を、表 4-6 から表 4-8 に示します。

令和元年度における本市のし尿及び汚泥排出量は6,186㎥となっており、平成27年度以降、減少傾向で推移しています。脱水汚泥[4]は1,544.06t発生しており、平成27年度以降、年度間で増減があります。

表 4-6　東部地区におけるし尿及び浄化槽汚泥等の発生量及び原単位

区　分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年間排出量	㎥/年	4,999.06	4,486.82	4,676.85	4,849.68	4,005.30
し尿	㎥/年	2,084.00	2,023.00	1,601.37	1,716.11	1,744.75
汚泥	㎥/年	2,915.06	2,463.82	3,075.48	3,133.57	2,260.55
小型合併処理浄化槽	㎥/年	684.00	795.00	875.52	851.60	894.49
コミュニティー・プラント	㎥/年	94.25	65.71	99.11	102.03	91.59
農業集落排水	㎥/年	2,136.81	1,603.11	2,100.85	2,179.94	1,274.47
脱水汚泥	t/年	1,620.90	1,603.11	1,540.93	1,604.01	1,544.06
原単位						
し尿	ℓ/人・日	2.92	2.93	2.78	3.12	3.07
小型合併処理浄化槽	ℓ/人・日	2.09	2.47	2.70	2.56	2.68
コミュニティー・プラント	ℓ/人・日	1.00	0.67	0.98	1.05	0.91
農業集落排水	ℓ/人・日	0.91	0.69	0.91	0.95	0.71

※年間排出量の単独処理浄化槽については、小型合併処理浄化槽含みます。

[4] 脱水汚泥とは、東部地区の公共下水道より発生した汚泥が、東部浄化センター（市外処理施設）で処理・搬出されたものです。

表 4-7　北御牧地区におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量及び原単位

区　分			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年間排出量			㎥/年	2,029.75	1,786.58	2,013.33	2,060.00	2,180.83
	し尿		㎥/年	683.00	628.00	648.00	626.00	706.00
	汚泥		㎥/年	1,346.75	1,158.58	1,365.33	1,434.00	1,474.83
		小型合併処理浄化槽	㎥/年	461.00	450.00	470.00	539.00	599.00
		コミュニティー・プラント	㎥/年	50.57	58.99	60.27	60.96	60.81
		農業集落排水	㎥/年	547.48	424.99	548.04	545.85	541.44
		特定環境保全	㎥/年	242.90	185.28	241.96	241.50	243.33
		大型合併処理浄化槽	㎥/年	44.80	39.32	45.06	46.69	30.25
原単位								
	し尿		ℓ/人・日	2.48	2.30	2.45	2.46	2.91
	小型合併処理浄化槽		ℓ/人・日	1.31	1.30	1.35	1.55	1.73
	コミュニティー・プラント		ℓ/人・日	0.66	0.79	0.79	0.81	0.81
	農業集落排水		ℓ/人・日	0.90	0.72	0.93	0.94	0.94
	特定環境保全		ℓ/人・日	0.50	0.39	0.53	0.54	0.56
	大型合併浄化槽		ℓ/人・日	0.99	0.92	1.13	1.14	0.76

※年間排出量の単独処理浄化槽については、小型合併処理浄化槽含みます。

表 4-8　市体におけるし尿及び浄化槽汚泥等の発生量及び原単位

区　分			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年間排出量			㎥/年	7,028.81	6,273.40	6,690.18	6,909.68	6,186.13
	し尿		㎥/年	2,767.00	2,651.00	2,249.37	2,342.11	2,450.75
	汚泥		㎥/年	4,261.81	3,622.40	4,440.81	4,567.57	3,735.38
		小型合併処理浄化槽	㎥/年	1,145.00	1,245.00	1,345.52	1,390.60	1,493.49
		コミュニティー・プラント	㎥/年	144.82	124.70	159.38	162.99	152.40
		農業集落排水	㎥/年	2,684.29	2,028.10	2,648.89	2,725.79	1,815.91
		特定環境保全	㎥/年	242.90	185.28	241.96	241.50	243.33
		大型合併処理浄化槽	㎥/年	44.80	39.32	45.06	46.69	30.25
脱水汚泥			t/年	1,620.90	1,603.11	1,540.93	1,604.01	1,544.06
原単位								
	し尿		ℓ/人・日	2.80	2.75	2.67	2.92	3.02
	小型合併処理浄化槽		ℓ/人・日	1.69	1.86	2.00	2.04	2.20
	コミュニティー・プラント		ℓ/人・日	0.85	0.72	0.90	0.94	0.87
	農業集落排水		ℓ/人・日	0.91	0.69	0.91	0.95	0.77
	特定環境保全		ℓ/人・日	0.50	0.39	0.53	0.54	0.56
	大型合併処理浄化槽		ℓ/人・日	0.99	0.92	1.13	1.14	0.76

※年間排出量の単独処理浄化槽については、小型合併処理浄化槽含みます。

4.1.6　処理汚泥等の利用

(1)　し尿処理施設からの処理汚泥

・　上田地域広域連合清浄園では、処理汚泥の有効利用を図るため、汚泥を原料とした焼却灰を平成 12 年に普通肥料（焼成汚泥堆肥）として肥料登録し、製品名を「サラ・さらさ」として配布をしています。

・　川西保健衛生施設組合　川西広域処理場では、処理汚泥（脱水ケーキ）を原料とする炭化炉施設を建設（平成 14 年 3 月竣工）し、平成 14 年度から運営しています。製造した炭化製品は土壌改良材、または、融雪材として有効で、肥料の名称を「川西炭化肥料」として販売しています。

(2)　浄化槽等から発生する汚泥

・　農業集落排水施設で発生する汚泥のリサイクル化

農業集落排水から発生する処理汚泥の有効利用を図るため、処理汚泥を使って製造した「活性水」が、肥料（汚泥発酵肥料）として肥料取締法第 7 条の規定に基づき平成 17 年 7 月に登録され、肥料の名称を「東御緑に力（とうみみどりにちから)」とし、市民に無償で配布していますが、令和 3 年度で廃止を予定しています。

4.1.7　その他生活排水処理に関する事項

(1)　浄化槽の新規設置基数

本市の浄化槽新規設置基数の推移は表 4-9 に示すとおりです。

表 4-9　浄化槽の新規設置基数

区　分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
浄化槽世帯数	世帯	26	11	28	8	23

(2)　し尿の収集運搬手数料

し尿の収集運搬手数料は表 4-10 に示すとおりです。

表 4-10　し尿の収集運搬手数料

項目	収集運搬手数料
1ℓ当たり	9.27 円
1 回汲み取り最低料金	2,000 円
ホース延長 30m以上	350 円加算

4.1.8　生活排水処理の課題

・　人口の減少により、使用料収入の減少や施設の老朽化対策経費の増額が懸念されます。

・　適正な生活排水処理を維持していくため、より一層の経営の明確化が求められます。

4.2　生活排水処理基本計画

4.2.1　基本理念・方針

(1)　基本理念

本市の汚水整備はほぼ完了し、多くの世帯で下水道等への接続が進んでいます。

また、今後は効率的な維持管理や経営基盤の安定と強化を図っていくため、処理施設の統廃合や汚泥の集約化を行い、長期的に持続可能な生活排水処理施設を目指します。

(2)　基本方針

１．用途地域、農業振興区域の農業集落における生活排水処理については、下水道事業等によって水洗化の促進を図ります。

２．集落の形態をなしていない地域では、合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の徹底を推進します。

３．下水道、浄化槽等から発生する汚泥及びし尿処理施設の処理汚泥については有効利用を進めます。

４．汚濁負荷を軽減するため、市民に対する広報・啓発活動を積極的に行います。

(3)　「水循環・資源循環のみち 2015」構想との整合性の確保

本計画の策定にあたっては、「水循環・資源循環のみち 2015」構想と整合性を図るものとします。

同構想では、令和 2 年度までの短期目標、令和 7 年度までの中期目標、令和 12 年度までの長期目標を定め、生活排水処理施設の安定した運営と、良好な水と資源の循環が目指されています。令和 3 年度において、見直しが予定されています。

(4)　目標年度

本計画おける目標年度は、「水循環・資源循環のみち 2015」構想との整合を図り、5 年後の短期目標年度を令和 2 年度、10 年後の中期目標年度を令和 7 年度、最終目標年度を令和 12 年度とします。

なお、計画については、社会情勢による変化等を勘案して、概ね 5 年ごとに又は諸条件に大きな変動があった場合においてはその都度見直しを行うこととします。

4.2.2　生活排水処理基本計画

本市では、最終目標年度である 10 年後に向けて指標を設定し、生活排水処理の整備に取り組んでいます。表 4-11 に生活排水処理の目標を示します。

また、広域連合で進められている資源循環型施設の建設用地として、し尿処理施設「清浄園」を廃止する提案がされており、「清浄園」に替わるし尿等の処理は各市町村が責任をもって行うこととされています。本市では、東部地区及び北御牧地区のし尿等処理の統一を目指す方針のもと、川西保健衛生施設組合及び関係市町と協議を行い、川西広域処理場の処理設備を改良し、平成 29 年 4 月から同処理場で東御市全体のし尿等の処理を行っています。

表 4-11　生活排水処理の目標

項目＼年度	現状 （令和元年度）	中期指標 （令和7年度）	最終指標 （令和12年度）
生活排水処理実績の目標（%）	92.60	97.36	99.90

4.2.3　生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の施設整備スケジュールを表 4-12 に、施設ごとの汚水処理人口予測を表 4-13 及び図 4-5 に、施設別の汚水処理人口割合を図 4-6 に、し尿及び汚泥の発生量予測を表 4-14 に示します。

本市の下水道整備はほぼ完了しており、令和 7 年度には公共下水道、特定環境保全、農業集落排水での普及率 100%を計画しています。また、その他の地域に関しても農地転用による開発事業等に併せ、順次整備を図る予定です。

また、本市には生活排水処理区が複数存在するため、効率的な経営を目指し、処理区の統廃合を図ります。

表 4-12　施設整備スケジュール

計画区分	事業	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
施設整備	公共、特環下水道（未普及地域）	→	→	→	→	→					
	コミ、大型合併小型合併処理浄化槽	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

表 4-13　施設ごとの汚水処理人口予測

区　分	単位	実　績	人口予測	
		令和元年度	令和７年度	令和12年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	29,945	28,528	27,294
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	27,730	27,775	27,269
(1) 公共下水道	人	17,607	22,393	21,846
(2) 特定環境保全	人	1,197	1,383	1,517
(3) 農業集落排水	人	6,481	1,694	1,880
(4) コミュニティー・プラント	人	478	191	0
(5) 大型合併処理浄化槽	人	109	126	0
(6) 小型合併処理浄化槽	人	1,858	1,988	2,026
3. 生活雑排水未処理人口※	人	2,215	753	25
生活排水処理実績の目標	%	92.60	97.36	99.90

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

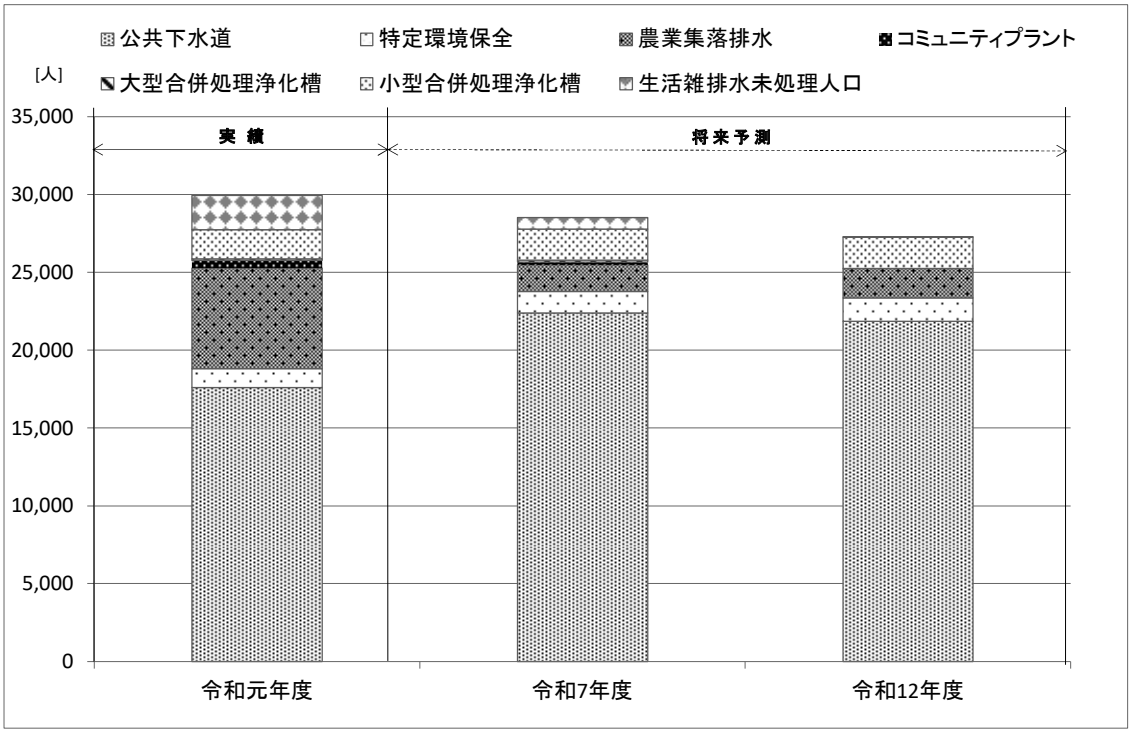

図 4-5　施設ごとの汚水処理人口予測

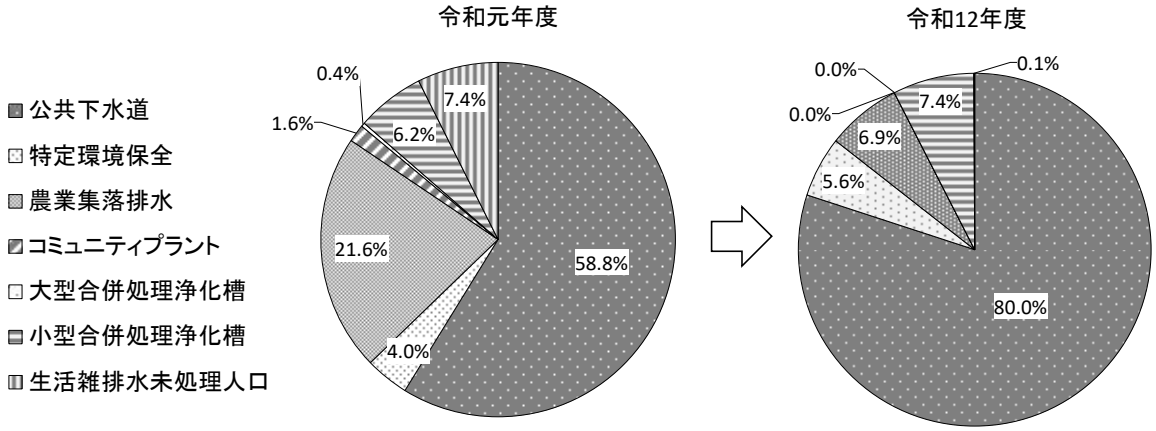

※令和 12 年度までにコミュニティー・プラント及び大型合併処理浄化槽が統廃合で廃止される予定のため、0.0 での表記となっています。

図 4-6　施設ごとの汚水処理人口割合

表 4-14　し尿及び汚泥の発生量予測

区　分	単位	実　績	発生量予測	
		令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
し尿処理量	m^3/年	2,451	1,078	0
汚泥発生量	m^3/年	3,735	3,537	2,991
特定環境保全	m^3/年	243	500	580
農業集落排水	m^3/年	1,816	1,280	1,040
コミュニティー・プラント	m^3/年	152	270	0
大型合併処理浄化槽	m^3/年	30	90	0
小型合併処理浄化槽	m^3/年	1,493	1,397	1,371

4.2.4　その他生活排水処理に関する事項

(1)　広報・啓発等

生活排水対策については、各家庭での取り組みが最も重要なことから、広報・啓発に努めます。

- 日常生活で実行可能な汚泥発生量の減量化方法を啓発します。
- 保守点検、清掃及び定期検査等、浄化槽管理の重要性の周知に努めます。
- 単独処理浄化槽や汲み取り世帯に対し、それぞれ処理計画区域に決められた処理施設で処理を行うよう啓発します。また、合併処理浄化槽の設置を促す取り組みを行います。

(2)　地震対策への取り組み

ア　地震想定への取り組み

- 下水道処理場の被害を想定し、現時点で不足している物資や復旧に必要な図面、データを見直した資料を整えていきます。
- 下水道機能の継続や早期回復を図るため、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を対象とする下水道 BCP（事業継続計画）を策定しました。今後は、他の処理区においても順次策定を進めていく予定です。

イ　地震対策の取り組み

- 機能保全対策として、下水道施設の長寿命化に併せて耐震化を策定していきます。
- 発災後の対策として、「緊急対応段階」、「暫定機能確保段階」、「機能確保段階」の 3 段階に大別して、それぞれの震後対策を実施します。

(3)　生活排水施設の統廃合への取り組み

本市には 17 の処理区（公共下水道 1 処理区、特定環境保全公共下水道 1 処理区、農業集落排水 10 処理区、コミュニティー・プラント 3 処理区、大型合併処理浄化槽 2 処理区）があり、非効率な経営状況となっています。今後は、効率的な下水道経営を目指し、生活排水処理施設の統廃合に取り組んでいきます。

第5章 計画の進行管理

本計画に基づき、ごみ排出量の抑制や資源化を推進していくためには、施策の実施状況及びその効果を把握・評価し、必要に応じて計画や施策内容を改善していく必要があります。

本計画では PLAN（計画の策定）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）の PDCA サイクルにより、継続的に本計画の点検、見直し、評価を行っていきます。なお、評価には、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 4 月改訂）」に示されている『標準的な評価項目』に加え、本市の数値目標として採用している焼却処理量を指標として使用します。表 5-1 に評価の指標を示します。

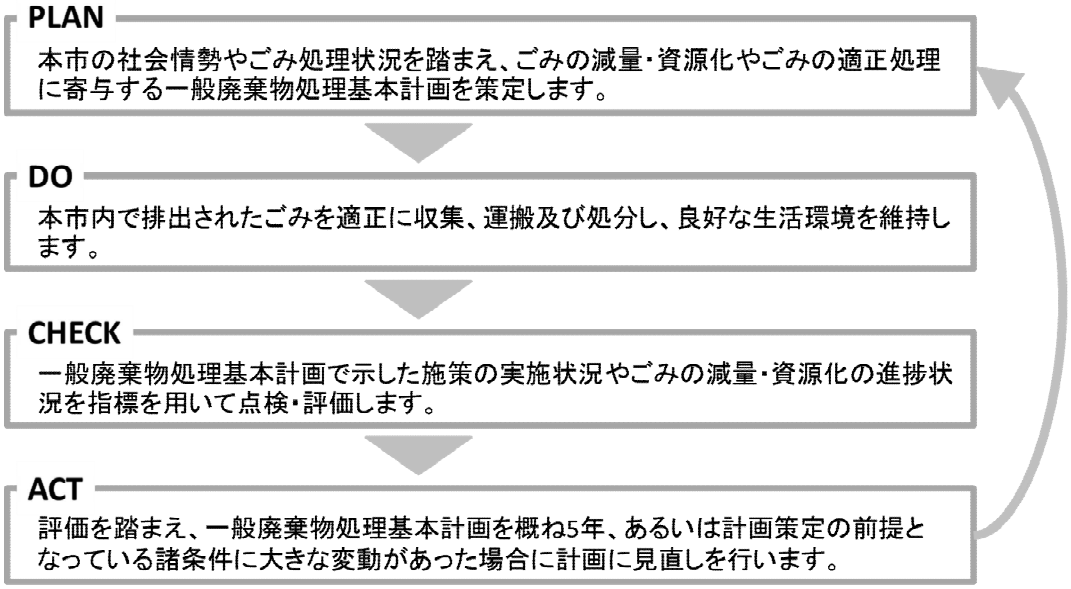

図 5-1　PDCA サイクル

表 5-1　評価の指標

評価対象	指標の名称	単位	計算方法
廃棄物の発生	人口１人１日あたりごみ総排出量	g／人日	（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）÷計画収集人口÷365日（又は 366 日。以下同じ。）
廃棄物の再生利用	資源化率	%	総資源化量÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）
最終処分	最終処分率	%	最終処分量÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）
焼却処理	焼却処理量	t／年	家庭系可燃物＋事業系可燃物＋可燃残渣（不燃物処理施設等より）

（資料）　SDGs とは

（１）SDGs の達成を意識した取り組み

ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）は、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

（２）SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係

SDGs の 17 の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	貧困	**【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	**【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	**【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	**【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	**【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	水・衛生	**【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	**【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。** 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	経済成長と雇用	**【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	インフラ、産業化、イノベーション	**【目標9】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

	不平等	**【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	**【目標 11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。** 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	**【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	**【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	**【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。** 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	**【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	**【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	**【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。** 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

第２次東御市一般廃棄物処理基本計画

（令和２年度改訂版）

令和３年３月

発行　東御市市民生活部生活環境課（クリーンリサイクル係）
〒389-0516
長野県東御市田中 656 番地２　東部クリーンセンター内
TEL（FAX）　：0268-63-6814
E-mail　　：seikan@city.tomi.nagano.jp